

令和6年度 第1回川西市子ども・若者未来会議 次第

令和6年6月28日（金）17：00～19：00

場所：市役所4階庁議室（Zoom 併用）

1. 開会

2. 議事

（1）報告事項

- ① 第2回（仮称）こども参加条例検討部会等の報告について【資料1－1～1－3】

（2）協議事項

- ② 令和6年度教育・保育及び留守家庭児童育成クラブの待機児童数等について【資料2】

- ③ 第2期川西市子ども・若者未来計画（事務局案）等について【資料3・4】

（3）その他

3. 閉会

1. 参加募集 【資料 1-2 参照】

無作為抽出でアンケートを送付した「こども・若者（9歳～29歳）」1,000名に対して、「こども・若者による意見表明の条例検討部会」への参加者募集チラシを併せて送付し、参加者を募集

2. 応募結果 51名（参加申込をいただいた51名に参加をいただく）

区分	人数	グループ数	グループ内訳
小学生	12	9グループ	6人：6グループ 5人：3グループ ※各グループに各区分から最低1人は配置
中学生	17		
高校生	12		
18歳以上	10		
合計	51		

3. ファシリテーター

わたなべ みつよし
渡邊 充佳 氏 （社会福祉士・公認心理師）

- ・2008年7月～2017年3月：川西市子どもの人権オンブズパーソン 調査相談専門員
- ・2023年10月～：合同会社エンパワメント&アドボカシーサービス・ハルジオン 代表社員
こころ・からだ・くらし相談室ハルジオン

※各グループのファシリテーターは、こども政策課の職員をはじめ市職員が担うことを予定

4. 第1回 こども・若者による意見表明の条例検討部会

- ・日時 6月29日（土） 13:30～15:30
- ・場所 キセラ川西プラザ 2階 大会議室
- ・内容 こどもの権利に関するすごろくをしたり、お菓子を食べながらみんなで話をするなど、参加者同士が仲良くなれるよう、アイスブレイクをメインとした内容を予定
（内容詳細については、ファシリテーターの渡邊氏と調整中）

5. 第2回以降のこども・若者による意見表明の条例検討部会の開催スケジュール 【資料 1-3 参照】

- ・第2回 7月27日（土） 内容：こども・若者へのアンケート調査結果についての意見交換
- ・第3回 8月11日（日） 内容：（仮称）こども参加条例検討部会との合同開催
- ・第4回 9月14日（土） 内容：条例制定にあたり大事にしてほしいこと、前文に盛り込んでほしい内容やキーワードなどについての意見交換
- ・第5回 2月頃を予定 内容：条例案に届いた市民からの意見についての結果報告などについての意見交換

※内容については、現時点での予定であり、ファシリテーターとの打ち合わせなどにより、今後変更となる可能性があります。

約29,000人の中から選ばれた、こども・若者のみなさんへ

(本募集は市内にお住まいの9歳から29歳までの約29,000人から無作為に選んだ1,000人の方にお送りしています)

自分たちでつくろう！意見を出し合ってより良いまちに こども・若者のミライにつながる 条例*をみんなで考えよう！

おとなだけで決まりごとやルールを決めるん
じゃなくて、私たちの声を聞いてほしい！

私たちの意見はまちづくりに
どう活かされているのかな？



自分の意見を言った時に
まわりからどう思われるか
心配だなあ。

自分の考えや想いをなかなか言えないので、
気軽に言えるようになればいいのになあ。

こども・若者による意見表明の条例検討部会

※条例とは・・・まちの約束ごとやルールのことです

参加者大募集

友達をさそっての参加もOK！

参加1回につき
1,000円分のギフトカード
をお礼としてプレゼント!!

全5回中3回以上参加してくれた人には、履歴書やエントリーシートなどでご活用いただけるように、
川西市が発行する部会への参加証明書をお渡しする予定です。

開催日程 6/29(土)、7/27(土)、8/11(日)、9/14(土)、2月頃(全5回)

参加申込はコチラから→



申込しめきり
5/19(日)

◆18歳未満の人は保護者と相談してね！

◆友達をさそう時は友達にも参加申込をしてもらってね！

*参加申込が多い場合は抽選となる場合があります。

*参加にあたり、手話通訳などが必要な場合は参加申込時にお知らせください。

こども・若者による意見表明についての条例検討部会 《開催スケジュール》

STEP
1

参加メンバーと
仲良くなろう！

6/29(土) 13:30～15:30

ゲームをしたり、お菓子を食べながら
みんなで楽しくおしゃべりをして、参
加しているメンバーと仲良くなろう！

STEP
2

アンケート結果について
話し合おう！

7/27(土) 13:30～15:30

アンケート結果を見ながら、みんなが
感じたことや思ったことなどを自由に
話し合おう！

STEP
3

おとなたちと
意見交換をしよう！

8/11(日) 13:30～15:30

(仮称) こども参加条例検討部会の
委員メンバーと、こども・若者の意
見表明について意見を交換しよう！

STEP
4

意見を表明するために大切なこと、
条例について話し合おう！

9/14(土) 13:30～15:30

こどもや若者が自分の意見・考えを伝えるために大切
なこと、条例で大事にしたいことなどを話し合おう！

STEP
5

みんなで作った条例案に届いた意見
について話し合おう！

2月頃開催予定（時間・会場未定）

みんなで作った条例案に対して、市民から届いた意
見について、自分の思ったことや考えを話し合おう！

《開催会場》キセラ川西プラザ 2階 大会議室（川西市火打1丁目12番16号）

〈参加にあたってのよくある質問〉

Q.部会の開催時間中は保護者も同席しないといけないの？

A.保護者の方は同席できませんが、会場への送迎など参加にあたりお子さまのサポートをお願いします。

Q.全5回すべてに参加しないといけないの？

A.すべての回への参加は必須としていませんが、できる限り多くの回数のご参加をお願いします。

Q.友達と一緒に参加したいのですが、友達も参加申込が必要なの？

A.必要です。参加申込の時に一緒に参加したいことをお知らせください。

よくある質問は右の二次元コード（市HP）からご確認いただくか、下記の問い合わせ先へお願いします。
その他不明な点などありましたらお気軽にお問い合わせください。



よくある質問
市HPへ

越田市長からのメッセージ

川西市では「まず、こどもの幸せから始める」をまちづくりの基本姿勢に掲げ、笑顔あふれるこどもの成長を通じて、あらゆる市民が幸せを感じられる川西をめざしています。

そのためには、川西市がこどもや若者のみなさんが自分たちの考えや意見を伝えることができるまちであることが大切であると考え、条例という形で、みなさんの意見を伝えたり、まちづくりに参加する権利を保障するためのルールをつくりたいと考えています。

また、この条例を大人だけで考えてつくるのではなく、当事者であるみなさんとともに考え、話し合いを通じて、より良いルールをつくっていきたいと考えています。みなさんの参加をお待ちしています！！

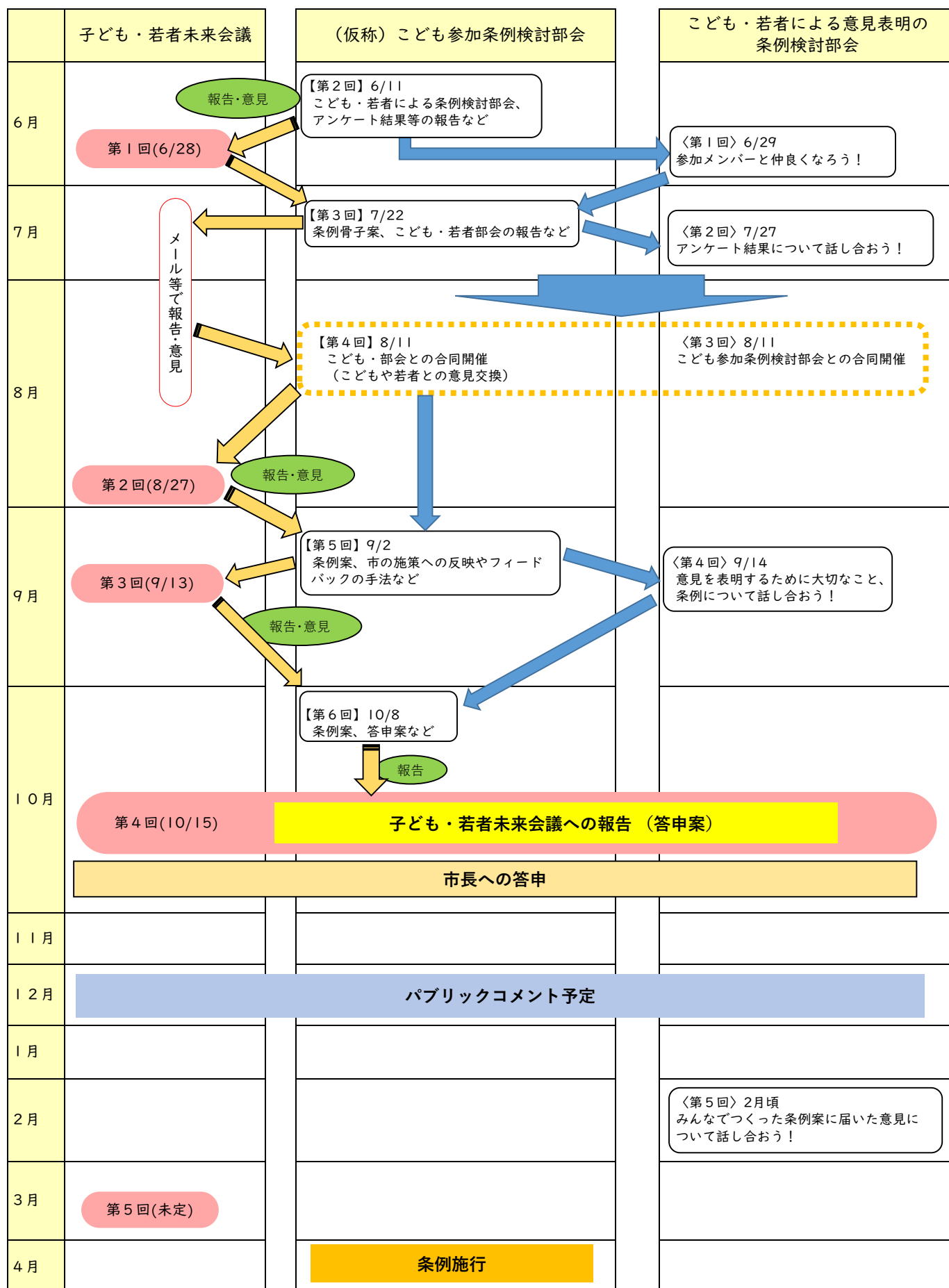


【問い合わせ先】川西市こども未来部こども政策課

電話：072-740-1246

Eメール：kawa0215@city.kawanishi.lg.jp

◆今後のスケジュール（予定）



1. 保育所等待機児童について

（1）国基準

令和5年4月1日

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

令和6年4月1日

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

⇒ 令和4年度から3年連続で、国基準ゼロ

（2）入所保留児童数（国基準以外）

令和5年4月1日

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4人	87人	18人	23人	3人	3人	138人

令和6年4月1日

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8人	35人	47人	4人	11人	4人	109人

⇒ 令和5年度は、令和4年度（60人）から2倍以上となっていたが、令和6年度小規模保育事業所の3施設開所等により、一定の減少がみられる。

2. 令和6年度保育所等利用定員の変更について

令和6年度（予定）

※2：括弧内は変更前定員

区域	施設類型	施設名	設置主体	内容	認定区分別定員数（人）※2			変更日
					1号	2号	3号	
清和台 中学校区	幼保連携型 認定こども園	新清和台こども園	学校法人新清和台学園	利用定員変更 【1号△25人】	170 (195)	105 (105)	45 (45)	令和6年 7月1日（予定）

3 留守家庭児童育成クラブの状況（各年 5 月 1 日時点・人）

小学校等	令和 4 年			令和 5 年			令和 6 年		
	定員	登録児童数	待機数	定員	登録児童数	待機数	定員	登録児童数	待機数
久代	80	96	0	80	96	3	80	95	10
加茂	80	82	0	80	83	0	80	90	0
川西	120	127	0	120	138	0	120	144	10
桜が丘	80	90	0	80	96	0	80	95	0
川西北	74	86	9	74	86	0	74	87	4
明峰	80	102	8	80	103	6	80	104	15
多田	40	48	6	40	48	0	40	47	0
多田東	69	79	0	69	80	0	69	81	0
緑台	40	47	0	40	48	2	40	48	3
陽明	40	37	0	40	48	4	40	48	6
清和台	40	29	0	40	35	0	40	42	0
清和台南	80	49	0	80	65	0	80	67	0
養護	3	1	0	3	1	0	3	1	0
けやき坂	70	73	0	70	73	0	70	65	0
東谷	71	65	0	71	82	1	71	79	0
牧の台	80	92	0	80	102	0	80	109	0
北陵	54	64	5	54	62	0	54	57	0
民間	256	169	0	251	192	14	251	226	12
計	1,357	1,336	28	1,352	1,438	30	1,352	1,485	60

※「夏季休業期間中のみの育成クラブ利用予定者」は含めていない。

・令和 4 年度 63 人（川西北小学校・明峰小学校・多田小学校・北陵小学校）

・令和 5 年度 109 人（久代小学校・川西北小学校・明峰小学校・多田小学校・緑台及び陽明小学校・北陵小学校）

・令和 6 年度 215 人（久代小学校・川西小学校・川西北小学校・明峰小学校・多田小学校・多田東小学校・緑台及び陽明小学校・北陵小学校）

4 留守家庭児童育成クラブの待機児童解消に向けた令和 4 年 4 月以降の取り組み状況

(1) 新規開設【待機児童の発生している校区で開設】

小学校区	区分	取組内容	時期	定員
川西北	民間	「キッズクラブ川西北」開所	令和 4 年 4 月	40 人

※令和 6 年度：「民間クラブ」の誘致を検討中です。

(2) 夏季休業中のみの特別開所【待機児童の発生している校区で、夏季休業中のみの特別開所を実施】

小学校区	区分	時期	定員
川西北	市立	令和３年７～８月（試行実施） 令和４年７～８月 令和５年７～８月 令和６年７～８月	４０人
多田		令和４年７～８月 令和５年７～８月 令和６年７～８月	４０人
明峰		令和４年７～８月	２５人
		令和５年７～８月 令和６年７～８月	４０人
北陵		令和４年７～８月 令和５年７～８月 令和６年７～８月	４０人
久代・緑台及び陽明		令和５年７～８月 令和６年７～８月	４０人
川西		令和６年７～８月	３９人
多田東		令和６年７～８月	４０人

第2期川西市子ども・若者未来計画（素案）

本素案は、第1回未来会議時点の内容です。

今後の議論や各種データ更新の状況などに応じて、随時改定を行います。

目 次（案）

第1章 計画の概要【第1回未来会議】	
1 計画策定の背景	
2 国における近年の動向	
3 計画の位置づけ・期間・対象者	
4 子ども・子育て支援新制度の概要	
第2章 子ども・若者を取り巻く現状【第1回未来会議】	
1 人口と世帯の状況	
2 就業の状況	
3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況	
4 子ども・子育て当事者の状況	
5 若者の状況	
6 子ども・若者の意見表明	
7 ひきこもりや不登校などの状況	
8 貧困の状況	
第3章 計画の考え方【第1回未来会議】	
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の体系	
第4章 各施策の展開【第1回未来会議】	
重点施策	
基本目標1 妊娠前から妊娠、出産、乳幼児の子育てまで一貫した支援を行います	
基本目標2 子育て世帯が社会から孤立せず、子どもたちが地域で育つ環境の整備を進めます	
基本目標3 子どもの学び、育つ機会の保障及び質の高い教育保育を提供します	
基本目標4 すべての子どもや若者の自立を応援、支援します	
基本目標5 こどもの権利の保障とこどもと共につくるまちづくりの機会を充実します	

第5章 事業計画【第1回未来会議：教育・保育のみ】	
1 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	
2 計画期間における人口推計	
3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方	
4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策	
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	
6 教育保育の一体的提供及び推進体制の確保	
第6章 就学前教育保育施設のあり方	
第7章 計画の推進体制	

第 I 章

計画の概要

I 計画策定の背景

我が国における急速な少子・高齢化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招くものとして懸念されています。また、こどもや若者を取り巻く状況として、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう情報通信環境をめぐる問題、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立化、格差拡大などの問題もここ数年で新たに顕在化しています。現在、こうした課題に対処するため、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、DXの推進などさまざまな取組が行われています。

国においては、令和5年4月に、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

政府の動きとしては、令和5年1月に公表された「異次元の少子化対策」により、少子化問題は待ったなしの課題とされ、こども政策を体系的に取りまとめ、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していく考えが示され、「こども未来戦略会議」が設置されました。令和6年2月に閣議決定された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」は、こども・子育て政策を取りまとめたもので、(1) ライフステージを通じた経済的支援の強化、(2) 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充、(3) 共働き・共育での推進の3本柱で、「加速化プラン」の具体的な施策が盛り込まれました。

川西市においては、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年に「第1期川西市子ども・子育て計画」、令和2年に「第2期川西市子ども・子育て計画」を策定するほか、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成25年に「川西市子ども・若者育成支援計画」を策定、平成30年には同計画を改定しました。

さらに、令和5年3月に「第2期川西市子ども・子育て計画」と「川西市子ども・若者育成支援計画」を統合し、「川西市子ども・若者未来計画」を策定し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもから若者まで、切れ目のない施策の推進に取り組んできました。

川西市では、令和6年3月に「第6次川西市総合計画」を策定し、基本構想の5つの柱(分野別目標)の中で「人が豊かに育つ川西の実現」の「子ども・子育て」の施策として「妊娠・出産・乳幼児支援」「子育て環境整備」「教育保育」「若者支援」を位置付けしています。また、同時期に「川西市教育大綱」を策定し、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針を示しています。

本計画は、「川西市子ども・若者未来計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども若者支援施策の充実を図るため「第2期川西市子ども・若者未来計画」を策定し、子どもから若者まで、切れ目なく施策を推進していきます。

2 国における近年の動向

(1) 子育て支援対策

平成29年6月「子育て安心プラン」が公表され、25歳から44歳の女性就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれることから、2020年度までに女性就業率80%にも対応できる約32万人の保育の受け皿を整備することが示されました。

令和元年10月からは3～5歳のすべての子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて教育保育施設の利用料が無償化されました。

令和2年12月には、「新子育て安心プラン」が公表され、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備することが示されるなど、待機児童の解消をめざすとともに、女性の就業率の上昇に対応することとされています。

また、平成30年9月の「新・放課後子ども総合プラン」においては、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の高まりなどを受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿の拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととされています。

さらに、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度を創設することとなりました。

＜「加速化プラン」において実施する具体的な施策＞

- ・児童手当の抜本的拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～
- ・妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～
- ・幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
- ・全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～
- ・新・放課後子ども総合プランの着実な実施～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～
- ・育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～
- ・多様な働き方と子育ての両立支援 ～多様な選択肢の確保～ など

(2) こども基本法の成立とこども家庭庁の創設

令和4年6月に、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子ども施策を総合的に推進するために、「こども基本法」が成立しました。

さらに、「こども家庭庁設置法」が成立し、令和5年4月に、これまで各省庁でバラバラに行われてきた子どもに関する政策を、一本化して専門的に取り組む機関として、こども家庭庁が創設しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進しています。

(3) こども家庭センターの設置

令和4年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとなりました。

児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけています。

(4) 子ども・若者支援

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、国において「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、法第26条に基づき、内閣府に特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部において、法第8条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定され、同ビジョンにおいては、若年無業者やひきこもりなどに悩む若者が自立できないまま年齢を重ねている現状から、特定の分野に関し、30歳代も対象となりました。

同ビジョンの策定から5年が経過したことを受け、平成28年2月には「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援などに重点的に取り組むことが基本的な方針とされました。

その後、新型コロナウイルス感染症が流行し、子ども・若者を取り巻く環境が更に大きく変化したことを踏まえ、令和3年に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、①すべての子ども・若者の健やかな育成、②困難を有する子ども・若者やその家族の支援、③創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援、④子ども・若者の成長のための社会環境の整備、⑤子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、という5本柱を基本的な方針として、子ども・若者育成支援を総合的に推進するとされました。

また、近年、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）が増加し、子ども自身の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障をきたすなど、子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されており、ヤングケアラーの支援体制の構築・強化をするとされています。

(5) 児童虐待防止

平成28年の児童福祉法等の改正によって、住民にとってより身近な対応機関の拡充をめざし、児童虐待について迅速・的確な対応を行うことができる中核市や特別区に対して児童相談所の設置の推進を位置づけ、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が決定されました。令和元年6月には改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれました。

また、令和4年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童虐待のおそれがあり、一時保護を行う場合に、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないことが規定されました。

(6) こども大綱の閣議決定

令和5年12月に、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための方針が定められました。

3 計画の位置づけ・期間・対象者

(1) 計画の法的根拠 〈下記5法に基づく計画として位置づけます〉

●こども基本法（第10条第2項）：市町村こども計画

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

●子ども・子育て支援法（第61条）：市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

●次世代育成支援対策推進法（第8条）：市町村行動計画

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

●子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）：市町村子ども・若者計画

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

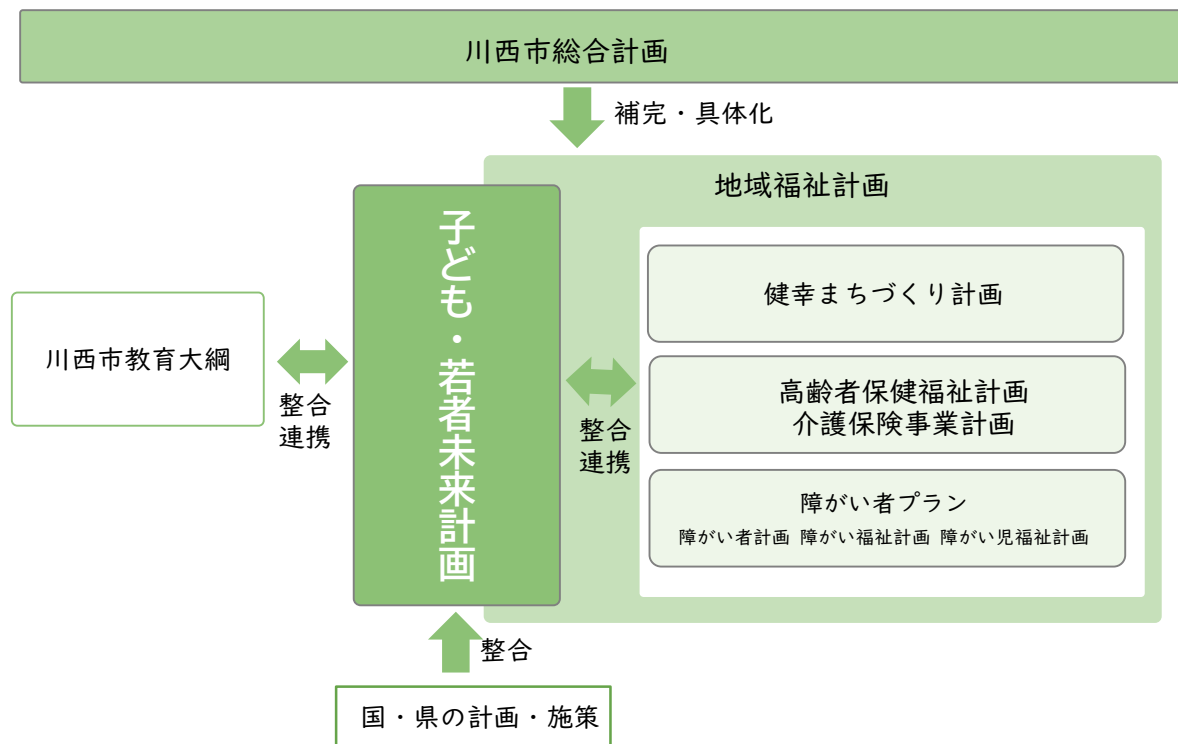
●子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条第2項）：市町村子どもの貧困対策についての計画【新規】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

「川西市総合計画」を上位計画とし、「川西市地域福祉計画」やその他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

●子ども・若者未来計画の位置づけ



(3) 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
川西市子ども・若者未来計画		第2期川西市子ども・若者未来計画					次期川西市子ども・若者未来計画
				【中間見直し】			

(4) 計画の対象者

対象者は妊娠前、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

0歳			6歳	12歳	18歳	39歳
妊娠前	妊娠期	出産	乳幼児期	学童期	思春期	青年期以降

※概ねの年齢区分

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、幼児期の質の高い教育保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育保育の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

(2) 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容

新制度の創設に関する以下の3つの法律をあわせて、「子ども・子育て関連3法」といいます。新制度の実施主体である市町村においては、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、教育保育の提供区域の設定、教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等を記載することとされており、具体的な目標設定のうえ、子ども・子育て支援の推進を図ります。

また、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、同年10月から幼児教育保育の無償化が実施されました。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律 ※1
- 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正) ※2

1 質の高い幼児期の 学校教育保育の総合的な提供	幼児期の教育と保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」の普及を図るため、設置手続きを簡素化し、財政支援を充実・強化
2 保育の量的拡大・確保 教育保育の質的改善	地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等を計画的に整備し、待機児童0の継続や多様な教育保育を充実
3 地域子ども・子育て支援の 充実	すべての家庭を対象に、地域の子ども・子育てに関するさまざまなニーズに応えられるよう財政支援を強化

※1 就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(3) 給付・支援事業

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されます。

① 子ども・子育て支援給付

- 1 子どものための教育保育給付
 - ①施設型給付
 - 認定こども園
 - 幼稚園※1
 - 認可保育所※2
 - ②地域型保育給付
 - 小規模保育事業(A・B・C型)
 - 家庭的保育事業
 - 居宅訪問型保育事業
 - 事業所内保育事業
- 2 子育てのための施設等利用給付
 - 幼稚園(新制度に移行していない幼稚園)
 - 特別支援学校
 - 預かり保育事業
 - 認可外保育施設等
 - こども誰でも通園制度(仮称)での給付化(予定)
- 3 子どものための現金給付
 - 児童手当

※1 私立幼稚園は新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は私学助成を継続
※2 私立認可保育所は現行どおり市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

② 地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象とする事業

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 1 利用者支援事業 | 2 延長保育事業 |
| 3 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） | 4 子育て短期支援事業（ショートステイ） |
| 5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） | 7 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| 6 養育支援訪問事業 | 9 一時預かり事業 |
| 8 地域子育て支援拠点事業 | |
| 10 病児保育事業 | |
| 11 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） | 12 妊婦に対する健康診査 |
| 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| 14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 15 子育て世帯訪問支援事業【新規（令和4年改正）】 |
| 16 児童育成支援拠点事業【新規（令和4年改正）】 | 17 親子関係形成支援事業【新規（令和4年改正）】 |

（４）子どものための教育保育給付

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用にあたっては、教育保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

① 支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用する主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園・幼稚園※
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園・保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園・保育所・地域型保育事業

※私立幼稚園は新制度に移行するか、現行制度のまま継続するか、各園の判断において選択することとされています

② 無償化認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用する主な施設・事業
新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園（私学助成幼稚園）
新2号認定	満3歳以上の就学前の子ども	認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育
新3号認定	満3歳未満の就学前の子ども	認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育

③ 保育の必要性に応じた区分

2号認定または3号認定は、保育の必要量によってフルタイム就労を想定した「保育標準時間」（最長11時間）、またはパートタイム就労を想定した「保育短時間」（最長8時間）に区分されます。

④ 給付対象施設

支給認定区分	対象となる子ども
幼稚園	・3歳から就学までの児童を対象とし、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設 ・昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）等を実施
保育所	・0歳から就学までの児童を対象とし、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 ・夕方までの保育のほか、延長保育を実施
認定こども園	・0歳から就学までの児童を対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設 ・4つの類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に分類
地域型保育事業	・0歳から2歳を対象とし、少人数の単位（20人未満）で保育を必要とする児童を預かる事業 ・4つの類型（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に分類

第2章

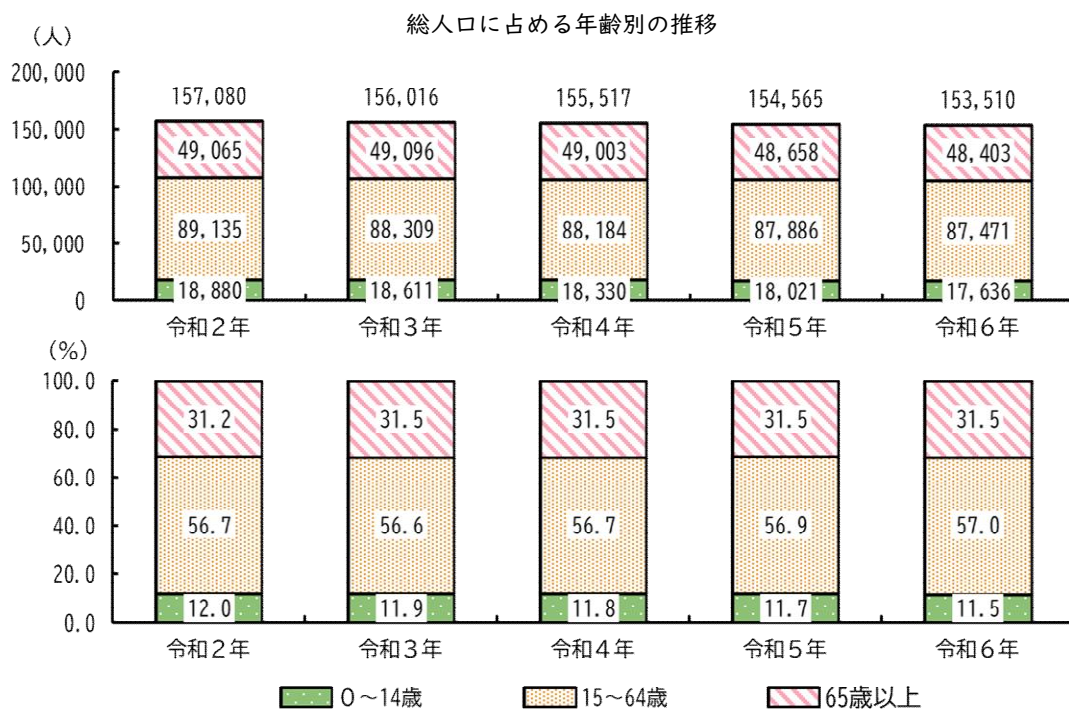
子ども・若者を取り巻く現状

I 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

① 総人口に占める年齢別の推移

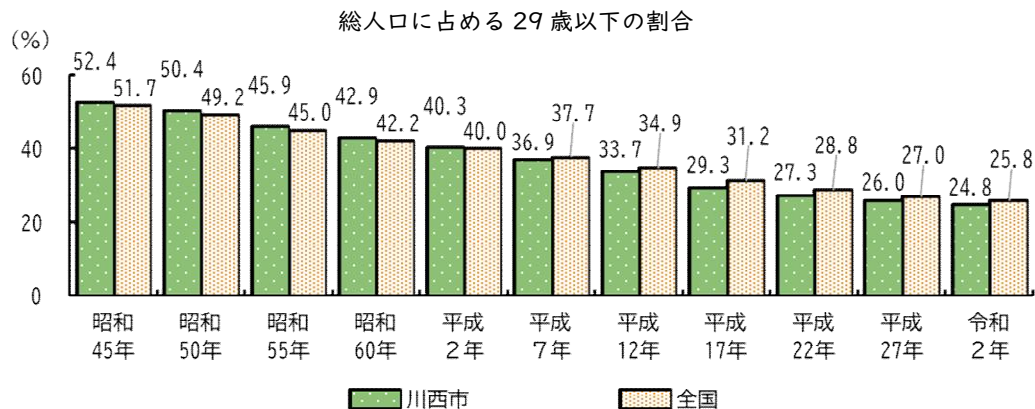
総人口は減少しており、令和6年は153,510人となっています。0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口も減少しています。令和6年の高齢化率（65歳以上の人口の総人口に占める比率）は31.5%となっています。

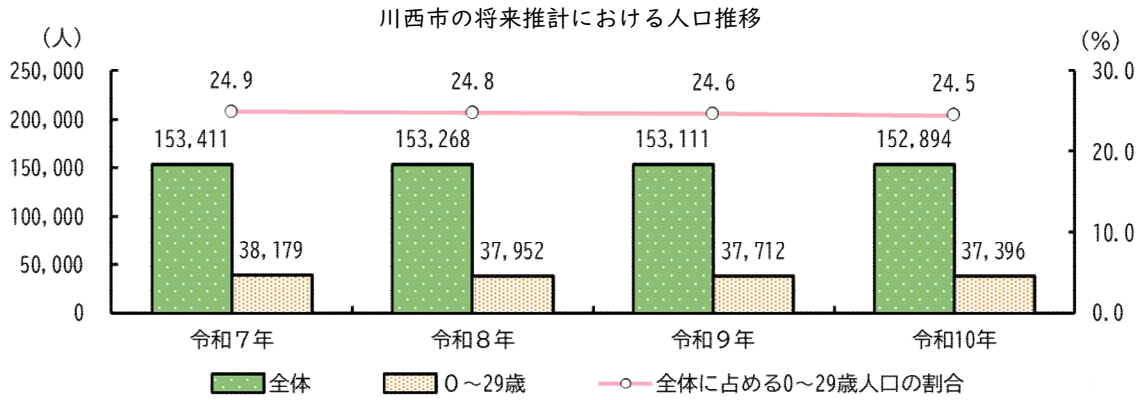


② 子ども・若者の人口

国勢調査によると、全国の0～29歳の子ども・若者の総人口に占める割合は、平成2年には40%でしたが、その後も減少を続け、令和2年に25.8%まで減少しています。川西市の同期間の割合も、40.3%から24.8%へと減少し、同じ傾向が見られます。

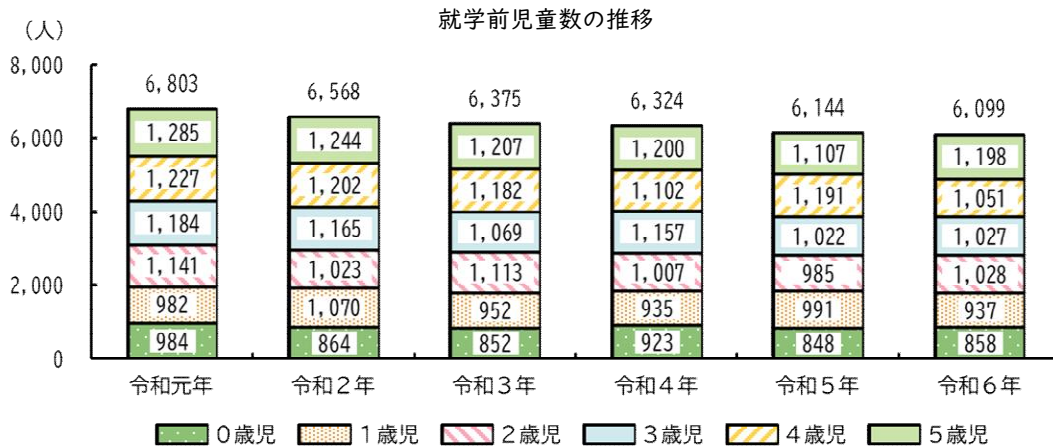
また、川西市の人口推計では、令和10年には24.5%となることが予測されています。





③ 就学前児童数の推移

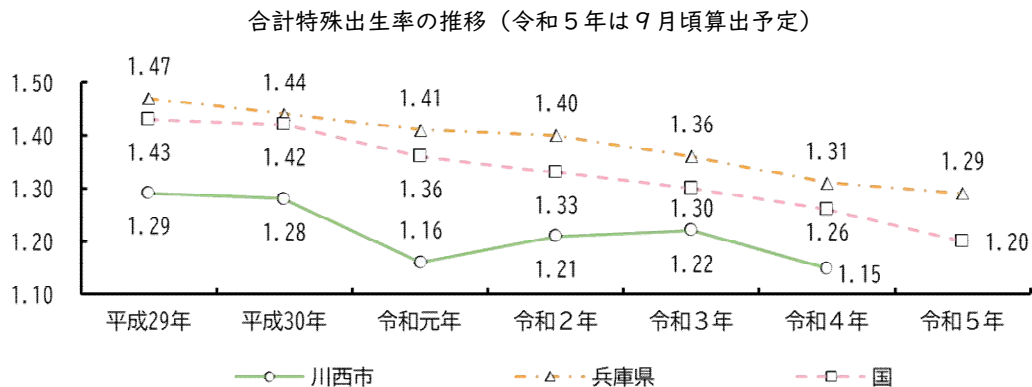
就学前児童数は減少傾向にあり、令和6年は6,099人となっています。



（2）出生の動向

川西市の合計特殊出生率は、令和元年に減少した後、令和3年は1.22とやや増加していましたが、令和4年には1.15と減少しています。

令和5年には国が1.20、兵庫県が1.29となっており、川西市は各年とも国・県を下回っています。



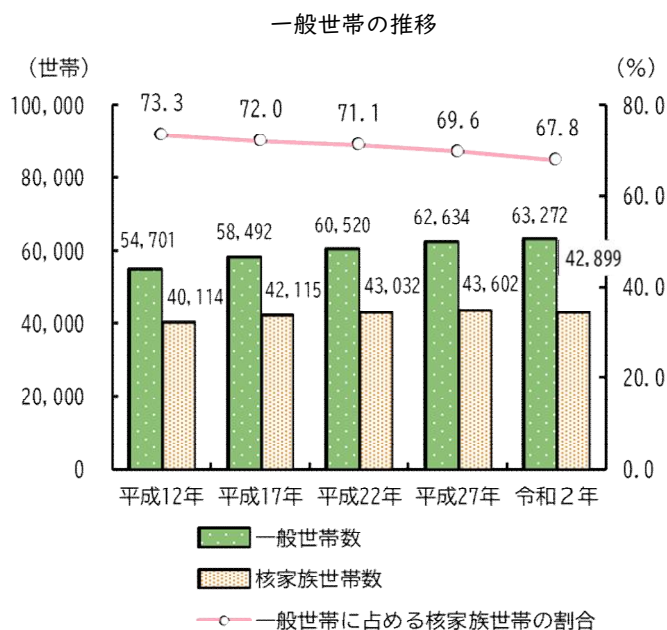
(3) 世帯の状況

① 一般世帯の推移

一般世帯数は、平成12年から令和2年にかけて8,571世帯増加し、令和2年は63,272世帯となっています。

一方、核家族世帯数は平成17年から令和2年にかけてほぼ横ばいであり、令和2年は42,899世帯となっています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成12年から令和2年にかけて減少しています。



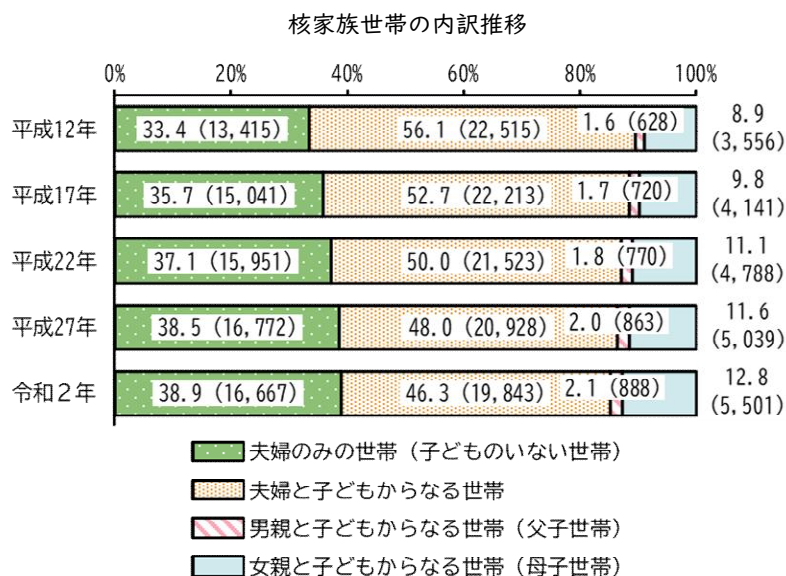
② 核家族世帯の内訳推移

夫婦のみの世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯の割合は増加しており、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。

○核家族世帯

「一般世帯」のうち、「親族のみの世帯」に分類され「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親世帯」のいずれかに該当する世帯のこと。なお、「親族のみの世帯」に分類されるものには「核家族以外の世帯」があるほか、「一般世帯」には「親族のみの世帯」以外に、「非親族を含む世帯」と「単独世帯」がある。

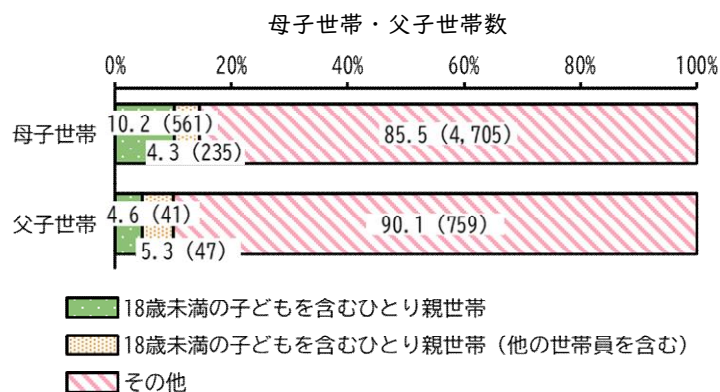
※「男親と子どもからなる世帯」「女親と子どもからなる世帯」には、18歳以上の子どもを含む



③ 母子・父子世帯の状況

18歳未満の子どもを含む母子世帯については、令和2年で796世帯、父子世帯で88世帯となっています。

平成27年については、18歳未満の子どもを含む母子世帯は748世帯(14.8%)、父子世帯は74世帯(8.6%)となっており、平成27年に比べ減少しています。



(4) 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態は、平成28年以降「自然減」（出生数が死亡数を下回る状態）となっており、令和5年は1,063人の減少となっています。

転入者数と転出者数の差による社会動態は、平成28年から令和5年にかけて増加と減少を繰り返し、令和5年は36人の「社会増」（転入者数が転出者数を上回る状態）となっています。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、平成28年以降「人口減」の状態が続いており、令和5年は1,027人の減少となっています。

① 自然動態及び社会動態の推移

自然動態及び社会動態の推移

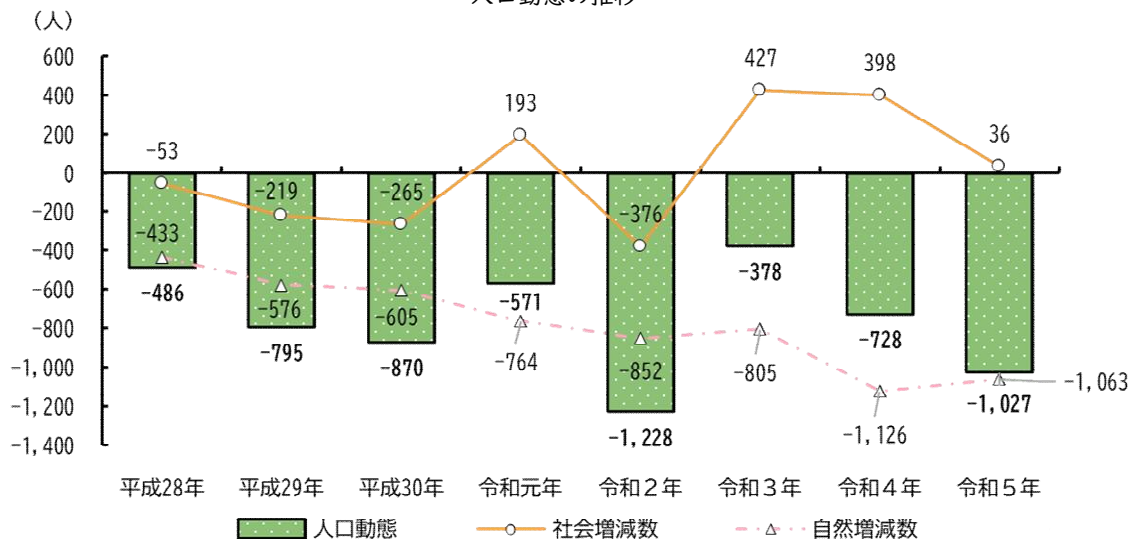
単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	1,048	1,010	979	851	892	874	820	863
死亡数	1,481	1,586	1,584	1,615	1,744	1,679	1,946	1,926
転入者数	5,552	5,329	5,374	5,782	5,124	5,390	5,624	5,387
転出者数	5,605	5,548	5,639	5,589	5,500	4,963	5,226	5,351

資料：川西市統計要覧

② 人口動態の推移

人口動態の推移



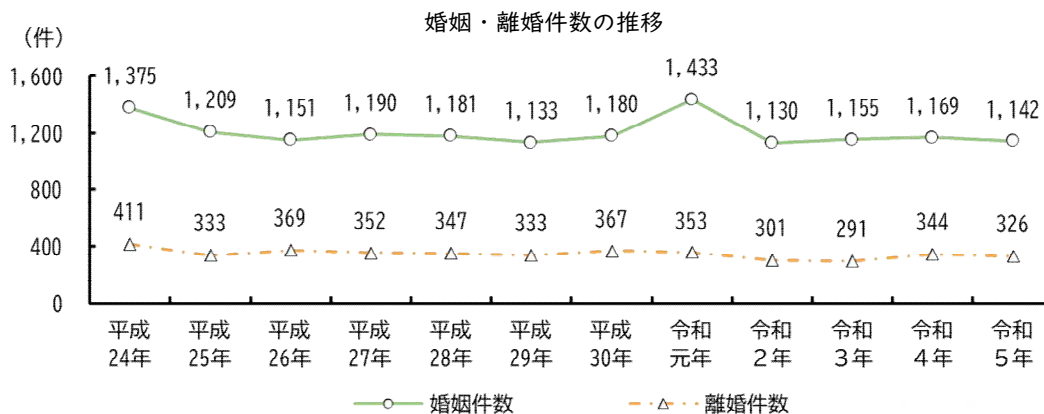
資料：川西市統計要覧

(5) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成 26 年以降は 1,100 件台で推移しており、令和元年には 1,433 件に増加しましたが、令和 2 年以降は再び 1,100 件台になり、令和 5 年で 1,142 件となっています。

離婚件数は、平成 25 年以降 300 件台で推移し、令和 3 年には 291 件となっていました、令和 5 年には 326 件と増加しています。



資料：川西市統計要覧

② 未婚率の推移

川西市の 20～39 歳の未婚率は、男女ともに 20～24 歳、女性の 25～29 歳で増加傾向にあり、男性の 35～39 歳では、平成 17 年から令和 2 年にかけて 4.5%増加しています。

国、県と比較すると、同水準で推移しています。

未婚率の推移

単位：%

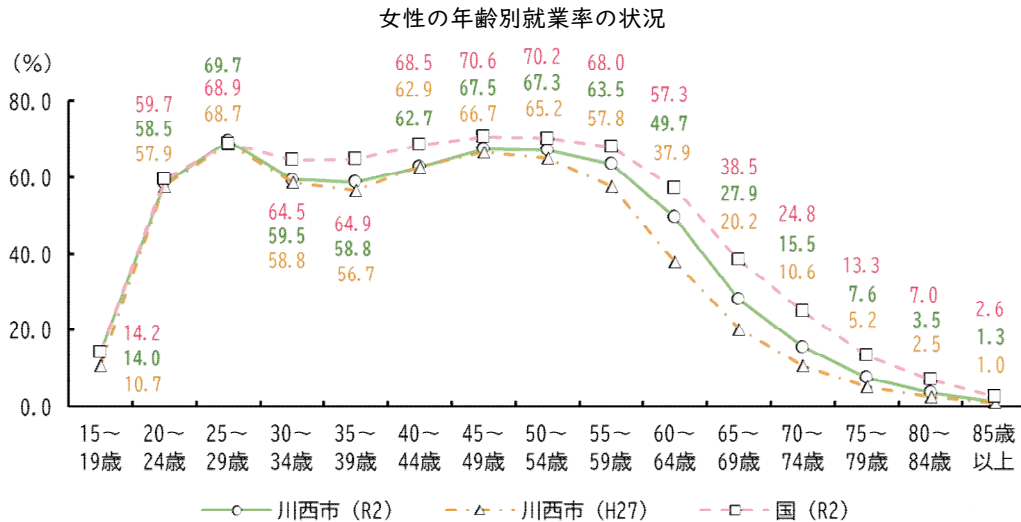
		20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成 17 年	全国	93.5	88.7	71.4	59.1	47.1	32.0	31.2	18.7
	兵庫県	93.6	90.0	70.0	59.7	43.2	31.1	27.1	18.5
	川西市	95.0	92.5	73.1	65.0	43.1	32.9	25.9	20.0
平成 22 年	全国	94.0	89.6	71.8	60.3	47.3	34.5	35.6	23.1
	兵庫県	93.7	90.4	70.6	61.6	44.7	35.0	32.3	22.8
	川西市	95.5	92.3	72.6	66.2	45.4	36.6	31.1	22.5
平成 27 年	全国	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	兵庫県	95.0	92.3	72.1	62.7	45.2	35.9	33.1	24.8
	川西市	96.3	94.4	74.0	65.8	43.9	35.6	31.1	24.0
令和 2 年	全国	95.2	92.3	72.7	62.3	47.1	35.1	34.3	23.5
	兵庫県	95.1	93.0	71.1	62.6	44.2	34.6	32.0	23.6
	川西市	97.2	95.8	72.8	68.7	43.3	34.7	30.4	23.8

資料：国勢調査

2 就業の状況

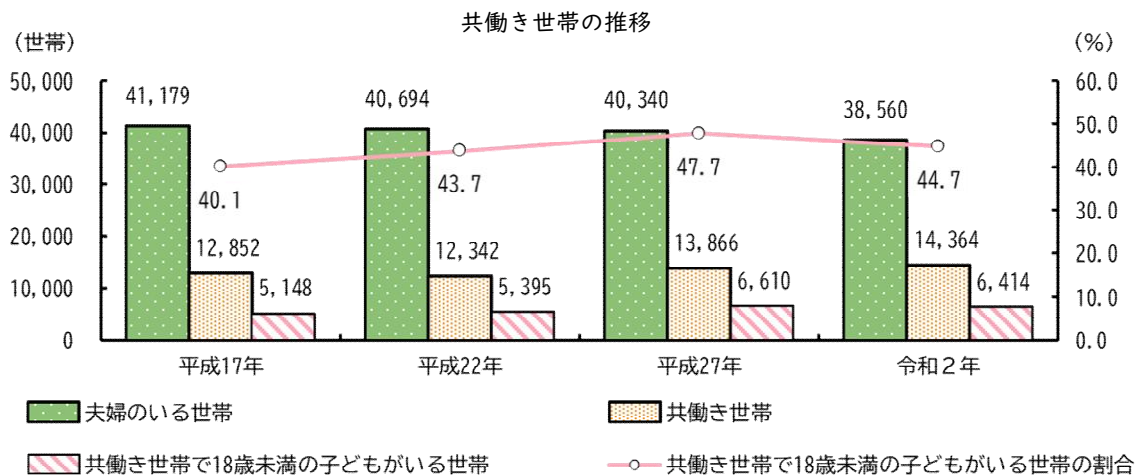
(1) 女性の年齢別就業率の状況

令和2年の川西市の女性の年齢別就業率は、平成27年と比較すると、40～44歳を除くすべての年齢区分で上回っていますが、国と比較すると、25～29歳を除くすべての年齢区分で下回っています。



(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年は44.7%となっています。

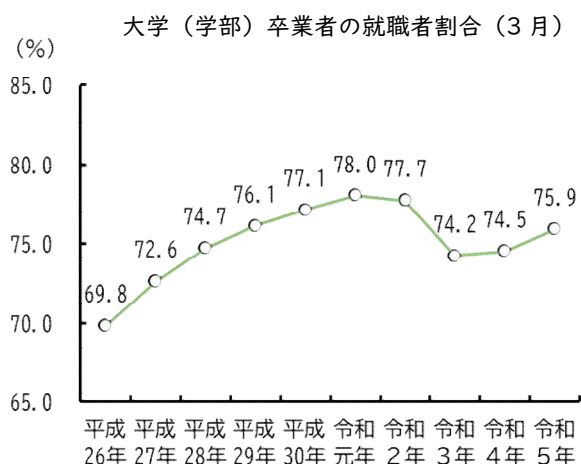


(3) 若者の就職・離職状況など

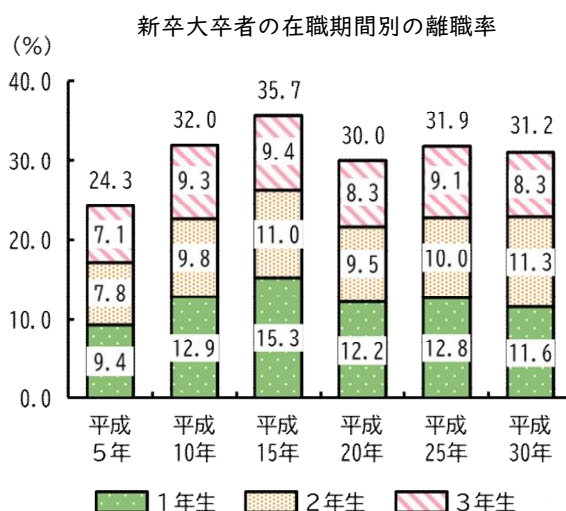
文部科学省「学校基本調査」によると、大学の卒業者の就職率は令和3年に新型コロナウイルス感染症による雇用環境の悪化等の影響で74.2%に減少しましたが、令和5年には75.9%と増加しています。

また、大学を卒業して就職した人のうち31.2%が就職後3年以内に離職するなど、雇用のミスマッチが生まれており、就労を継続することへの支援や離職後の支援が課題となっています。

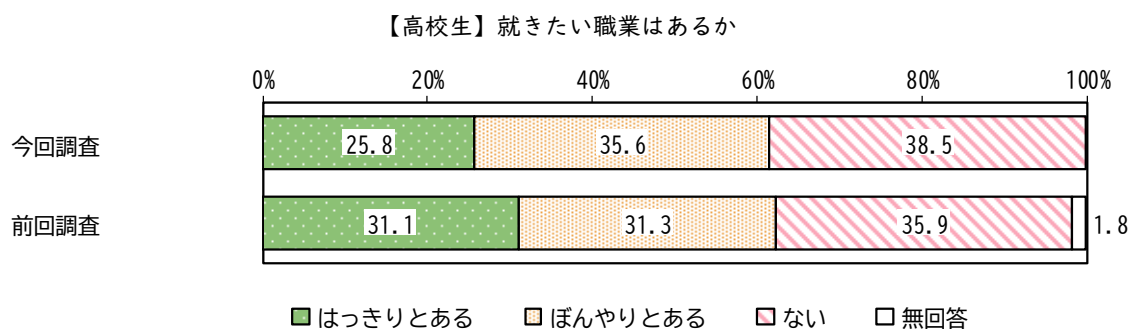
高校生で就きたい職業が「はっきりとある」「ぼんやりとある」と回答した人の割合は横ばいとなっています。また、就きたい職業がない理由としては「自分のやりたいことが分からない」、「どんな職業があるのか分からない」、「職業について真剣に考えたことがない」などの割合が増加しています。



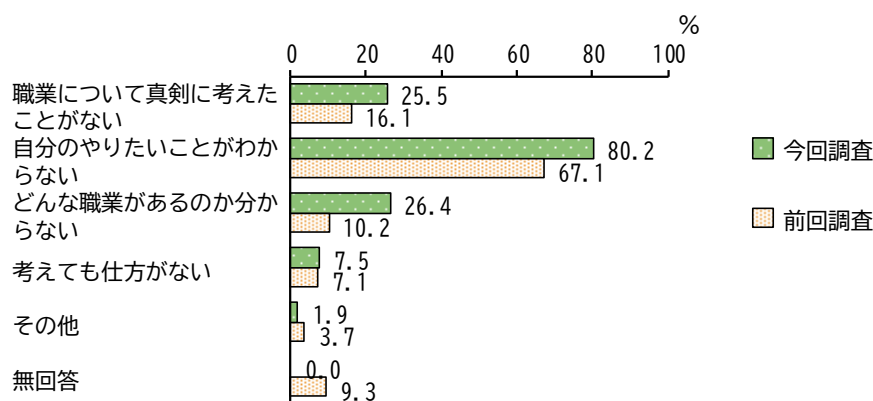
資料：文部科学省「学校基本調査」



資料：厚生労働省「新規学校卒業者の就業状況調査」



【高校生】就きたい職業がない理由（上記で「ない」と答えた人）（複数回答）



資料：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況

（1）保育施設の状況（毎年4月1日時点）

① 保育施設定員（2・3号認定定員）の推移

保育施設定員は、令和元年から令和6年にかけて、認可施設で337人、認可外保育施設（企業主導型保育事業所・地域保育園）を含めると、504人増加しています。認定こども園の定員は277人増加し、企業主導型保育事業所の定員は、152人増加しています。

保育施設定員（2・3号認定定員）の推移

単位：人

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可	認可保育所	1,130	1,220	1,220	1,140	1,140	1,140
	認定こども園	820	880	927	1,007	1,067	1,097
	小規模保育事業所	133	133	133	133	133	183
	小計	2,083	2,233	2,280	2,280	2,340	2,420
認可外	企業主導型保育事業所	197	347	359	371	349	349
	地域保育園	66	66	66	66	66	81
	小計	263	413	425	437	415	430
合計		2,346	2,646	2,705	2,717	2,755	2,850

資料：入園所相談課

② 保育施設の利用状況（認可・市内）

1～5歳において保育施設の利用者数は増加し、保育施設全体では、令和元年から令和6年にかけて164人増加しています。

保育施設の利用状況（認可・市内）

単位：人

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	162	134	128	158	120	144
1～2歳	834	826	818	840	884	895
3～5歳	1,234	1,339	1,303	1,362	1,352	1,355
計	2,230	2,299	2,249	2,360	2,356	2,394

資料：入園所相談課

③ 待機児童数の推移

待機児童数（国基準）は年々減少し、令和4年以降は0人となっています。

入所保留児童数（国基準外）は、増加と減少を繰り返し、令和6年で109人となっています。

待機児童数の推移

単位：人

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数（国基準）	29	17	16	0	0	0
入所保留児童数（国基準外）	51	81	76	60	138	109

資料：入園所相談課

(2) 教育施設の状況（毎年5月1日時点）

① 教育施設定員（1号認定定員）の推移

令和元年から令和6年にかけて、284人の定員が減少しています。

教育施設定員（1号認定定員）の推移

単位：人

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市立幼稚園・認定こども園	700	710	710	710	710	620
私立認定こども園	615	615	546	546	726	711
私立幼稚園	1,540	1,540	1,540	1,540	1,240	1,240
計	2,855	2,865	2,796	2,796	2,676	2,571

資料：入園所相談課

② 教育施設の利用状況

令和元年から令和6年にかけて、460人の利用者が減少しています。

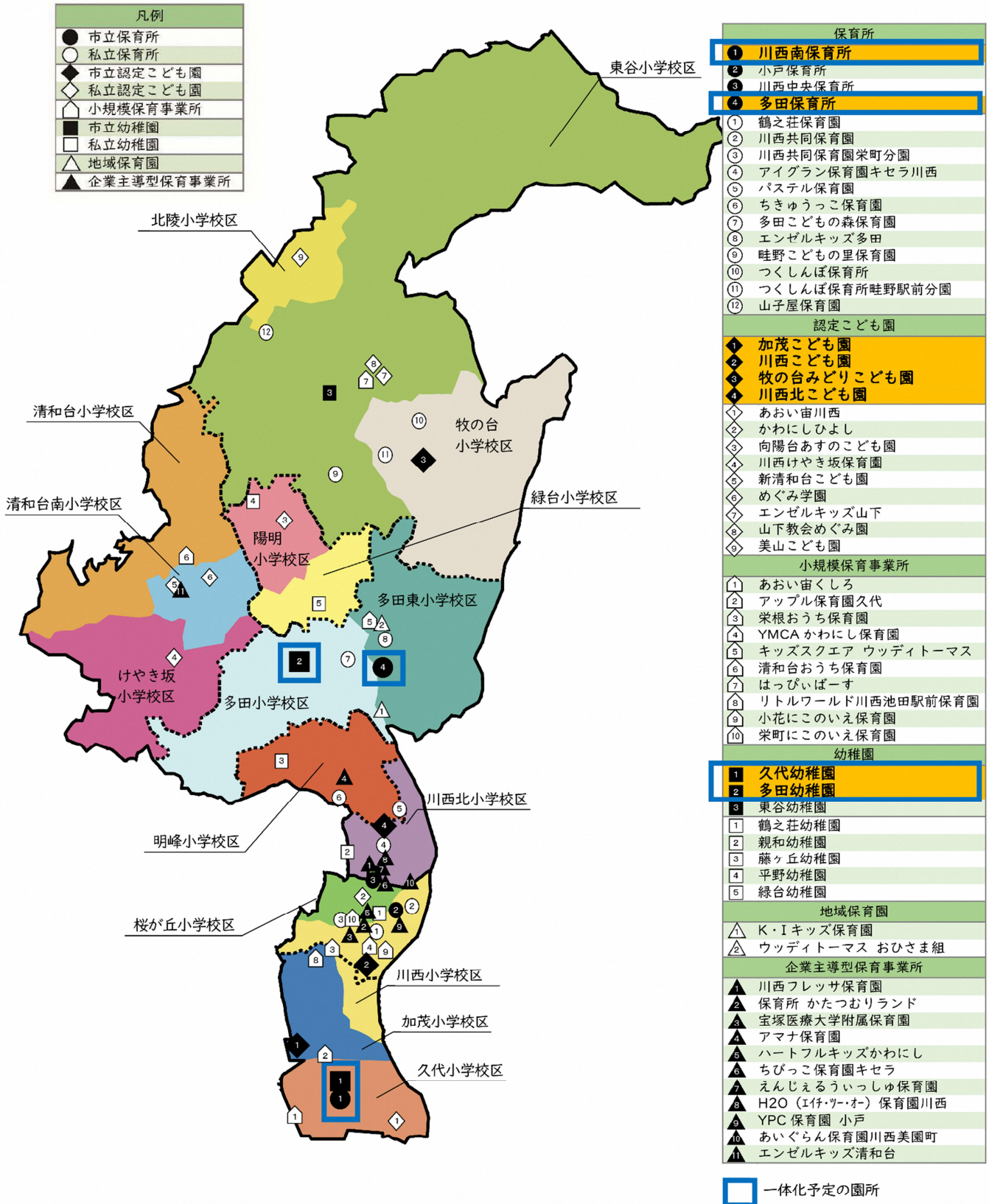
教育施設の利用状況

単位：人

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市立幼稚園・認定こども園	459	412	381	370	329	334
私立認定こども園	283	243	240	225	392	370
私立幼稚園	1,171	1,092	1,040	984	785	749
計	1,913	1,747	1,661	1,579	1,506	1,453

資料：入園所相談課

◆ 幼稚園・認可保育所・認定こども園の配置状況（令和6年4月時点）



○中学校区別教育保育利用定員数（令和6年4月1日時点）

単位：人

区域	施設	1号認定	2号認定	3号認定		2・3号計
		3－5歳	3－5歳	0歳	1－2歳	
川西南	認可保育所	－	47	0	33	80
	幼保連携型認定こども園	170	123	15	55	193
	小規模保育事業	－	－	12	45	57
	市立幼稚園	90	－	－	－	0
	認可計（1号除く）	－	170	27	133	330
	合計	260	170	27	133	330
川西	認可保育所	－	257	51	172	480
	幼保連携型認定こども園	165	173	27	95	295
	小規模保育事業	－	－	19	50	69
	企業主導型保育事業	－	131	56	138	325
	私立幼稚園	440	－	－	－	0
	認可計（1号除く）	－	430	97	317	844
	合計	605	561	153	455	1,169
明峰	認可保育所	－	61	15	44	120
	企業主導型保育事業	－	0	2	10	12
	私立幼稚園	200	－	－	－	0
	認可計（1号除く）	－	61	15	44	120
	合計	200	61	17	54	132
多田	認可保育所	－	132	18	110	260
	小規模保育事業	－	－	3	16	19
	地域保育園	－	46	5	30	81
	市立幼稚園	60	－	－	－	0
	認可計（1号除く）	－	132	21	126	279
	合計	60	178	26	156	360
緑台	幼保連携型認定こども園	27	54	6	30	90
	私立幼稚園	600	－	－	－	0
	認可計（1号除く）	－	54	6	30	90
	合計	627	54	6	30	90
清和台	幼保連携型認定こども園	458	182	15	93	290
	小規模保育事業	－	－	3	16	19
	企業主導型保育事業	－	－	3	9	12
	認可計（1号除く）	－	182	18	109	309
	合計	458	182	21	118	321
東谷	認可保育所	－	118	18	64	200
	保育所型認定こども園	66	24	5	10	39
	幼保連携型認定こども園	205	101	15	74	190
	小規模保育事業	－	－	3	16	19
	市立幼稚園	90	－	－	－	0
	認可計（1号除く）	－	243	41	164	448
	合計	361	243	41	164	448
全域	認可保育所	－	615	102	423	1,140
	保育所型認定こども園	66	24	5	10	39
	幼保連携型認定こども園	1,025	633	78	347	1,058
	小規模保育事業	－	－	40	143	183
	企業主導型保育事業	－	131	61	157	349
	地域保育園	－	46	5	30	81
	市立幼稚園	240	－	－	－	0
	私立幼稚園	1,240	－	－	－	0
	認可計（1号除く）	－	1,272	225	923	2,420
	合計	2,571	1,449	291	1,110	2,850

資料：入園所相談課

※上記以外に、民間事業者による2施設開所予定です。（令和7年4月）

幼保連携型認定こども園（83人・川西南中学校区）、認可保育所（60人・川西中学校区）

4 子ども・子育て当事者の状況

【妊娠・出産期】

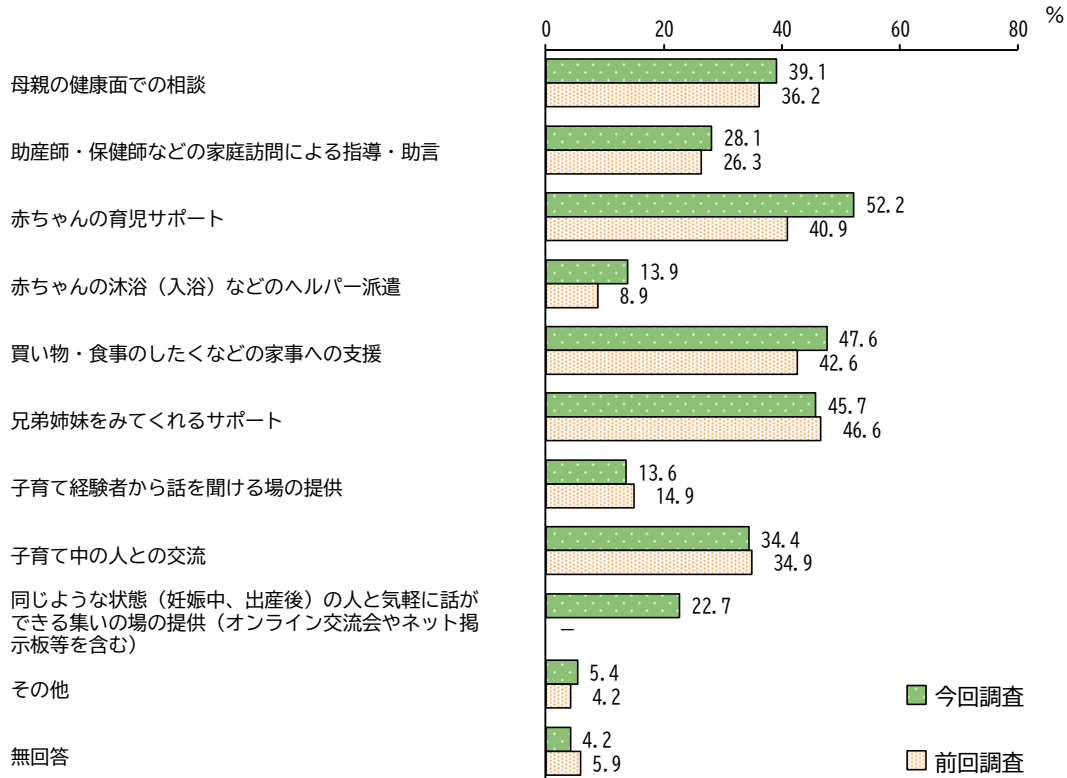
(1) 妊娠中や出産後のサポート

① 妊娠中や出産後のサポートとして特に必要なサービス

「赤ちゃんの育児サポート」の割合が52.2%と最も高く、次いで「買い物・食事のしたくなどの家事への支援」の割合が47.6%、「兄弟姉妹をみてくれるサポート」の割合が45.7%となっています。

前回調査と比較すると、「赤ちゃんの育児サポート」の割合が増加しています。

妊娠中や出産後のサポートとして特に必要なサービス（複数回答）



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※「同じような状態（妊娠中、出産後）の人と気軽に話ができる集いの場の提供（オンライン交流会やネット掲示板等を含む）」の選択肢は、今回調査で追加されました。

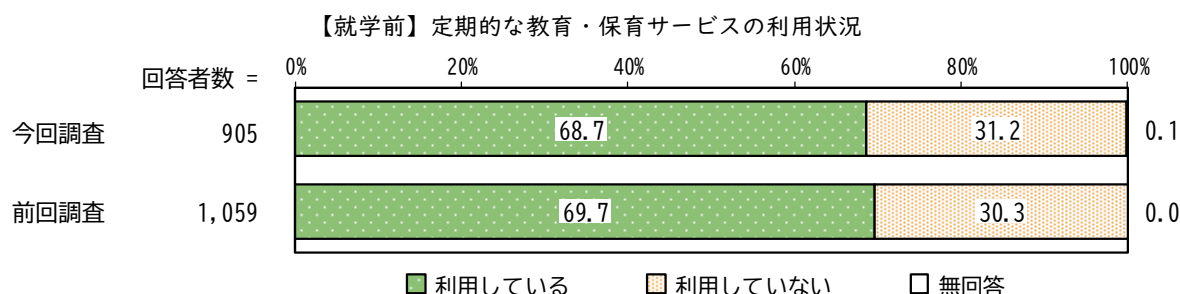
【乳幼児期・学童期】

（１）平日の定期的な教育・保育サービス

① 平日の定期的な教育・保育サービスの利用の有無

「利用している」の割合が68.7%、「利用していない」の割合が31.2%となっています。

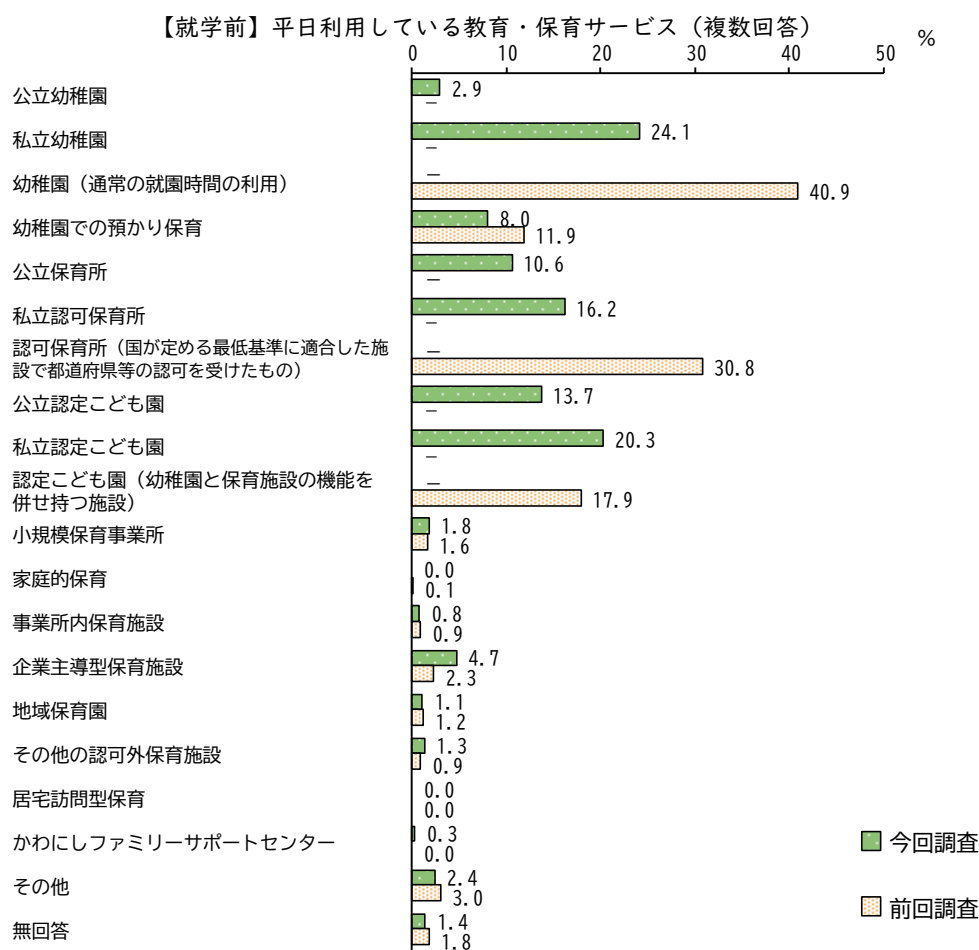
前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 「利用している」を選んだ人のうち平日利用している教育・保育サービス

「私立幼稚園」の割合が24.1%と最も高く、次いで「私立認定こども園」の割合が20.3%、「私立認可保育所」の割合が16.2%となっています。

前回調査と比較すると、こども園の割合が高くなっており、幼稚園の割合が低くなっています。



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※前回調査と選択肢が異なるため、参考として前回調査の結果を掲載します。

※前回調査の結果が「-」となっている選択肢は、今回調査で新たに追加された選択肢です。

※今回調査の結果が「-」となっている選択肢は、今回調査で削除された選択肢です。

③ 定期的に利用したい教育・保育サービス

どの年齢においても「認定こども園」「認可保育所」の割合が高くなっていますが、3歳から5歳では「幼稚園」「幼稚園での預かり保育」の割合も高くなっています。

【就学前】定期的に利用したい教育・保育サービス（2つまで）

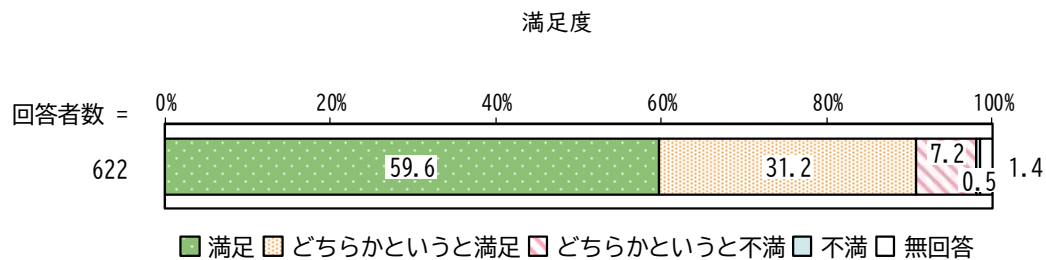
単位：％

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
全体（件）	202	317	425	540	705	817
幼稚園	5.0	1.9	4.5	30.2	31.2	33.9
幼稚園での預かり保育	1.5	0.6	2.6	18.0	19.6	21.3
認可保育所	23.3	33.4	33.4	23.9	21.0	21.8
認定こども園	24.8	35.0	35.3	35.6	33.6	34.9
小規模保育事業所	4.0	4.1	3.5	—	—	—
家庭的保育	0.5	0.3	0.5	—	—	—
事業所内保育施設	0.5	0.9	0.7	—	—	0.1
企業主導型保育施設	3.0	1.3	1.9	0.7	0.3	0.2
地域保育園	—	0.3	0.2	—	0.1	0.1
その他の認可外保育施設	0.5	0.3	0.5	0.4	0.1	0.1
居宅訪問型保育	4.5	2.5	1.6	0.7	0.1	0.1
かわにしファミリーサポートセンター	1.5	1.9	0.5	0.7	0.3	0.4
その他	1.5	0.6	0.9	0.4	0.3	0.2
無回答	45.0	34.1	29.9	17.8	20.6	15.5

資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

④ 現在利用している教育・保育サービスの満足度

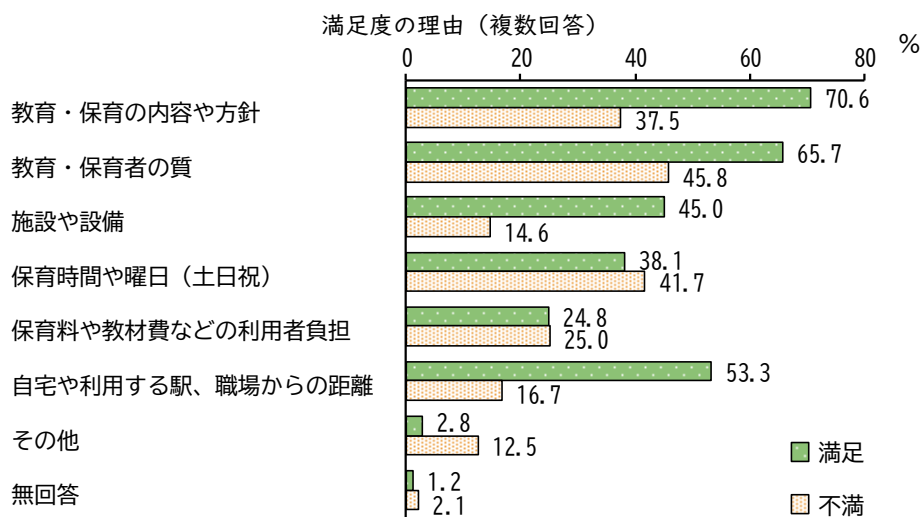
「満足」の割合が59.6％と最も高く、次いで「どちらかという満足」の割合が31.2％となっています。



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

満足（④の「満足」と「どちらかという満足」の合計）の理由としては、「教育・保育の内容や方針」の割合が70.6%と最も高く、次いで「教育・保育者の質」の割合が65.7%、「自宅や利用する駅、職場からの距離」の割合が53.3%となっています。

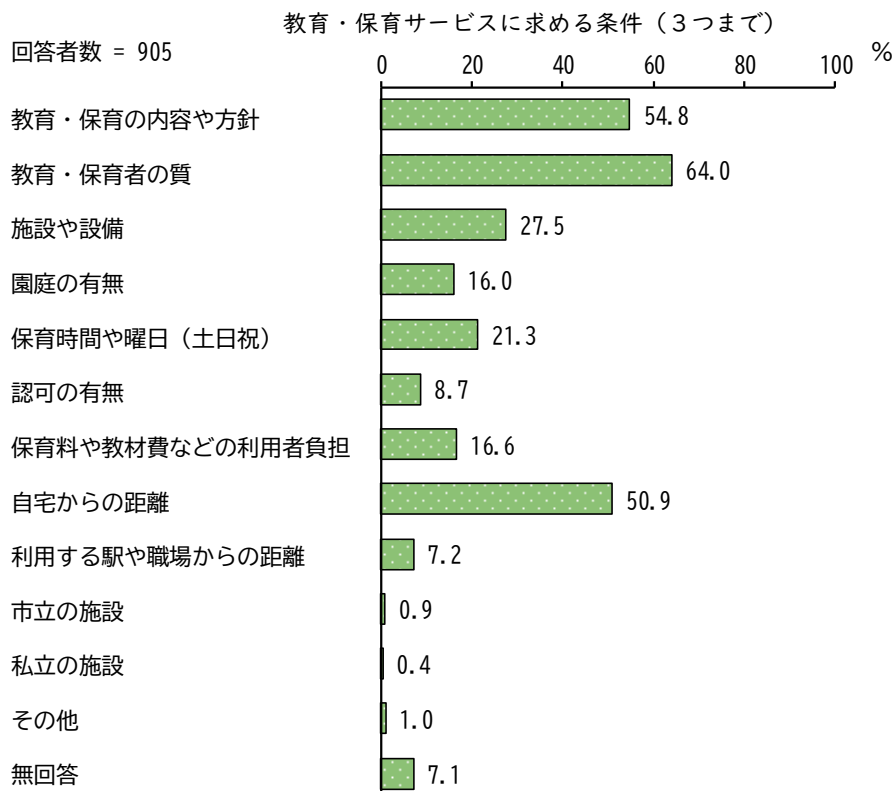
不満（④の「どちらかと言うと不満」と「不満」の合計）の理由としては、「教育・保育者の質」の割合が45.8%と最も高く、次いで「保育時間や曜日（土日祝）」の割合が41.7%、「教育・保育の内容や方針」の割合が37.5%となっています。



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

⑤ 教育・保育サービスに求める条件

「教育・保育者の質」の割合が64.0%と最も高く、次いで「教育・保育の内容や方針」の割合が54.8%、「自宅からの距離」の割合が50.9%となっています。



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(2) 短時間サービスの利用状況と利用意向

① 病気の際の対応

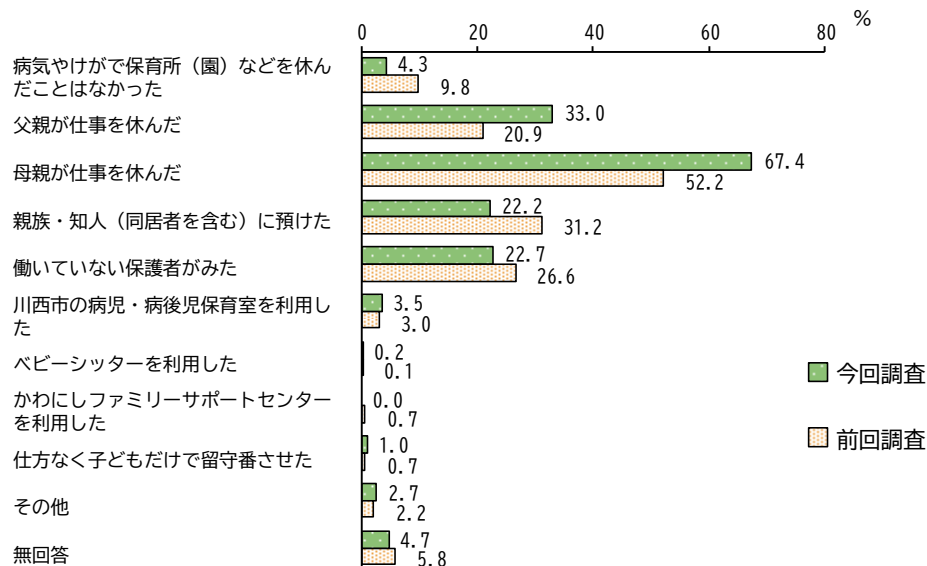
就学前児童では、「母親が仕事を休んだ」の割合が67.4%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」の割合が33.0%、「働いていない保護者がみた」の割合が22.7%となっています。

前回調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「病気やけがで保育所（園）などを休んだことはなかった」「親族・知人（同居者を含む）に預けた」の割合が減少しています。

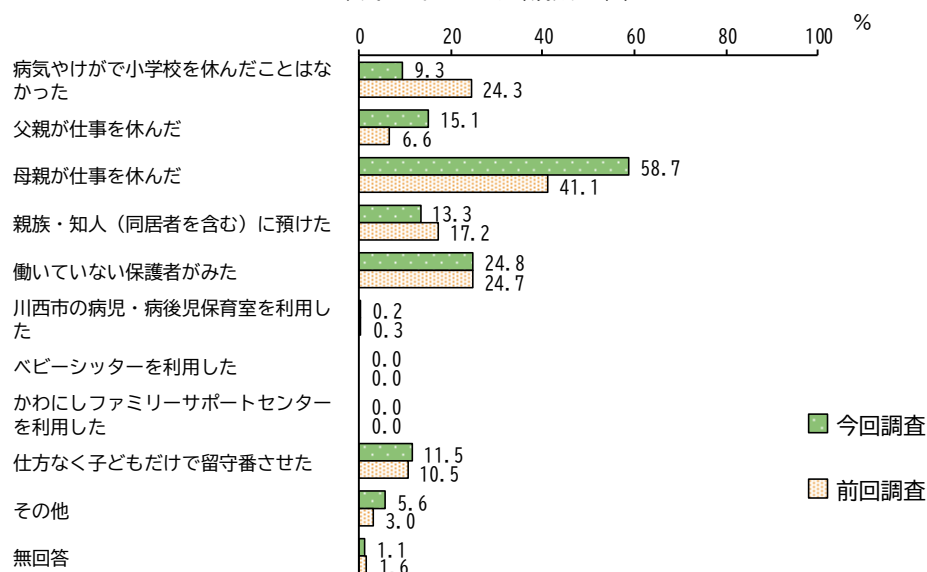
小学生児童では、「母親が仕事を休んだ」の割合が58.7%と最も高く、次いで「働いていない保護者がみた」の割合が24.8%、「父親が仕事を休んだ」の割合が15.1%となっています。

前回調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「病気やけがで小学校を休んだことはなかった」の割合が減少しています。

【就学前】子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育サービスが利用できなかった場合の、この1年間の対応方法（複数回答）



【小学生】子どもが病気やけがで小学校を休まなければならなかった場合の、この1年間の対応方法（複数回答）



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 日中の一時預かり等の利用

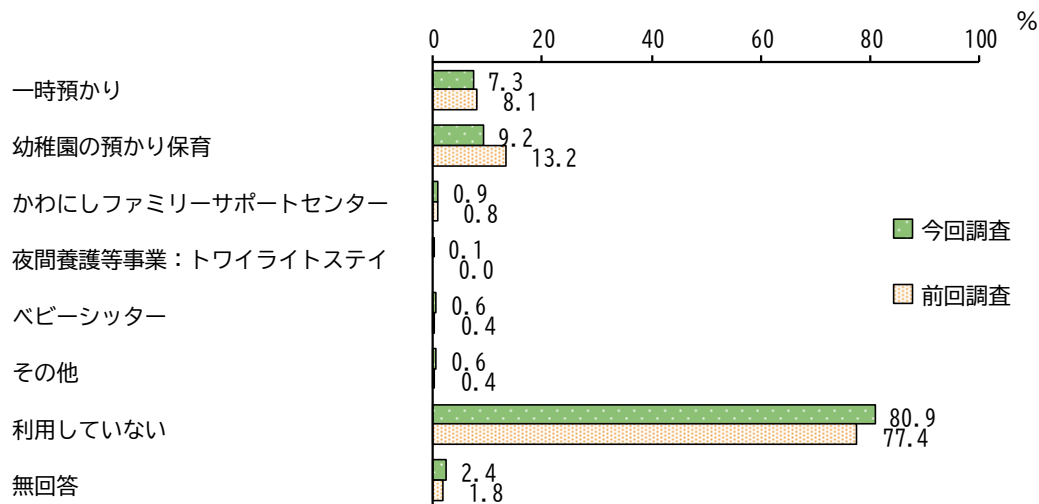
就学前児童では、「利用していない」の割合が80.9%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

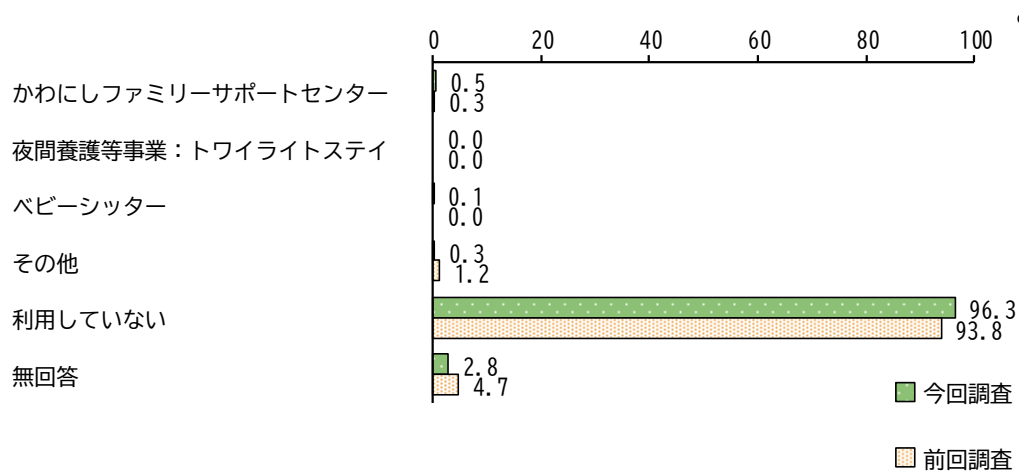
小学生児童では、「利用していない」の割合が96.3%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前】日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービス（複数回答）



【小学生】日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービス（複数回答）



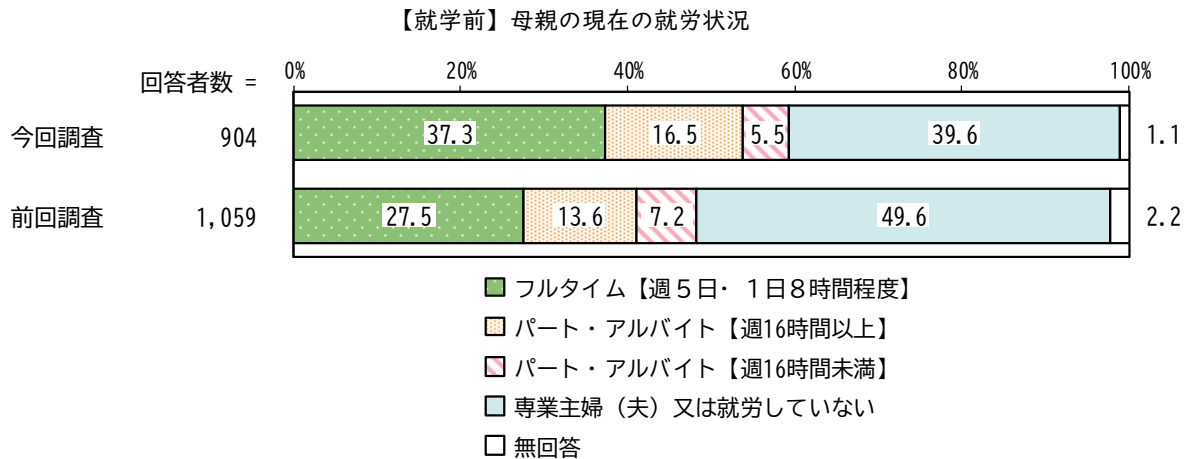
資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

① 就労状況

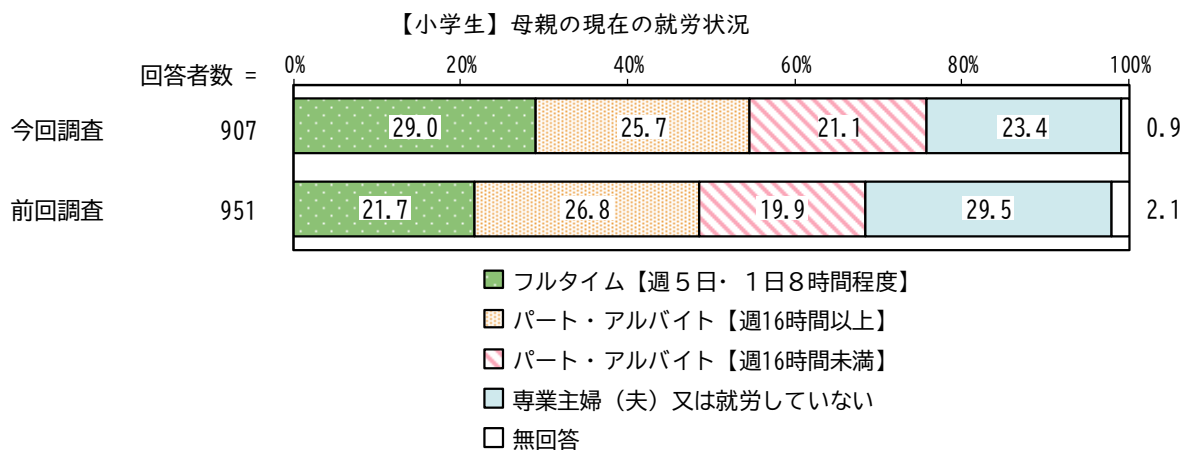
就学前児童では、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が39.6%と最も高く、次いで「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が37.3%、「パート・アルバイト【週16時間以上】」の割合が16.5%となっています。

前回調査と比較すると、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が減少しています。一方、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が増加しています。



小学生児童では、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が29.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【週16時間以上】」の割合が25.7%、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が23.4%となっています。

前回調査と比較すると、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が減少しています。一方、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が増加しています。

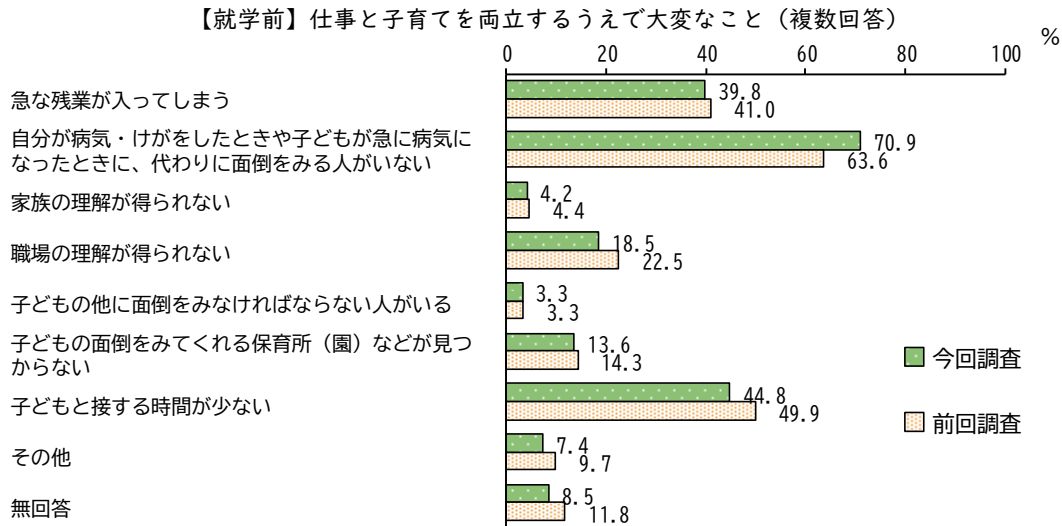


資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」
 ※前回調査には、「無回答」に「不明」を含みます。

② 仕事と子育てを両立するうえで大変なこと

就学前児童では、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない」の割合が70.9%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」の割合が44.8%、「急な残業が入ってしまう」の割合が39.8%となっています。

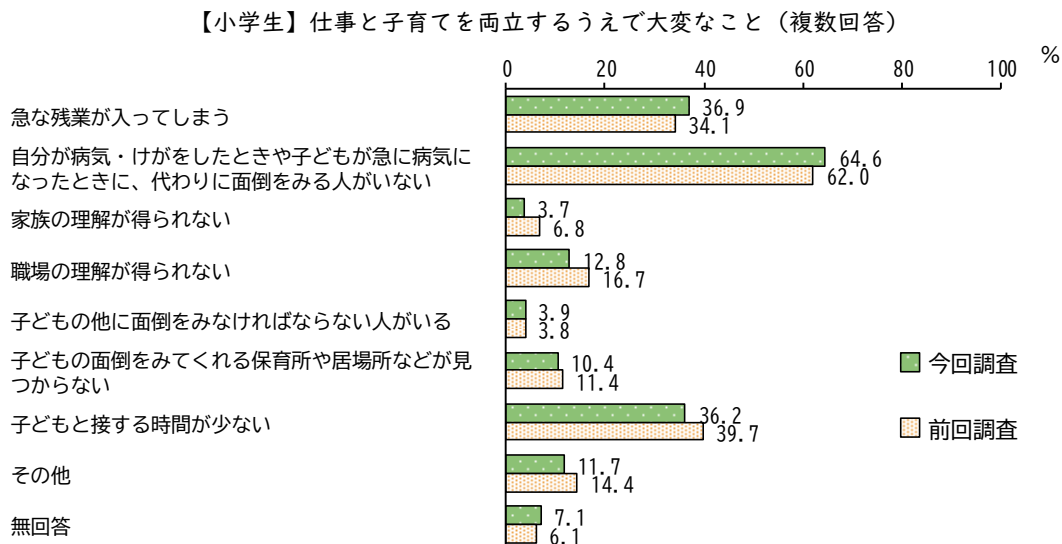
前回調査と比較すると、「子どもと接する時間が少ない」の割合が減少しています。



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

小学生児童では、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない」の割合が64.6%と最も高く、次いで「急な残業が入ってしまう」の割合が36.9%、「子どもと接する時間が少ない」の割合が36.2%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。



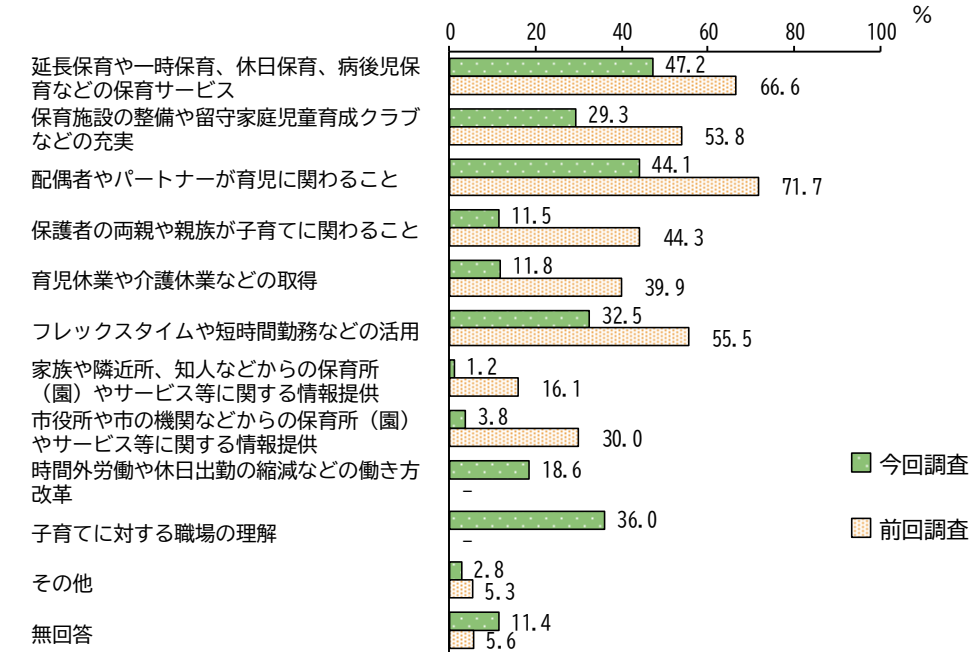
資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ 仕事と子育てを両立するうえで必要なこと

就学前児童では、「延長保育や一時保育、休日保育、病後児保育などの保育サービス」の割合が47.2%と最も高く、次いで「配偶者やパートナーが育児に関わること」の割合が44.1%、「子育てに対する職場の理解」の割合が36.0%となっています。

前回調査と比較すると、「子育てに対する職場の理解」の割合が増加しています。一方、「保護者の両親や親族が子育てに関わること」「育児休業や介護休業などの取得」の割合が減少しています。

【就学前】仕事と子育てを両立するうえで必要なこと（最大3つまで）

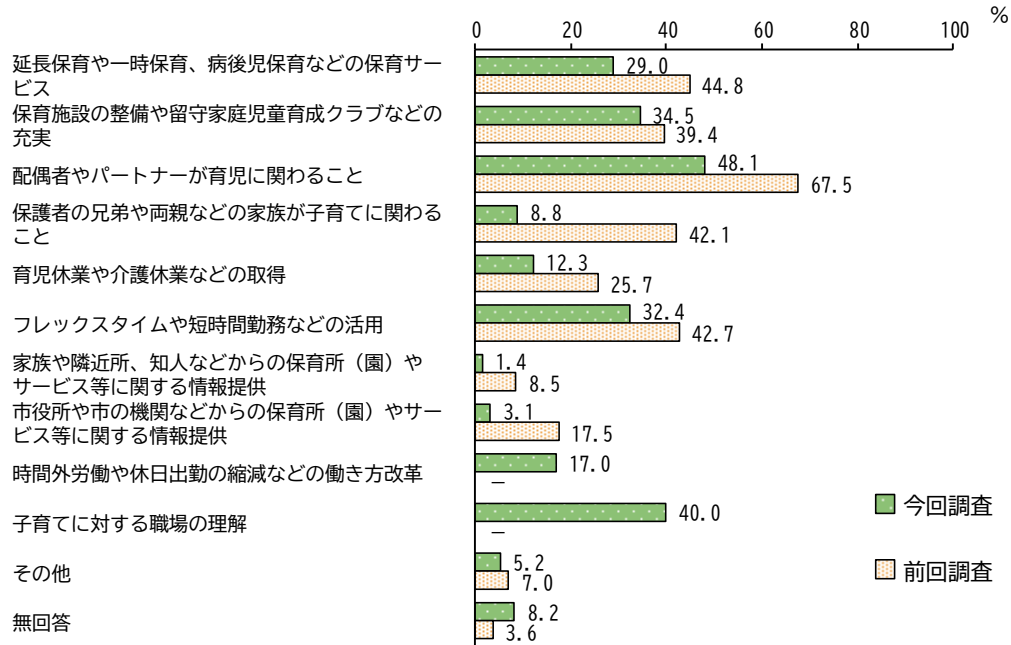


資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

小学生児童では、「配偶者やパートナーが育児に関わること」の割合が48.1%と最も高く、次いで「子育てに対する職場の理解」の割合が40.0%、「保育施設の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」の割合が34.5%となっています。

前回調査と比較すると、「時間外労働や休日出勤の縮減などの働き方改革」「子育てに対する職場の理解」を除くすべての項目の割合が減少しています。

【小学生】仕事と子育てを両立するうえで必要なこと（最大3つまで）



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※今回調査では「最大3つまで」、前回調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

※「保育施設の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」の選択肢は、前回調査では「認可保育所の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」でした。また、「配偶者やパートナーが育児に関わること」の選択肢は、前回調査では「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」でした。

※前回調査の結果が「—」となっている選択肢は、今回調査で新たに追加された選択肢です。

(4) 子育てにおける不安や負担の解消

① 子育てについて日ごろ悩んでいること

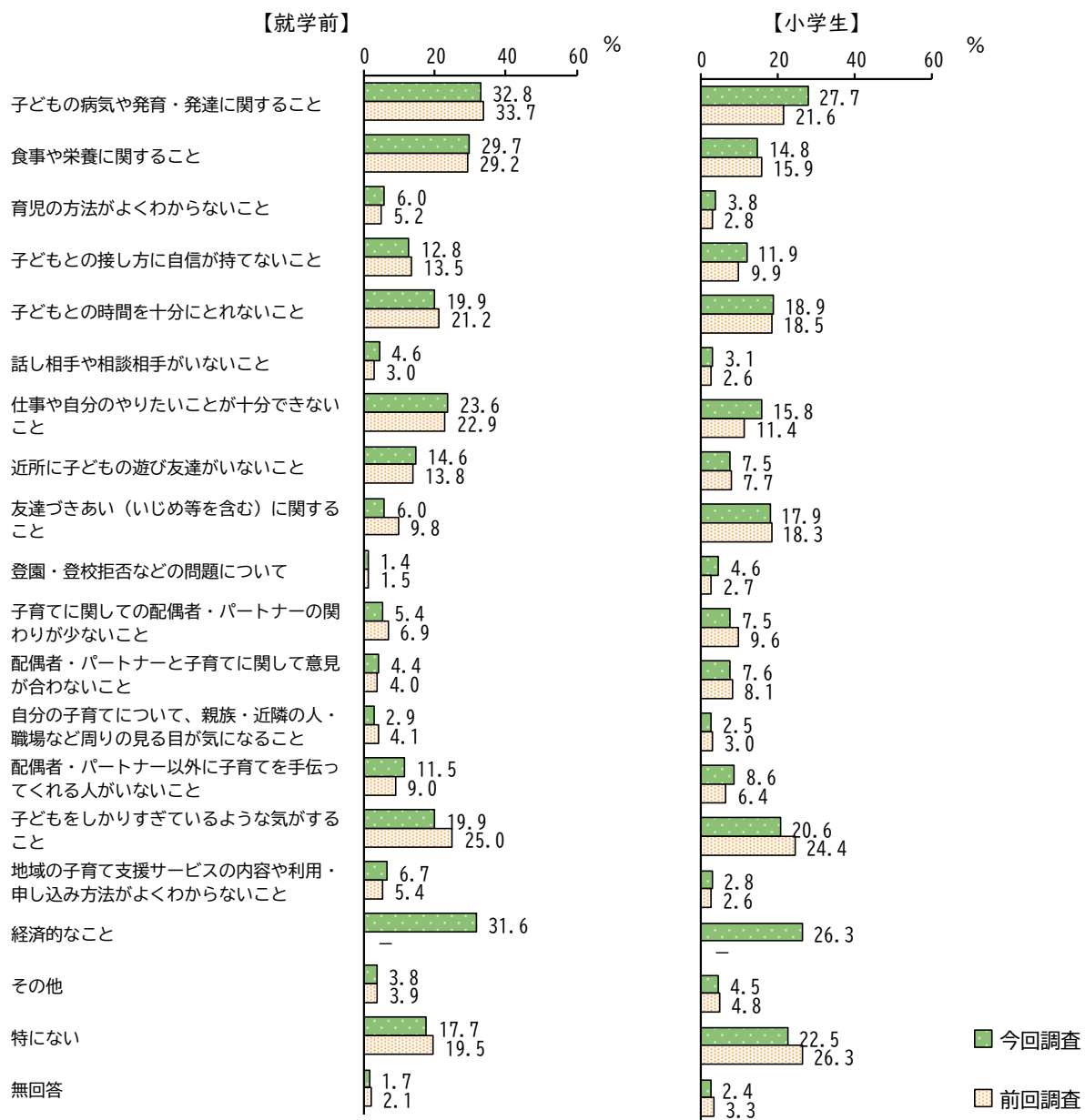
就学前児童では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が32.8%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が31.6%、「食事や栄養に関すること」の割合が29.7%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもをしかりすぎているような気がする」との割合が減少しています。

小学生児童では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が27.7%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が26.3%、「特になし」の割合が22.5%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が増加しています。

子育てについて日ごろ悩んでいること（複数回答）



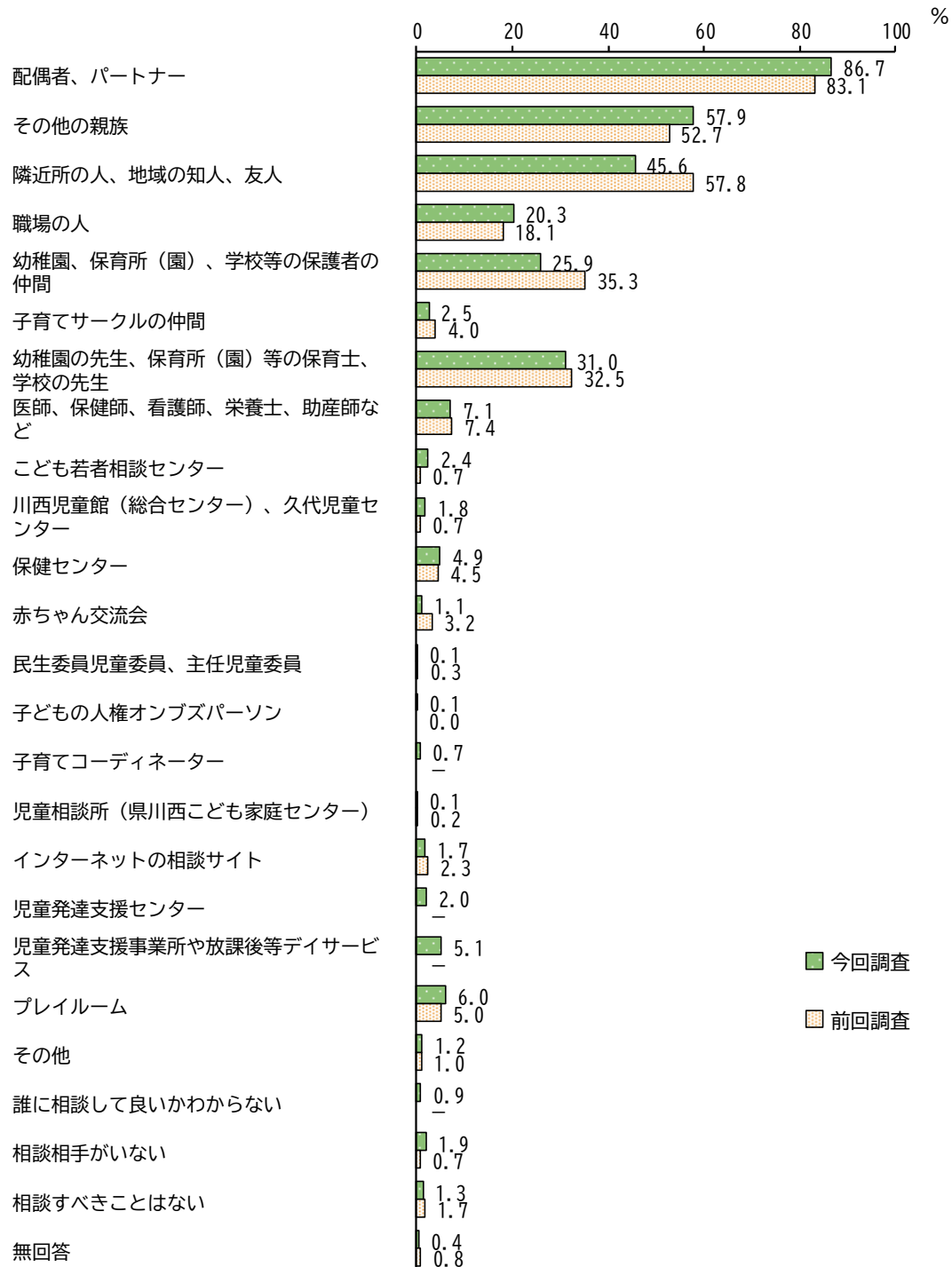
資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」
※前回調査の結果が「—」となっている選択肢は、今回調査で新たに追加された選択肢です。

② 子育てに関する悩みや不安などの相談先

就学前児童では、「配偶者、パートナー」の割合が86.7%と最も高く、次いで「その他の親族」の割合が57.9%、「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が45.6%となっています。

前回調査と比較すると、「隣近所の人、地域の知人、友人」「幼稚園、保育所（園）、学校等の保護者の仲間」の割合が減少しています。

【就学前】子育てに関する悩みや不安などの相談先（複数回答）



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

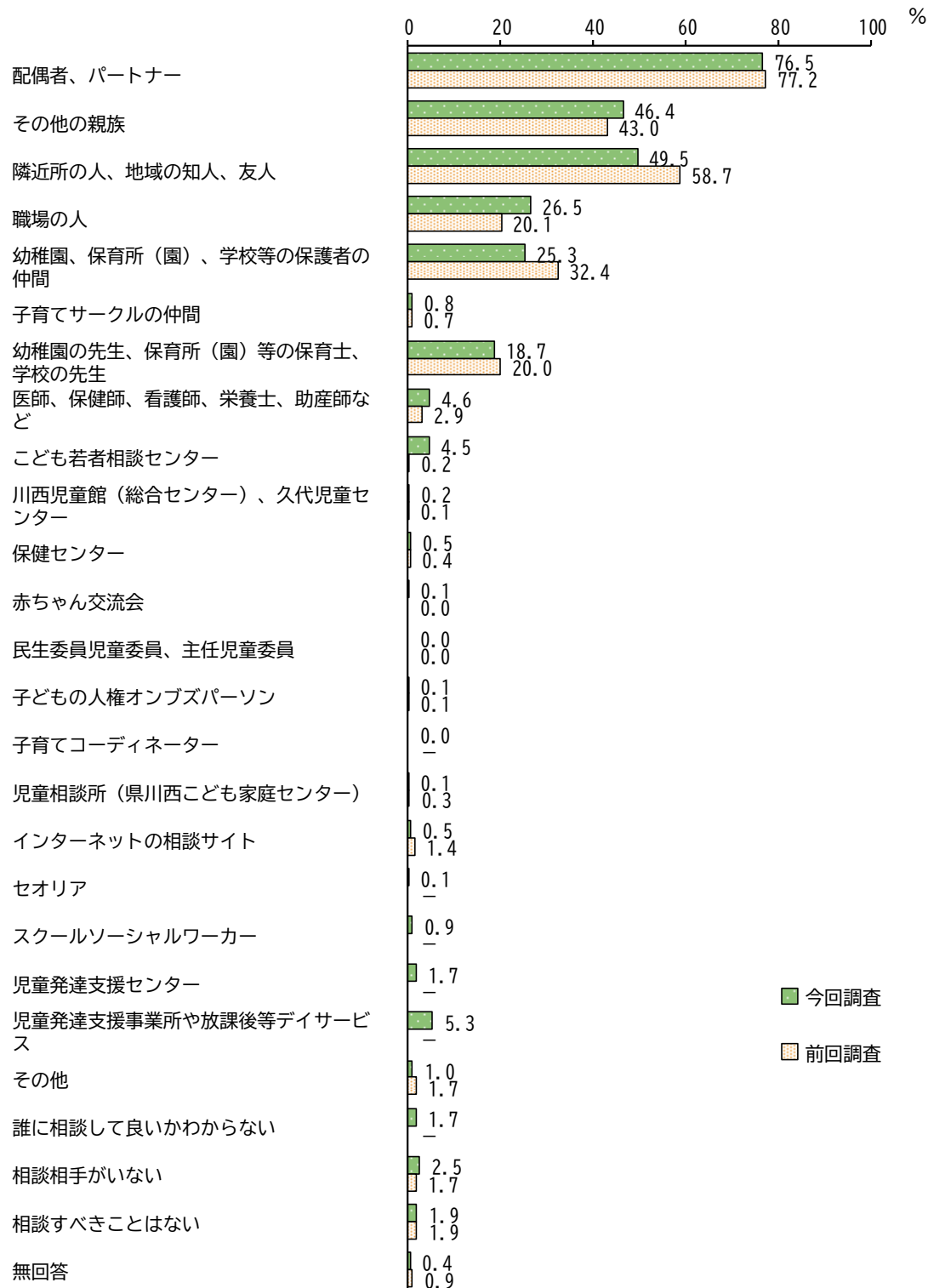
※前回調査の結果が「—」となっている選択肢は、今回調査で新たに追加された選択肢です。

第2章 子ども・若者を取り巻く現状

小学生児童では、「配偶者、パートナー」の割合が76.5%と最も高く、次いで「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が49.5%、「その他の親族」の割合が46.4%となっています。

前回調査と比較すると、「職場の人」の割合が増加しています。一方、「隣近所の人、地域の知人、友人」「幼稚園、保育所（園）、学校等の保護者の仲間」の割合が減少しています。

【小学生】子育てに関する悩みや不安などの相談先（複数回答）



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※前回調査の結果が「—」となっている選択肢は、今回調査で新たに追加された選択肢です。

【子育て期】

(1) 子育ての悩みなどの相談先

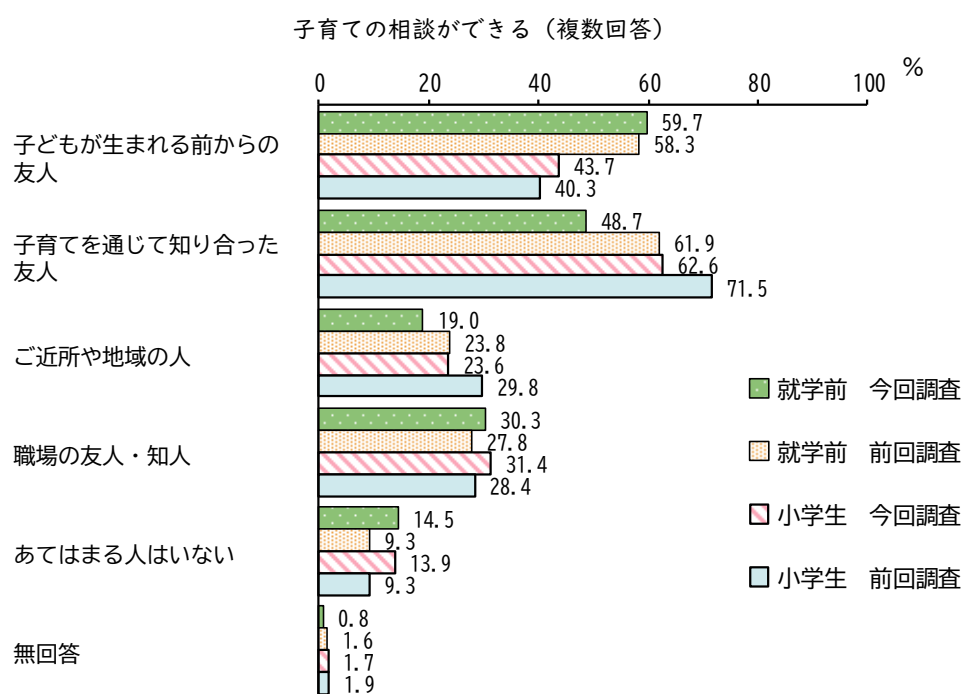
① 家族・親族以外で付き合いのできる人の有無

就学前児童では、「子どもが生まれる前からの友人」の割合が59.7%と最も高く、次いで「子育てを通じて知り合った友人」の割合が48.7%、「職場の友人・知人」の割合が30.3%となっています。

前回調査と比較すると、「あてはまる人はいない」の割合が増加しています。一方、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が減少しています。

小学生児童では、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が62.6%と最も高く、次いで「子どもが生まれる前からの友人」の割合が43.7%、「職場の友人・知人」の割合が31.4%となっています。

前回調査と比較すると、「子育てを通じて知り合った友人」「ご近所や地域の人」の割合が減少しています。



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

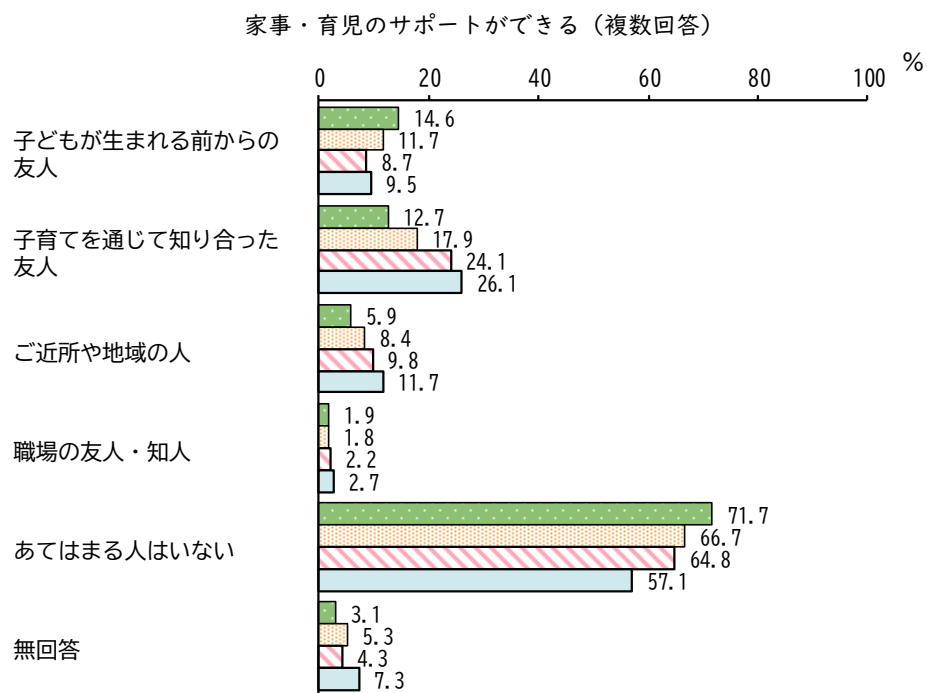
第2章 子ども・若者を取り巻く現状

就学前児童では、「あてはまる人はいない」の割合が71.7%と最も高く、次いで「子どもが生まれる前からの友人」の割合が14.6%、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が12.7%となっています。

前回調査と比較すると、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が減少しています。

小学生児童では、「あてはまる人はいない」の割合が64.8%と最も高く、次いで「子育てを通じて知り合った友人」の割合が24.1%となっています。

前回調査と比較すると、「あてはまる人はいない」の割合が増加しています。



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

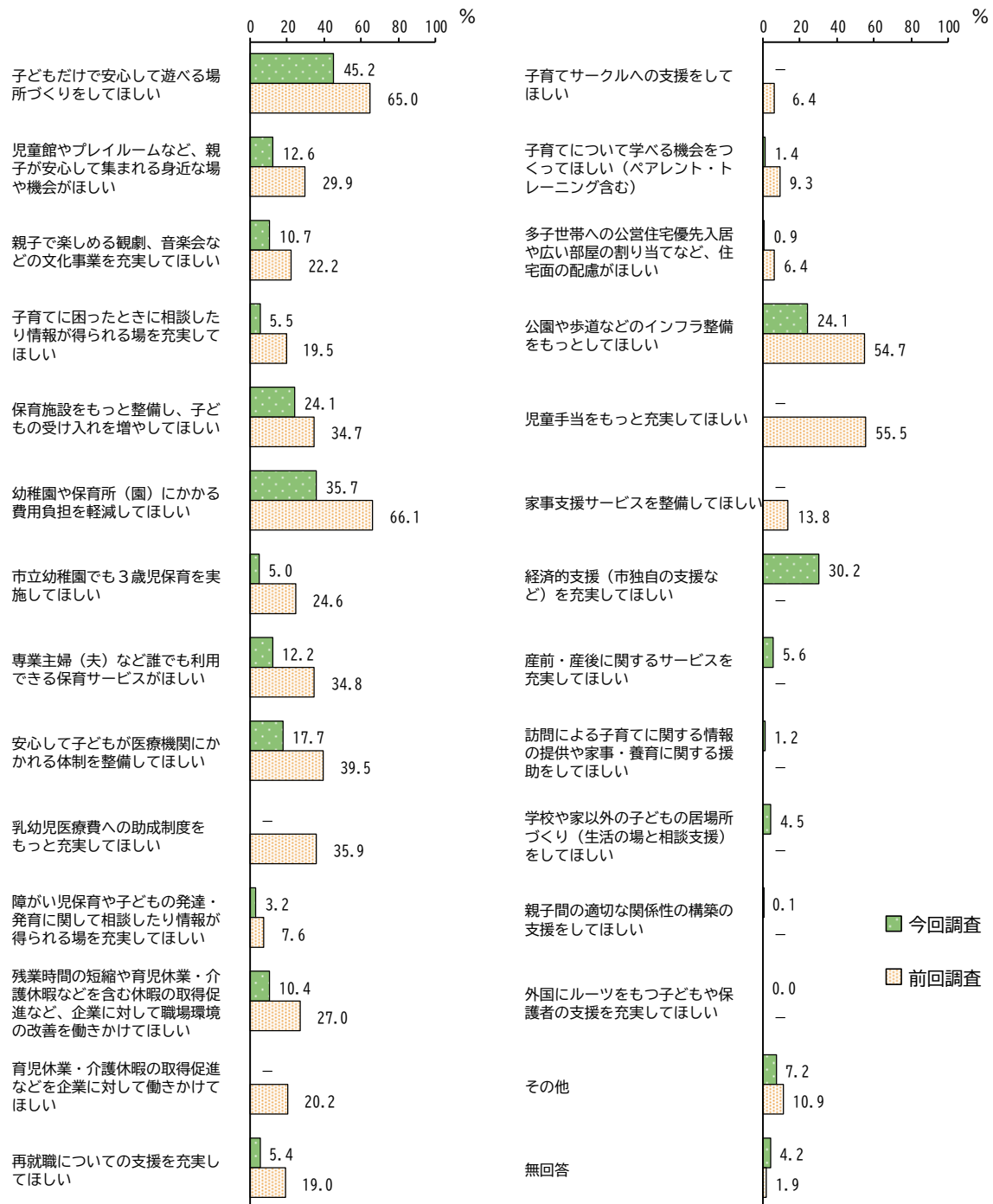
■ 就学前 今回調査
 ■ 就学前 前回調査
 ■ 小学生 今回調査
 ■ 小学生 前回調査

② 子育て支援について川西市でもっと力を入れてほしいもの

就学前児童では、「子どもだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしい」の割合が45.2%と最も高く、次いで「幼稚園や保育所（園）にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が35.7%、「経済的支援（市独自の支援など）を充実してほしい」の割合が30.2%となっています。

前回調査と比較すると、「公園や歩道などのインフラ整備をもっとしてほしい」「幼稚園や保育所（園）にかかる費用負担を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の割合が減少しています。

【就学前】子育て支援について、川西市でもっと力を入れてほしいもの（最大3つまで）



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※前回調査の結果が「-」となっている選択肢は、今回調査で新たに追加された選択肢です。

※今回調査の結果が「-」となっている選択肢は、今回調査で削除された選択肢です。

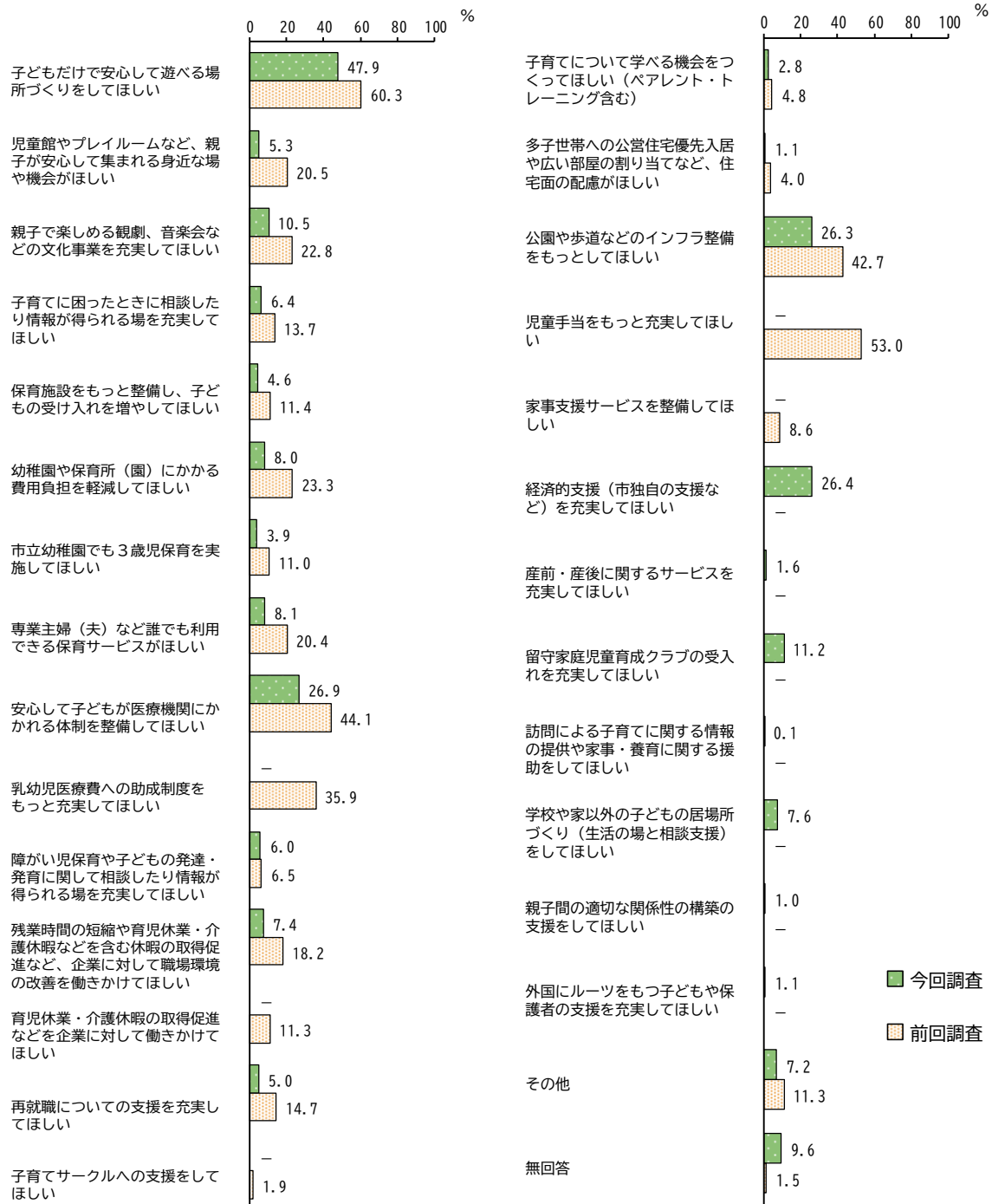
※今回調査では「最大3つまで」、前回調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

第2章 子ども・若者を取り巻く現状

小学生児童では、「子どもだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしい」の割合が47.9%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」の割合が26.9%、「経済的支援（市独自の支援など）を充実してほしい」の割合が26.4%となっています。

前回調査と比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」「公園や歩道などのインフラ整備をもっとしてほしい」「児童館やプレイルームなど、親子が安心して集まれる身近な場や機会がほしい」の割合が減少しています。

【小学生】子育て支援について、川西市でもっと力を入れてほしいもの（最大3つまで）



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※前回調査の結果が「-」となっている選択肢は、今回調査で新たに追加された選択肢です。

※今回調査の結果が「-」となっている選択肢は、今回調査で削除された選択肢です。

※今回調査では「最大3つまで」、前回調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

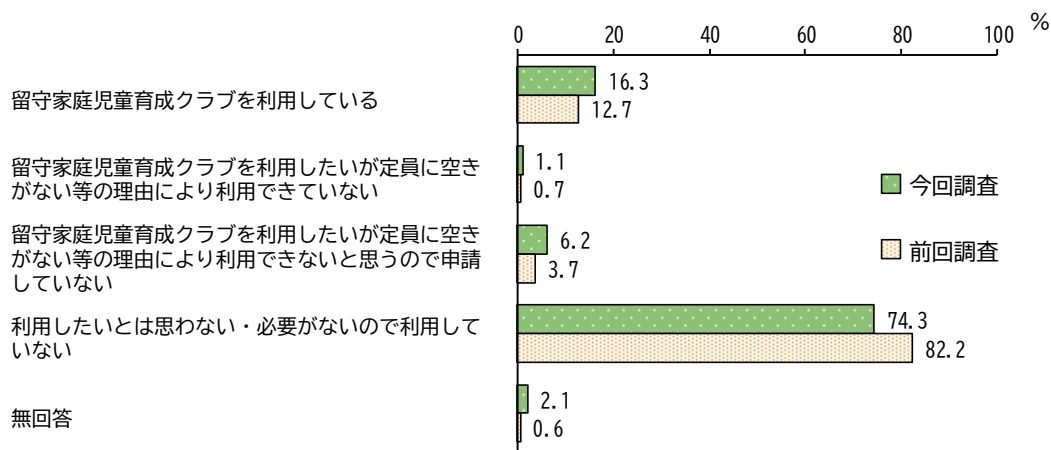
(2) 放課後の過ごし方について

① 留守家庭児童育成クラブの利用の有無

「利用したいとは思わない・必要がないので利用していない」の割合が74.3%と最も高く、次いで「留守家庭児童育成クラブを利用している」の割合が16.3%となっています。

前回調査と比較すると、「利用したいとは思わない・必要がないので利用していない」の割合が減少しています。

【小学生】留守家庭児童育成クラブの利用の有無



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 留守家庭児童育成クラブの利用日数

「5日」の割合が59.7%と最も高く、次いで「3日」の割合が16.8%、「4日」の割合が14.1%となっています。

前回調査と比較すると、「5日」の割合が増加しています。一方、「4日」の割合が減少しています。

【小学生】留守家庭児童育成クラブの利用日数（複数回答）

単位：%

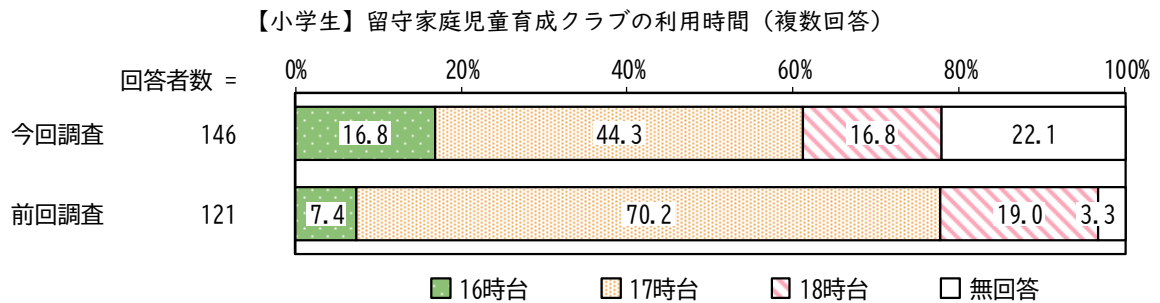
区分	回答者数 (件)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
今回調査	149	2.7	2.0	16.8	14.1	59.7	0.7	-	4.0
前回調査	121	1.7	4.1	13.2	25.6	49.6	3.3	0.0	2.5

資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ 留守家庭児童育成クラブの利用時間

「17 時台」の割合が44.3%と最も高く、次いで「16 時台」、「18 時台」の割合が16.8%となっています。

前回調査と比較すると、「16 時台」の割合が増加しています。一方、「17 時台」の割合が減少しています。



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

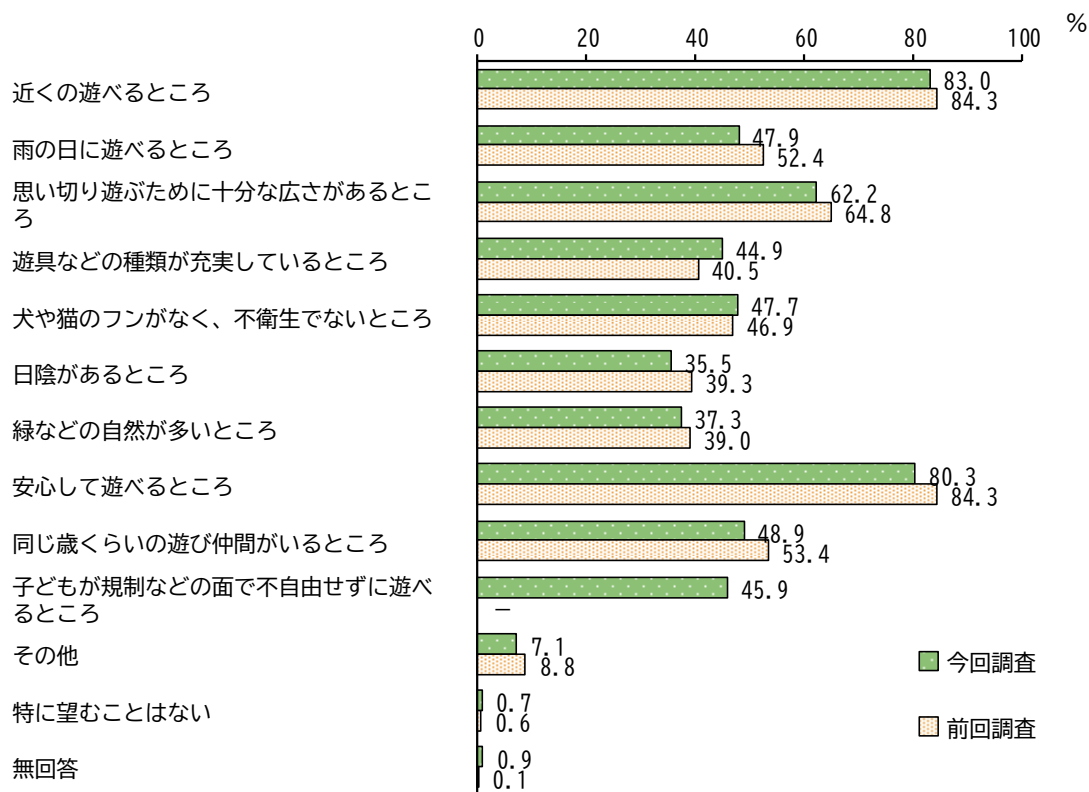
(3) 安全・安心な子育て環境づくり

① 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

小学生児童では、「近くの遊べるところ」の割合が83.0%と最も高く、次いで「安心して遊べるところ」の割合が80.3%、「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」の割合が62.2%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【小学生】子どもの遊び場について望ましいと思うこと（複数回答）



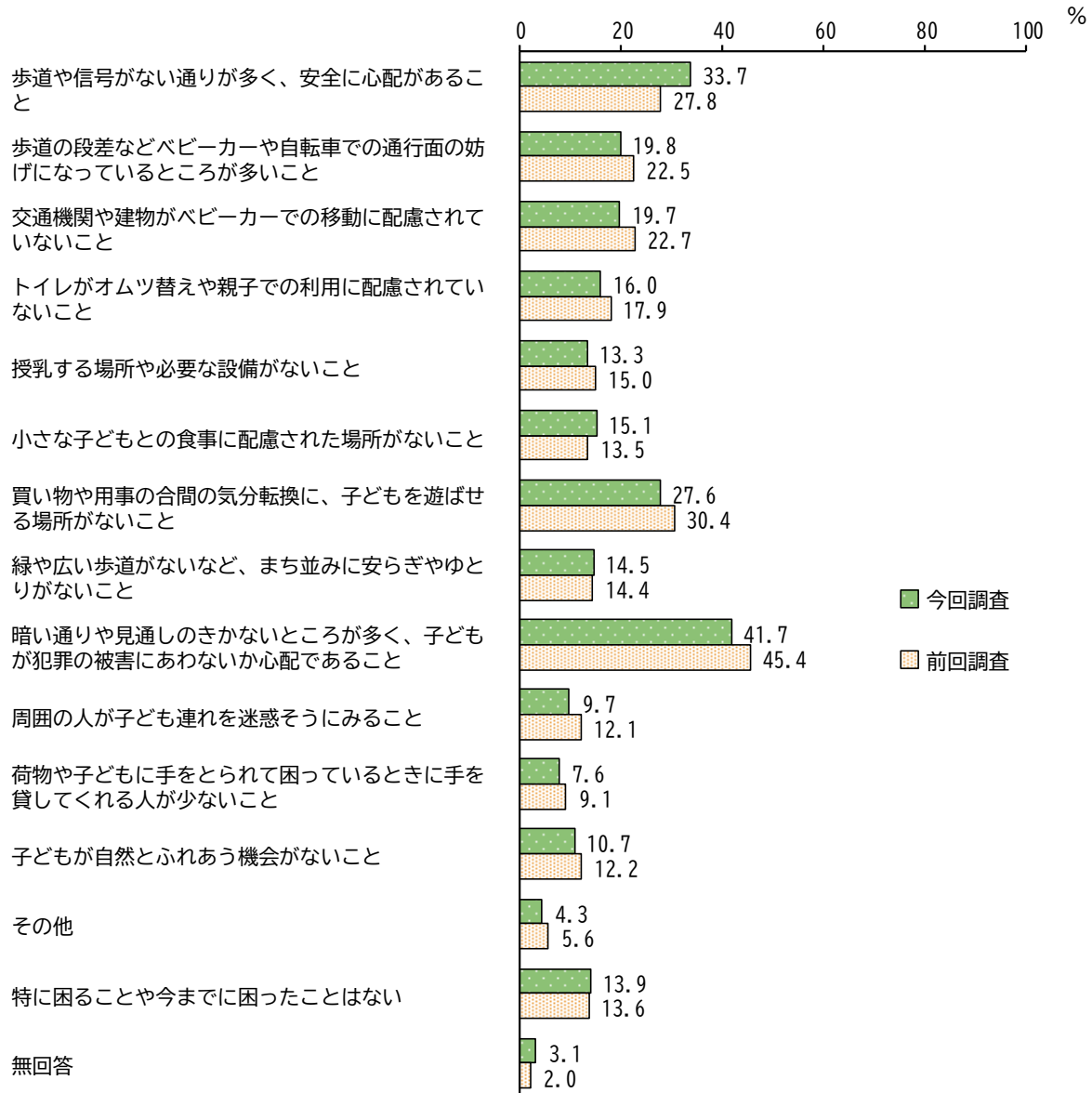
資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 子どもとの外出の際に困ること、今までに困ったこと

「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が41.7%と最も高く、次いで「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」の割合が33.7%、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が27.6%となっています。

前回調査と比較すると、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」の割合が増加しています。

【小学生】子どもとの外出の際に困ること、今までに困ったこと（複数回答）



資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

5 若者の状況

【思春期・青年期】

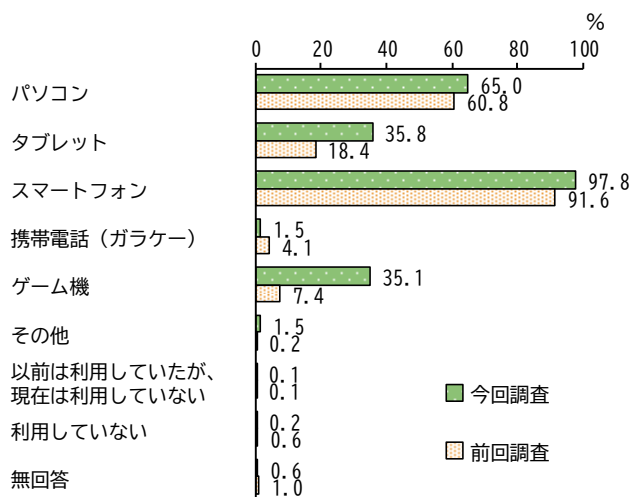
(1) 子ども・若者を取り巻く現状

スマートフォンの普及や SNS 利用者の増加などにより、近年の子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

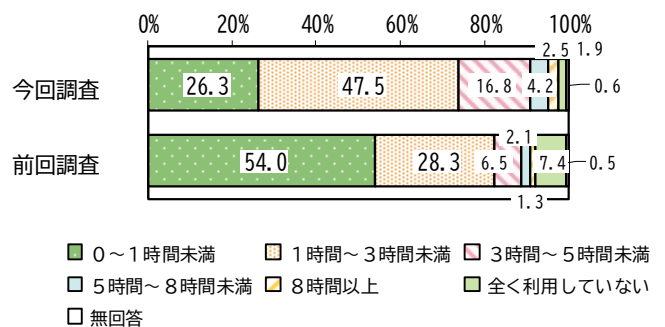
令和 4 年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、インターネット機器でスマートフォンの利用が 97% を超え、タブレット利用も 4 割に迫るなど、インターネット機器の多様化が見られます。また、SNS を利用している人も 95% を超え、さらに 1 日あたりの使用時間の長時間化が見られます。

「親友がいる」と答えた人の中で、その友人は「学生のときに知り合った友人」が 86.9% であり、ネットで知り合った友人は 2.3% という結果が出ており、前回調査と比べ、大きな変化はありません。また、「家族と仲が良いと思うか」という問いに対しては、73.8% が「そう思う」「ややそう思う」と答えており、多くの若者が、日常生活上の社会関係を大切にしていると考えられます。

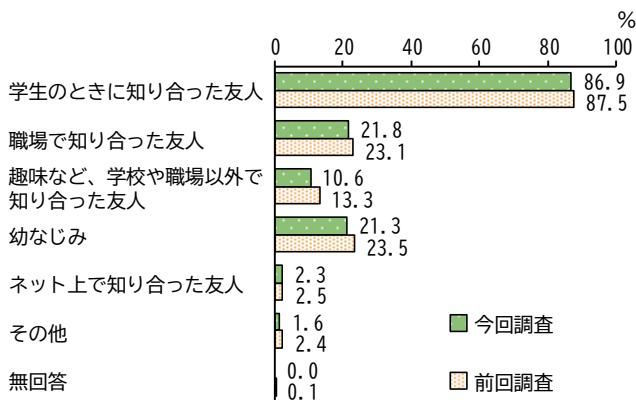
【一般】どんなインターネット機器を利用しているか（複数回答）



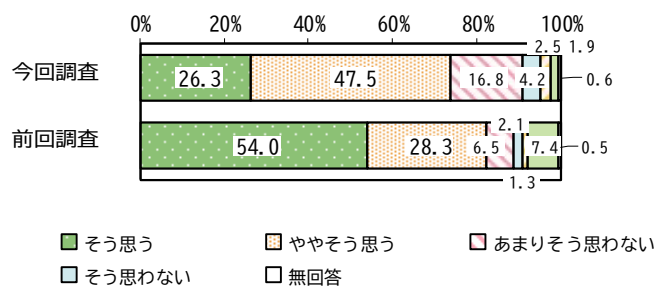
【一般】1 日にどれくらい SNS を使うか（平日）



【一般】親友と呼べる人はどんな人か（複数回答）



【一般】家族と仲が良いと思うか



資料：令和 4 年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

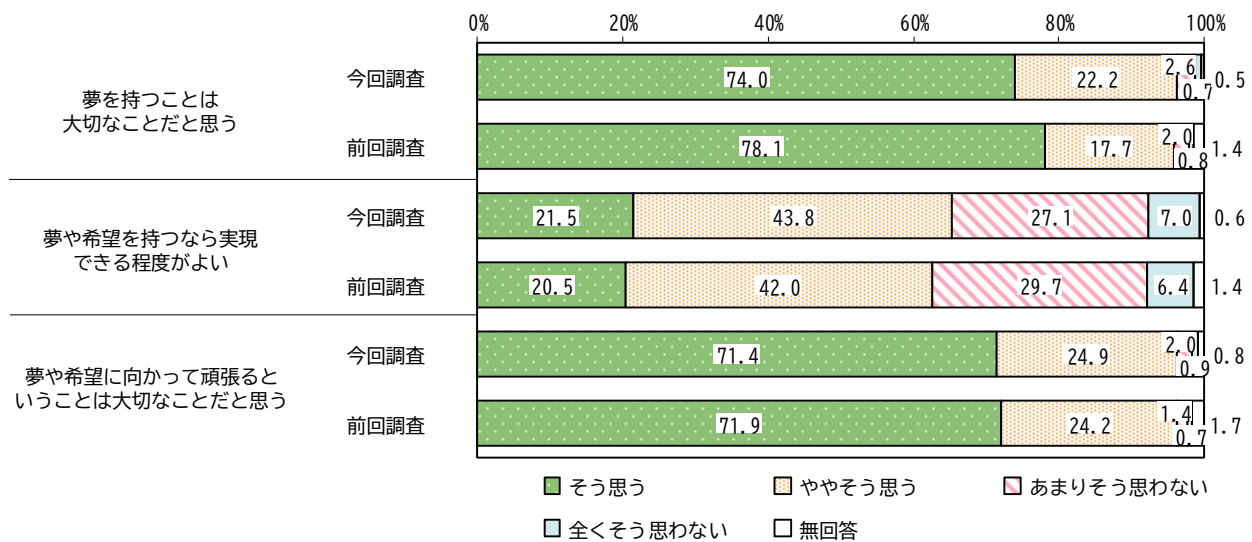
(2) 若者の気質

令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、「夢を持つことは大切なことだと思う」について「そう思う」「ややそう思う」と答えた人が96.2%で、「夢や希望に向かって頑張るということ大切なことだと思う」については96.3%が「そう思う」「ややそう思う」と答えています。前回調査とほぼ同じ割合となっており、夢を持ち、それを実現させようとするということについて、肯定的な立場の若者が多くみられます。

しかし、「夢や希望を持つなら実現できる程度がよい」については、65.3%が「そう思う」「ややそう思う」と答えるなど、現実的な考え方を持つ若者が多いことも伺えます。

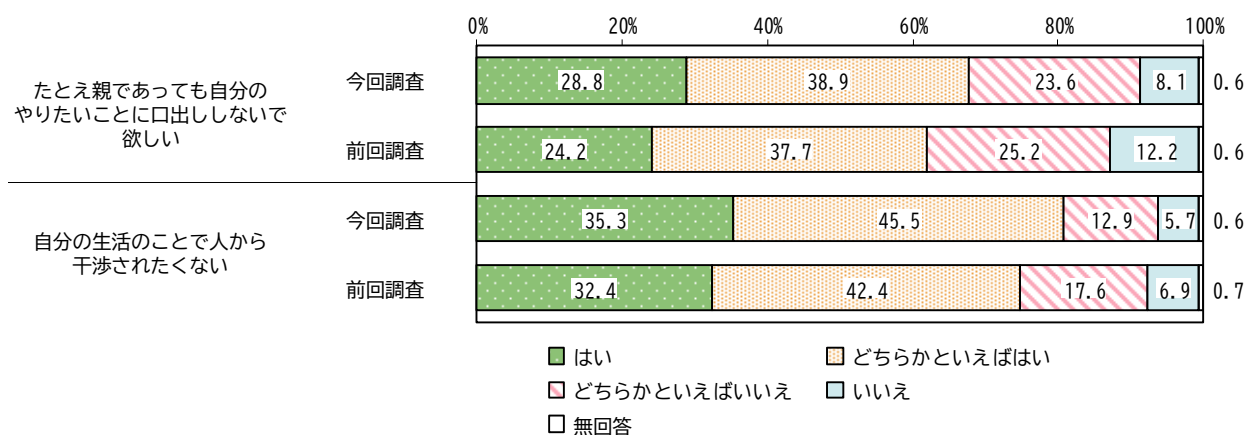
また、「たとえ親であっても自分のやりたいことに口出ししないで欲しい」には67.7%が「はい」「どちらかといえばはい」と答え、「自分の生活のことで人から干渉されたくない」には80.8%が「はい」「どちらかといえばはい」と答えるなど、前回調査と比較してどちらも増加しており、個々人の価値観を尊重する傾向が見られます。

【一般】夢や希望に関する考え方



資料：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

【一般】自分自身のことに関する考え方



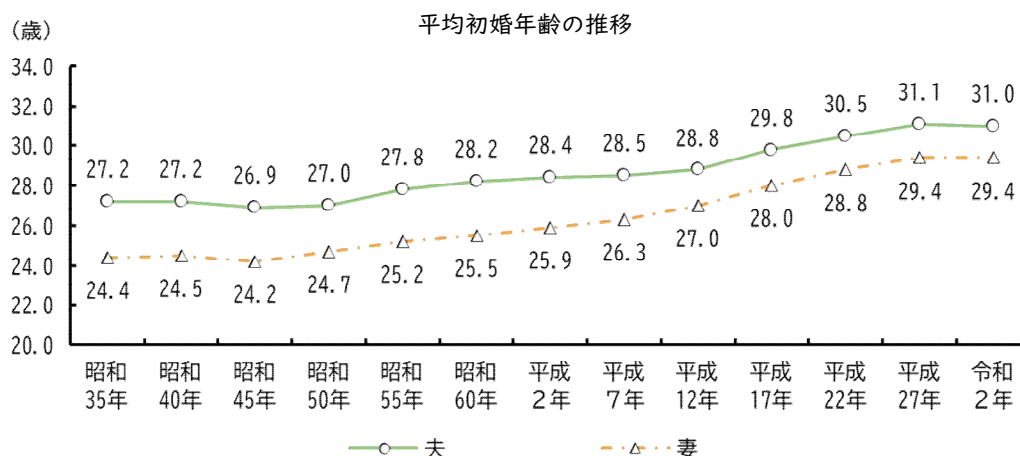
資料：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

(3) 家庭を持つことに対する捉え方

日本人の平均初婚年齢は、令和2年で男性が31.0歳、女性が29.4歳と晩婚化が続いている状況です。昭和60年には、男性が28.2歳、女性が25.5歳で、35年間に男性は2.8歳、女性は3.9歳平均初婚年齢が上昇しています。

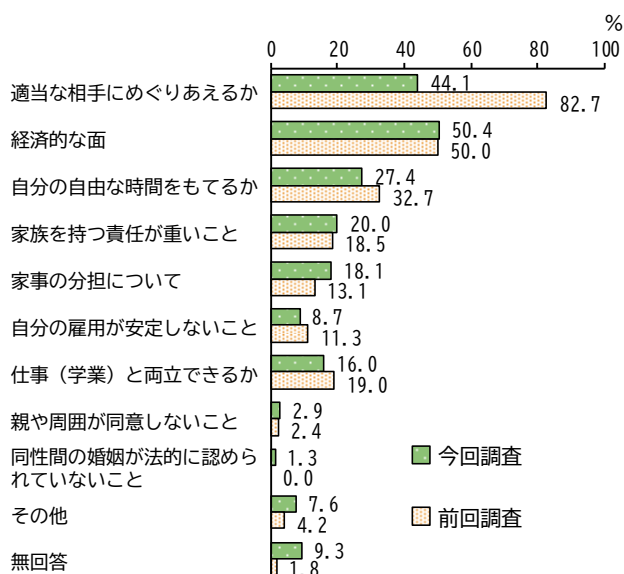
また、令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、いつかは家庭を持ちたいですか」という問いに対し、59.7%が「はい」と答えており、前回調査の75%に比べて、家庭を持ちたいと考える人の割合が減少しています。

結婚に関しては、前述の間に「はい」と答えた人は経済的な面や適当な相手にめぐりあえるかどうか課題となっており、「いいえ」と答えた人では、自分の自由な時間を持てるかや家族を持つ責任が重いことが課題となっています。

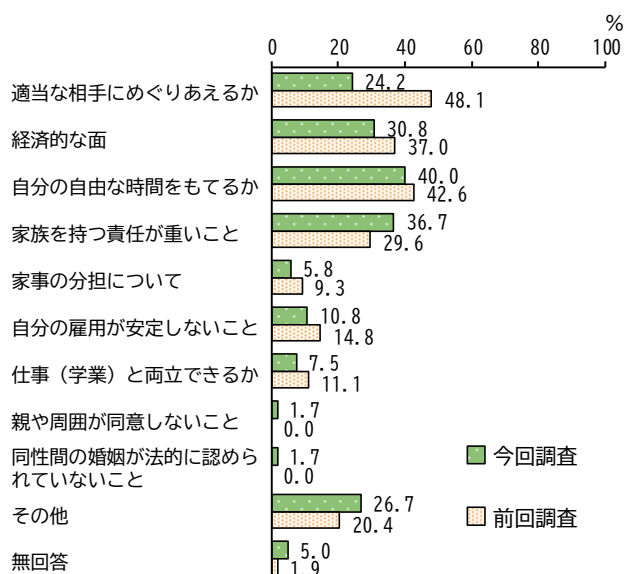


資料：厚生労働省「人口動態統計」

【一般】結婚したい人が抱えている不安（複数回答）



【一般】結婚したいと思わない人が「したくない」と思う理由（複数回答）



資料：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

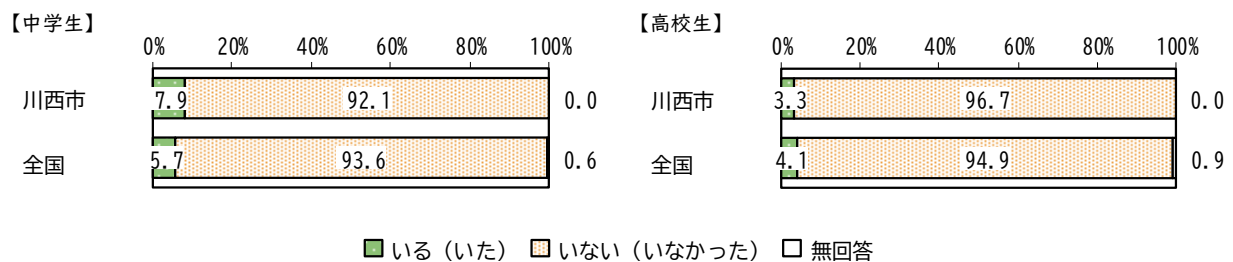
(4) ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことです。

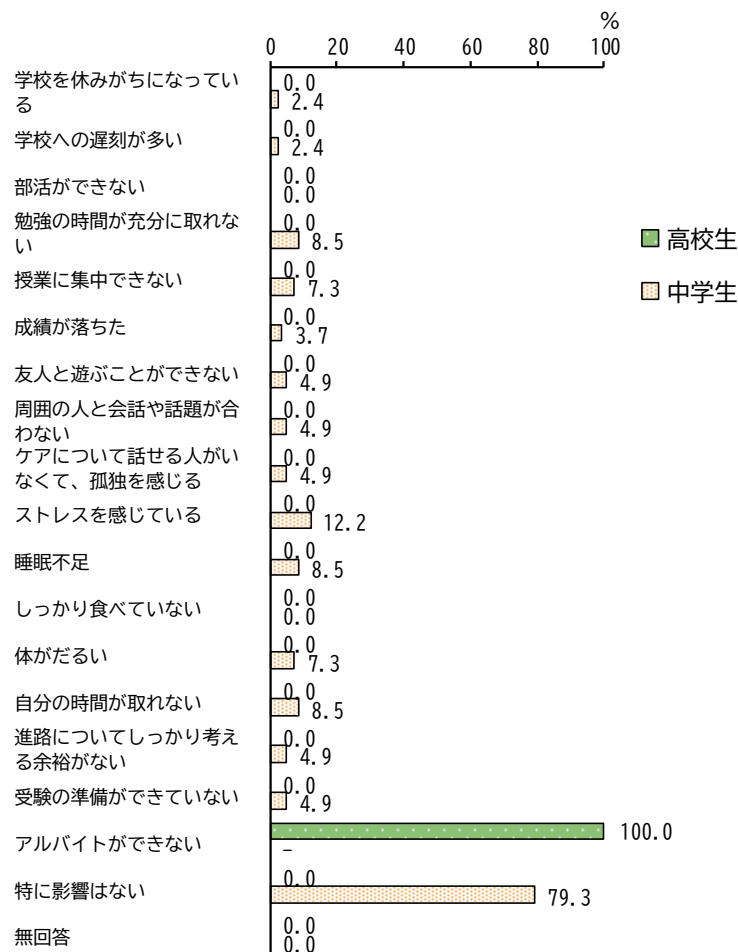
川西市で、自宅で家族をお世話（ケア）をしている人は、中学生では7.9%と国に比べて高く（国：5.7%）、高校生では3.3%と低く（国：4.1%）なっています。

お世話（ケア）による自分への影響について、中学生では約8割が特に影響はないと答えていますが、約2割は日常生活や学校生活などで影響が出ています。高校生ではすべての人が「アルバイトができない」と答えており、お世話（ケア）をしているすべての人に影響が出ています。支援の必要な子どもたちに対して必要な支援へつなげていくことが必要です。

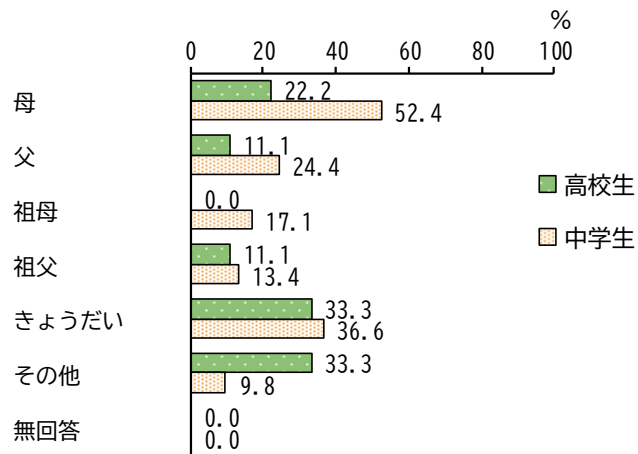
自宅でお世話（ケア）をする人の有無



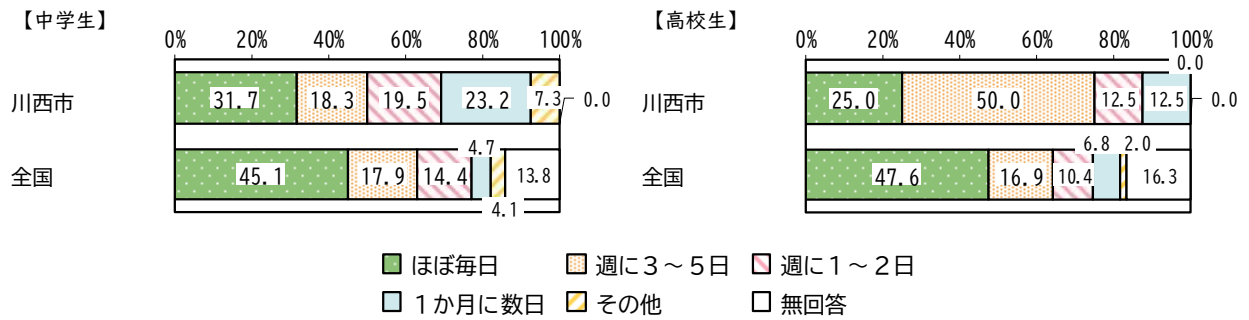
お世話（ケア）による自分への影響（複数回答）



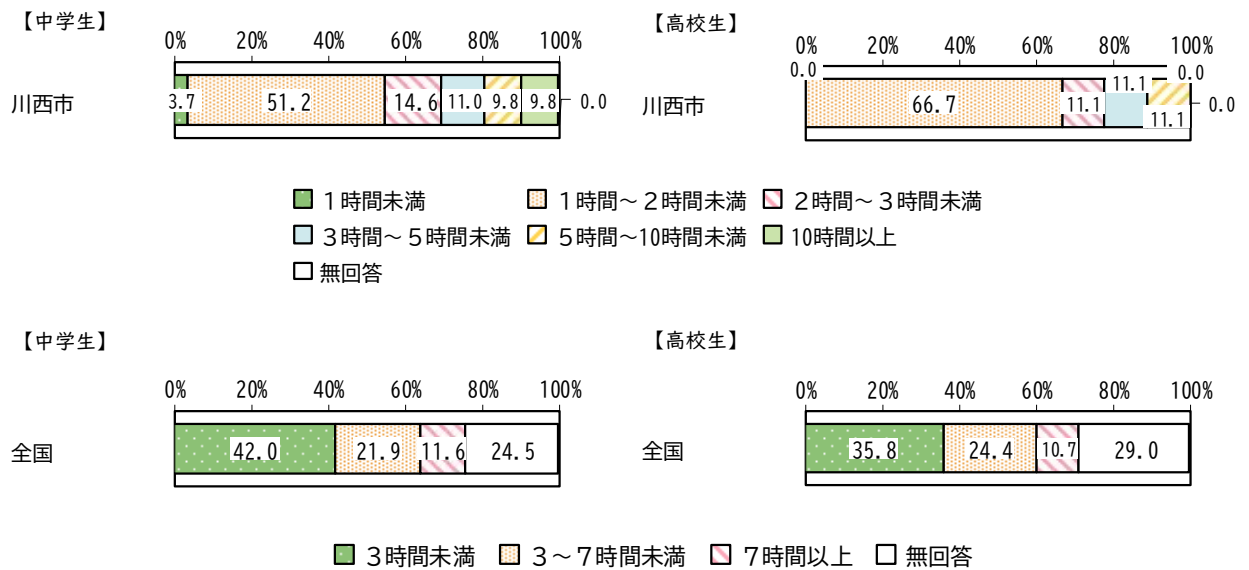
自宅でお世話（ケア）をする人は誰か（複数回答）



お世話（ケア）の頻度



お世話（ケア）にかかる時間

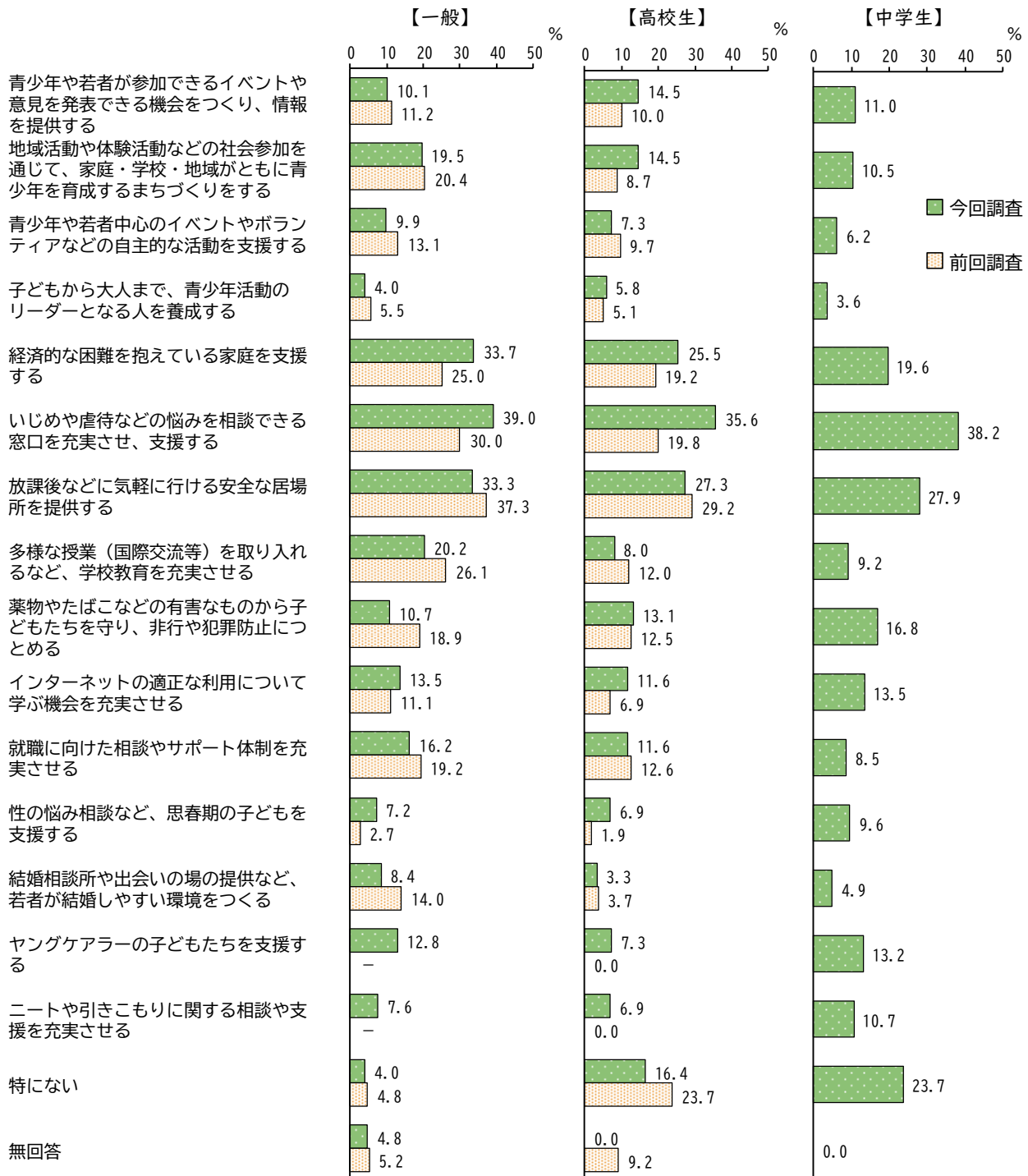


資料：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」
 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和3年3月）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(5) 子ども・若者が行政に求めるもの

令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、川西市が取り組む青少年や若者の政策・支援にどんなことを望みますか」という問いに対し、一般・高校生・中学生のいずれも「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」という回答が最も多く、次に一般では「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」、高校生と中学生では「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が多い回答となっています。一般と高校生では前回調査と比べて、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」と「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が高くなっています。

川西市が取り組む青少年や若者の政策・支援にどのようなことを望むか（複数回答）



資料：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

6 子ども・若者の意見表明

(1) 意見表明することについて

① 子ども・若者は自分の意見や考えを言えているか

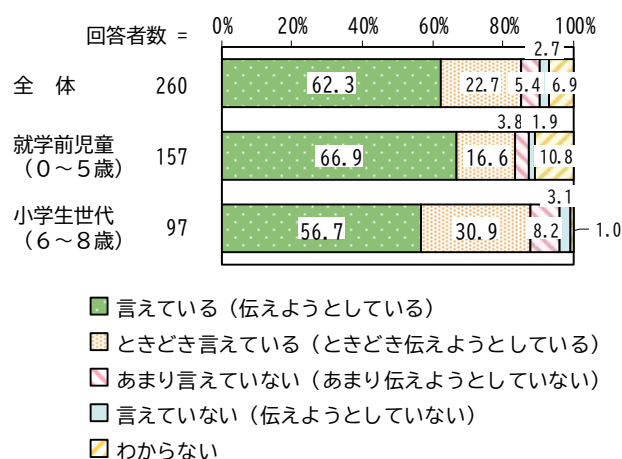
こども（0～8歳）の調査では、「言えている（伝えようとしている）」の割合が62.3%と最も高く、次いで「ときどき言えている（ときどき伝えようとしている）」の割合が22.7%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「言えている」の割合が47.5%と最も高く、次いで「ときどき言えている」の割合が36.6%となっています。

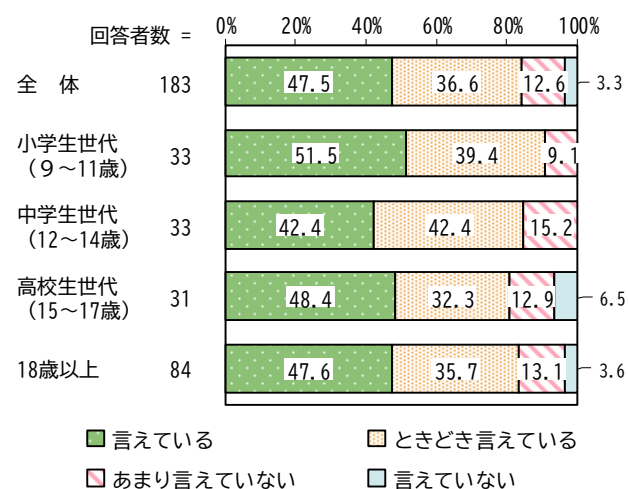
30歳以上調査では、「言えている」の割合が33.8%と最も高く、次いで「ときどき言えている」の割合が30.6%となっています。

子ども・若者は自分の意見や考えを言えているか

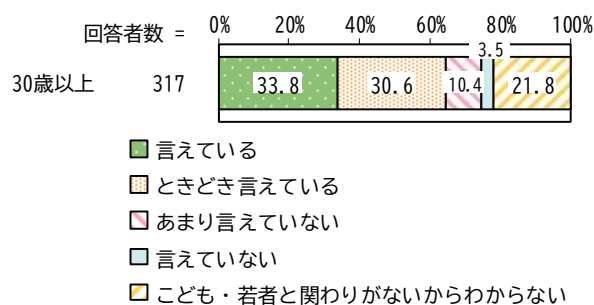
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 子ども・若者が自分の意見や考えを言えていない理由

こども（0～8歳）の調査では、「意見や考えを言うことが恥ずかしいから」の割合が42.9%と最も高く、次いで「意見や考えに自信がないから」の割合が38.1%となっています。

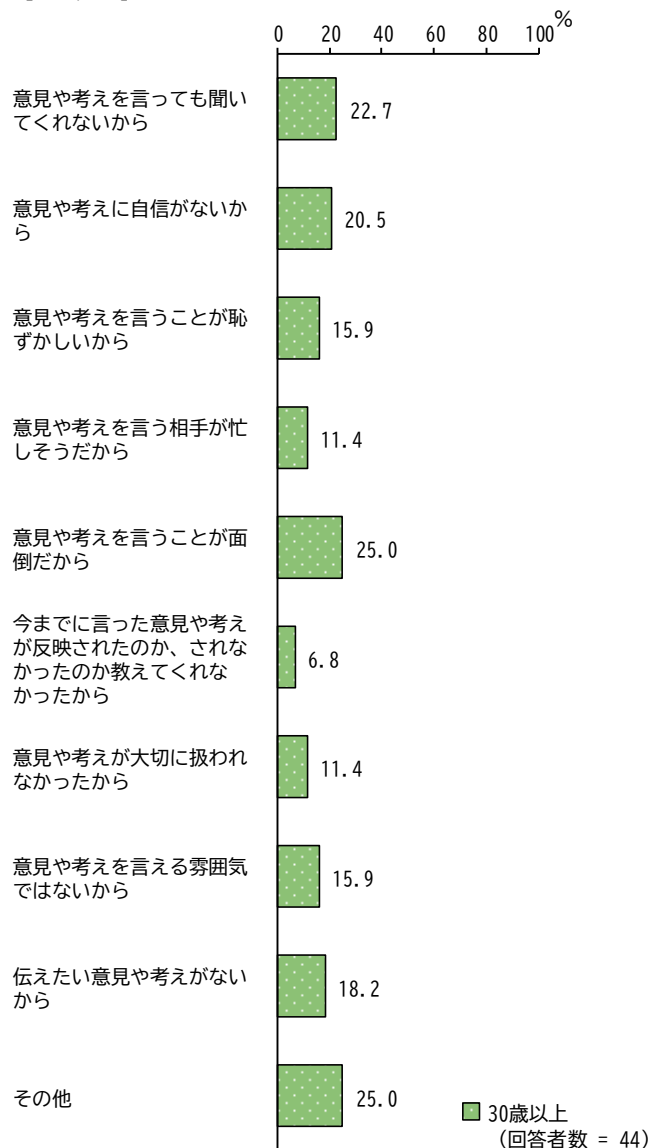
こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えに自信がないから」の割合が55.2%と最も高く、次いで「意見や考えを言うことが恥ずかしいから」の割合が27.6%となっています。

30歳以上調査では、「意見や考えを言うことが面倒だから」の割合が25.0%と最も高く、次いで「意見や考えを言っても聞いてくれないから」の割合が22.7%となっています。

子ども・若者が自分の意見や考えを言えていない理由（最大3つまで）



【30歳以上】



資料：令和6年度「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(2) 大人や年長者の対応について

① おとなは子ども・若者の意見や考えを聞こうとしていると思うか

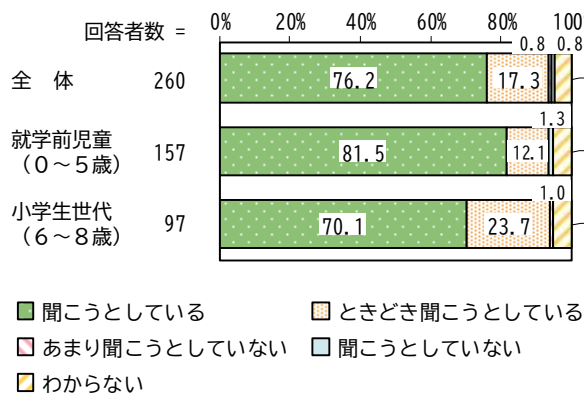
こども（0～8歳）の調査では、「聞こうとしている」の割合が76.2%と最も高く、次いで「ときどき聞こうとしている」の割合が17.3%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「聞こうとしている」の割合が55.2%と最も高く、次いで「ときどき聞こうとしている」の割合が36.6%となっています。

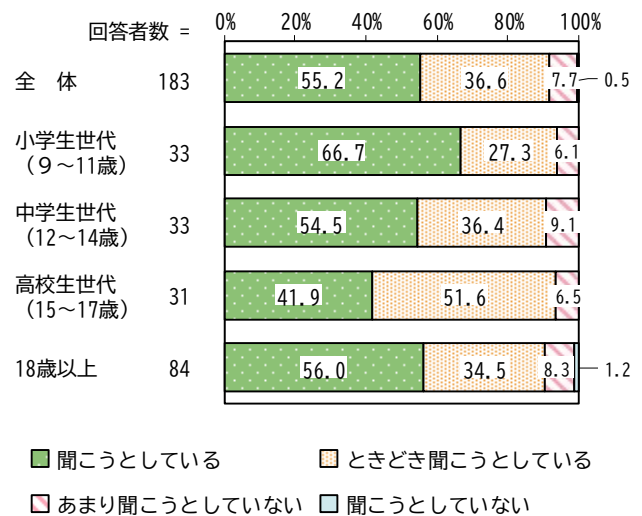
30歳以上調査では、「聞こうとしている」の割合が64.4%と最も高く、次いで「こども・若者と関わりがないからわからない」の割合が17.7%となっています。

おとなは子ども・若者の意見や考えを聞こうとしていると思うか

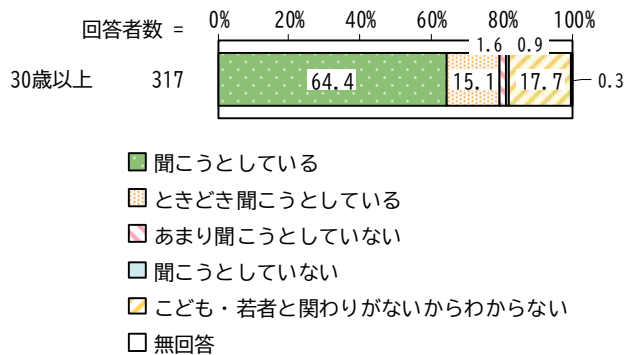
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 子ども・若者が言った意見や考えが大切にされていると感じるとき

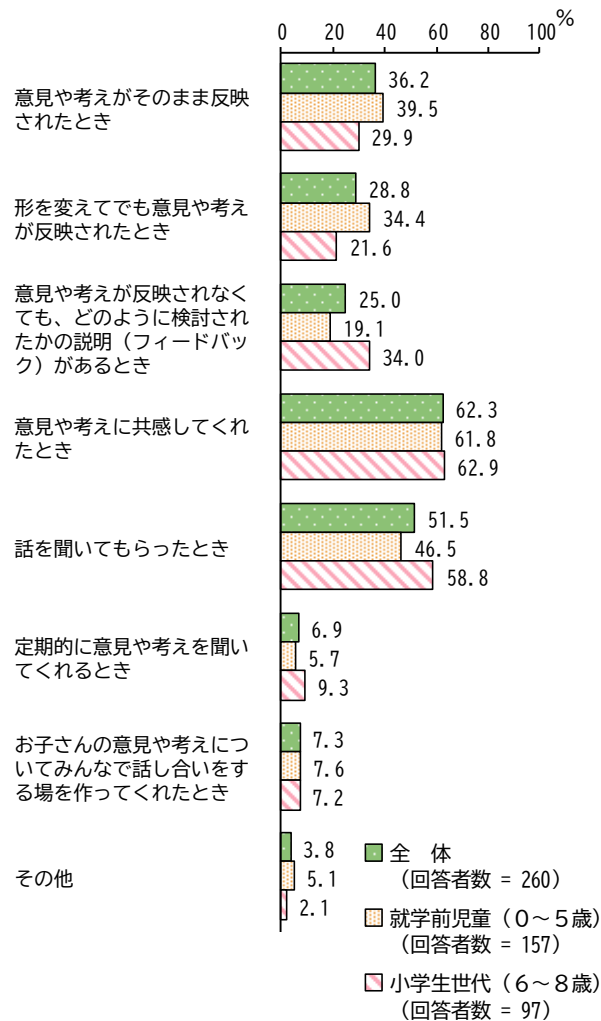
こども（0～8歳）の調査では、「意見や考えに共感してくれたとき」の割合が62.3%と最も高く、次いで「話を聞いてもらったとき」の割合が51.5%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「話を聞いてくれる」の割合が49.2%と最も高く、次いで「意見や考えに共感してくれる」の割合が43.2%となっています。

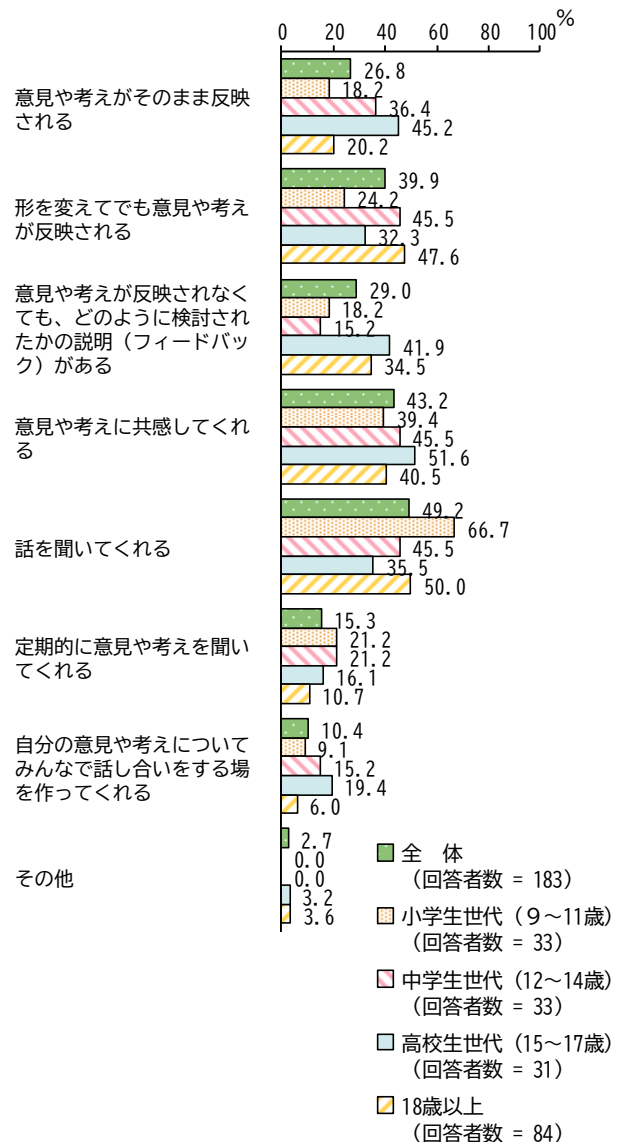
30歳以上調査では、「意見や考えに共感したとき」の割合が46.1%と最も高く、次いで「形を変えてでも意見や考えが反映されたとき」の割合が42.3%となっています。

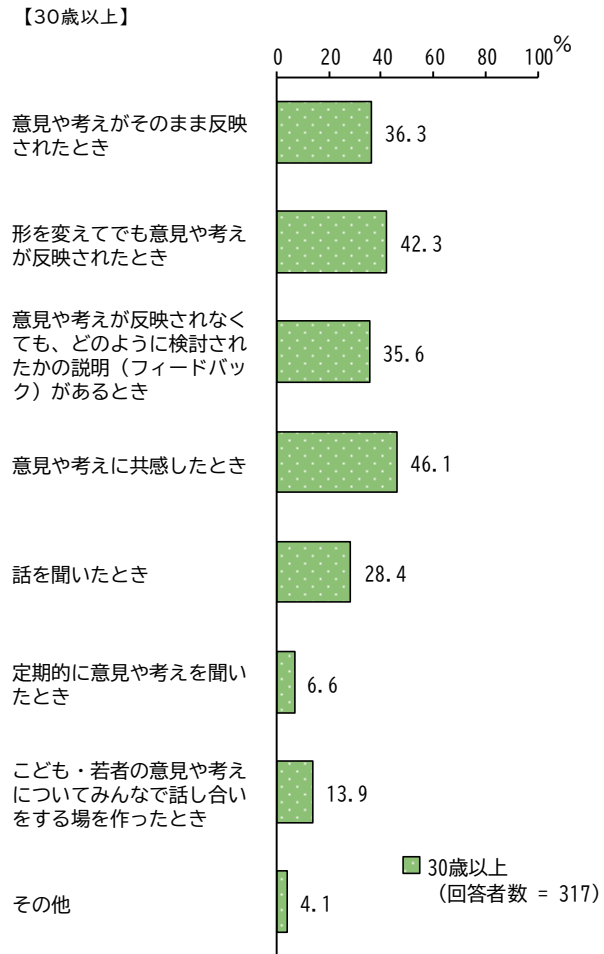
子ども・若者が言った意見や考えが大切にされていると感じるとき（最大3つまで）

【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】





資料：令和6年度「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ 子ども・若者が意見や考えを言いやすくするために、必要なこと

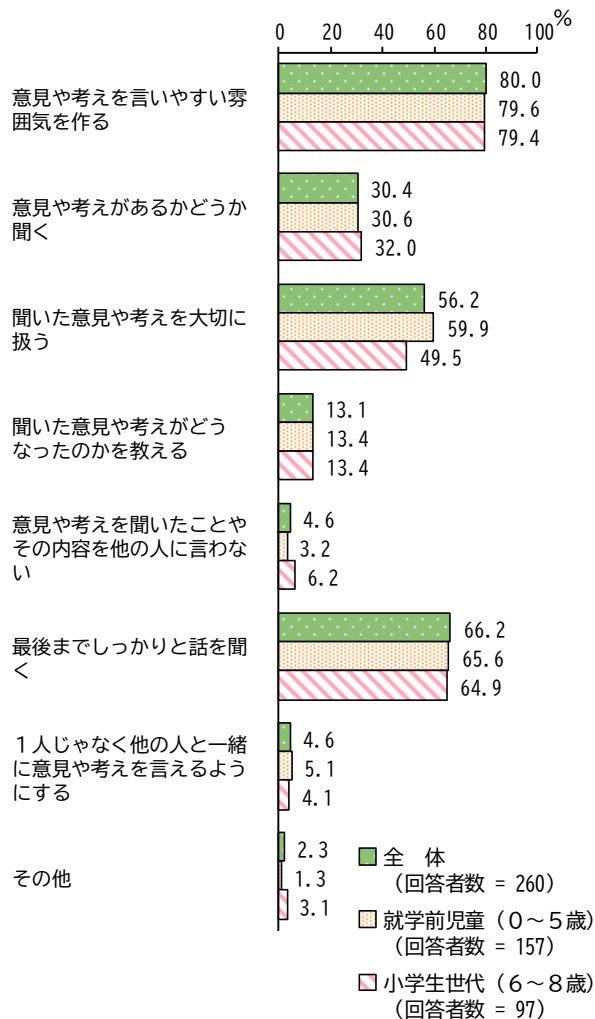
こども（0～8歳）の調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作る」の割合が80.0%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞く」の割合が66.2%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作ってほしい」の割合が65.6%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞いてほしい」の割合が35.5%となっています。

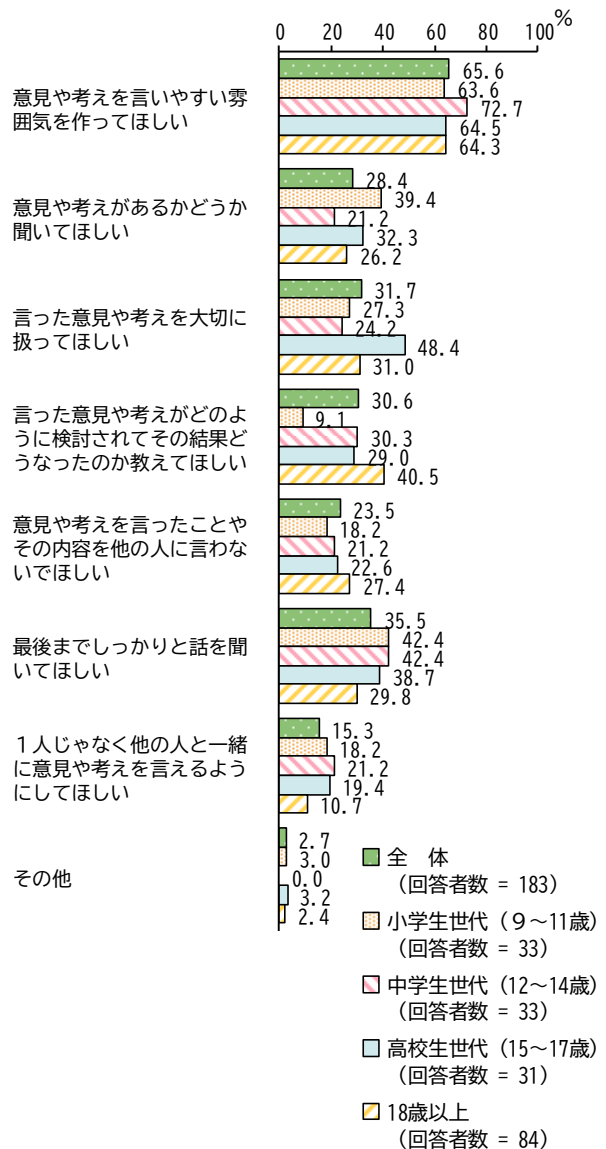
30歳以上調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作る」の割合が68.5%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞く」の割合が54.3%となっています。

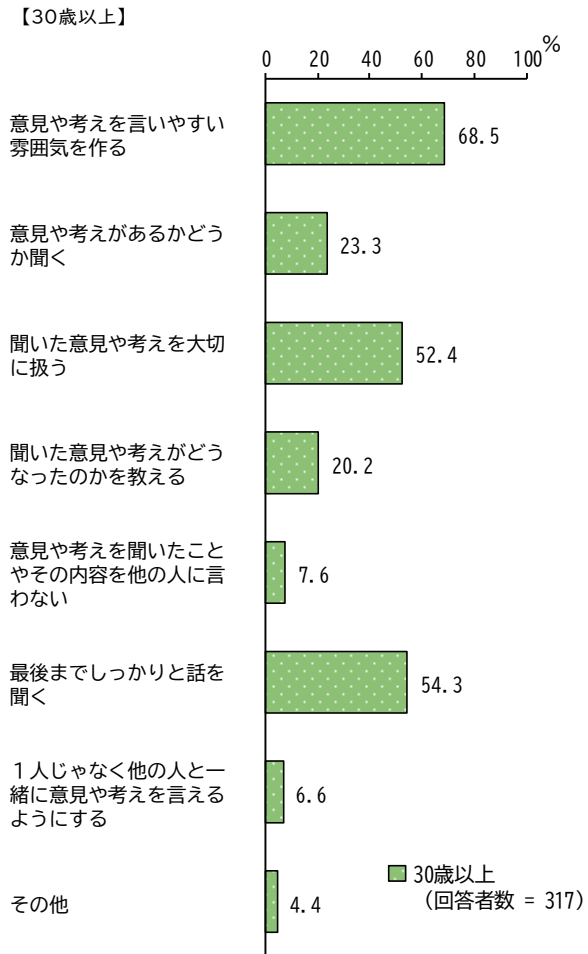
子ども・若者が意見や考えを言いやすくするために、必要なこと（最大3つまで）

【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】





資料：令和6年度「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(3) 市や施設への意見について

① 子ども・若者の意見や考えが、社会やまちづくりに反映されていると思うか

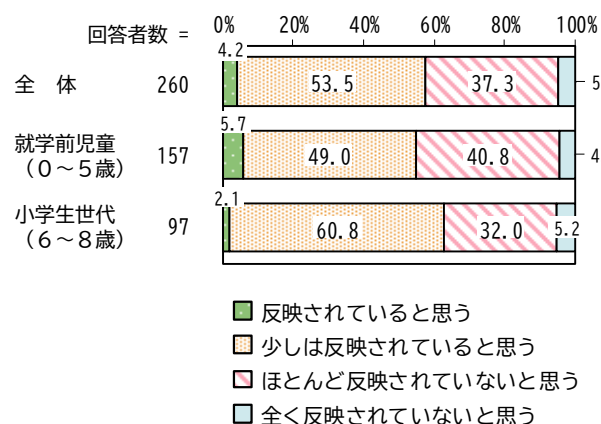
こども（0～8歳）の調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が53.5%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が37.3%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が51.4%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が31.7%となっています。

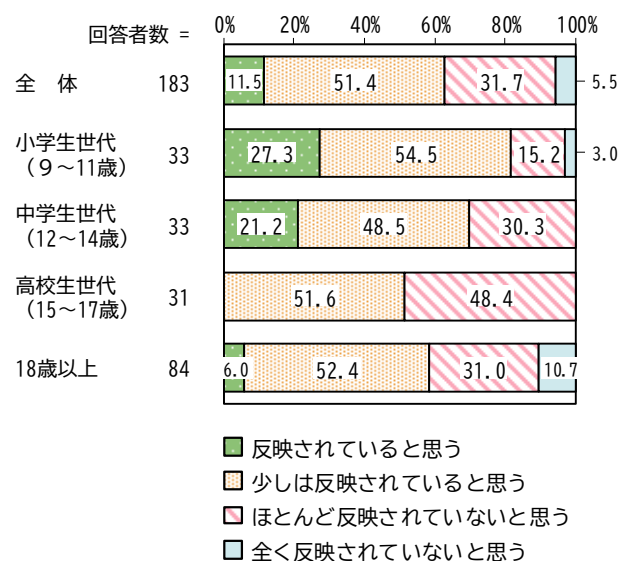
30歳以上調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が47.0%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が42.0%となっています。

子ども・若者の意見や考えが、社会やまちづくりに反映されていると思うか

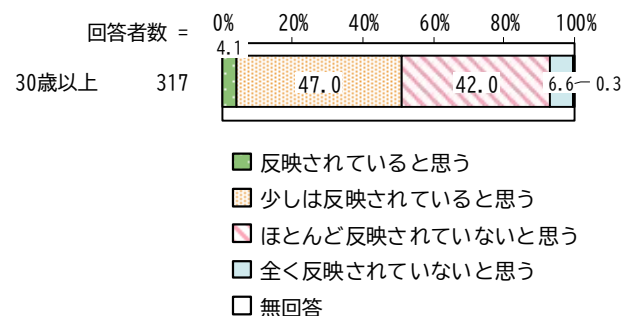
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

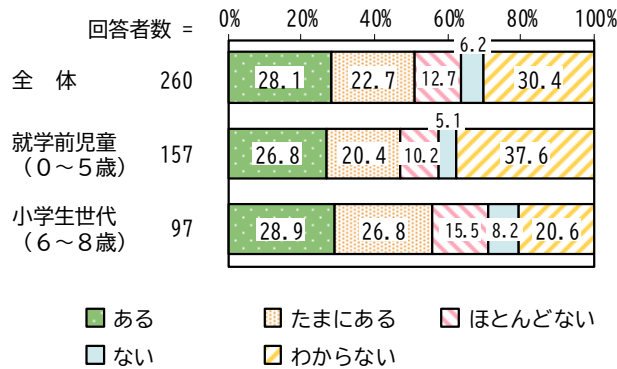
② 子ども・若者に関する市の取り組みなどに対して、言いたいことはあるか

こども（0～8歳）の調査では、「わからない」の割合が30.4%と最も高く、次いで「ある」の割合が28.1%となっています。

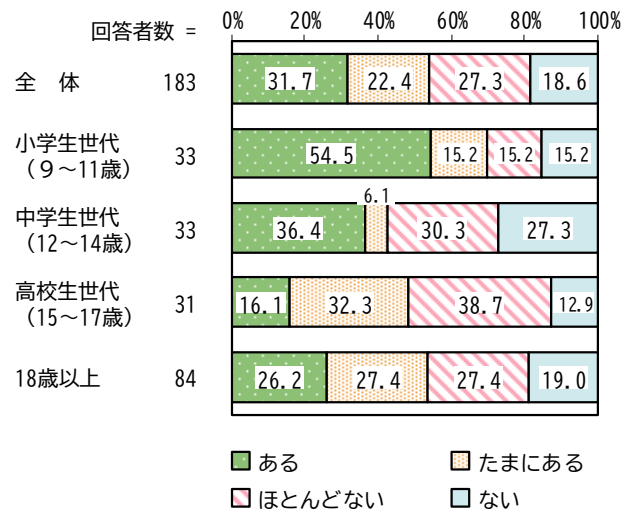
こども・若者（9～29歳）調査では、「ある」の割合が31.7%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が27.3%となっています。

子ども・若者に関する市の取り組みなどに対して、言いたいことはあるか

【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



資料：令和6年度「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

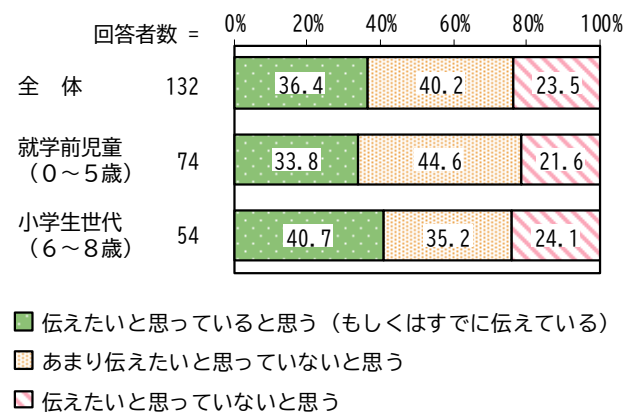
③ 言いたいことを市や施設へ伝えようと思うか

こども（０～８歳）の調査では、「あまり伝えたいと思っていないと思う」の割合が40.2%と最も高く、次いで「伝えたいと思っていると思う（もしくはすでに伝えている）」の割合が36.4%となっています。

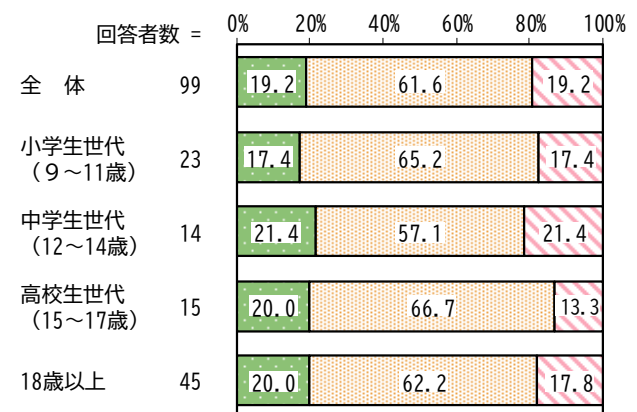
こども・若者（９～29歳）調査では、「あまり伝えようと思わない」の割合が61.6%と最も高く、次いで「伝えようと思う（もしくはすでに伝えている）」の割合が19.2%となっています。

言いたいことを市や施設へ伝えようと思うか

【こども（０～８歳）】

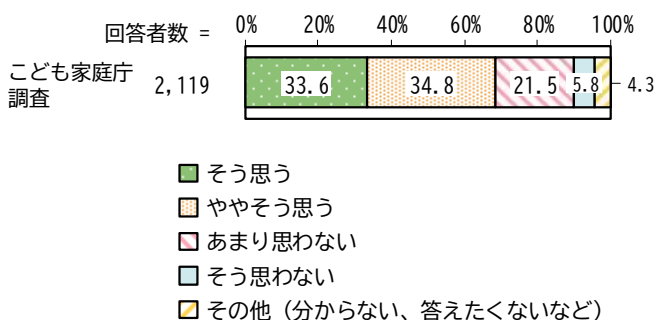


【こども・若者（９～29歳）】



【参考（こども家庭庁調査）】

問 あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。



資料：令和６年度「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

④ 言いたいことを市や施設に伝えようと思わない理由

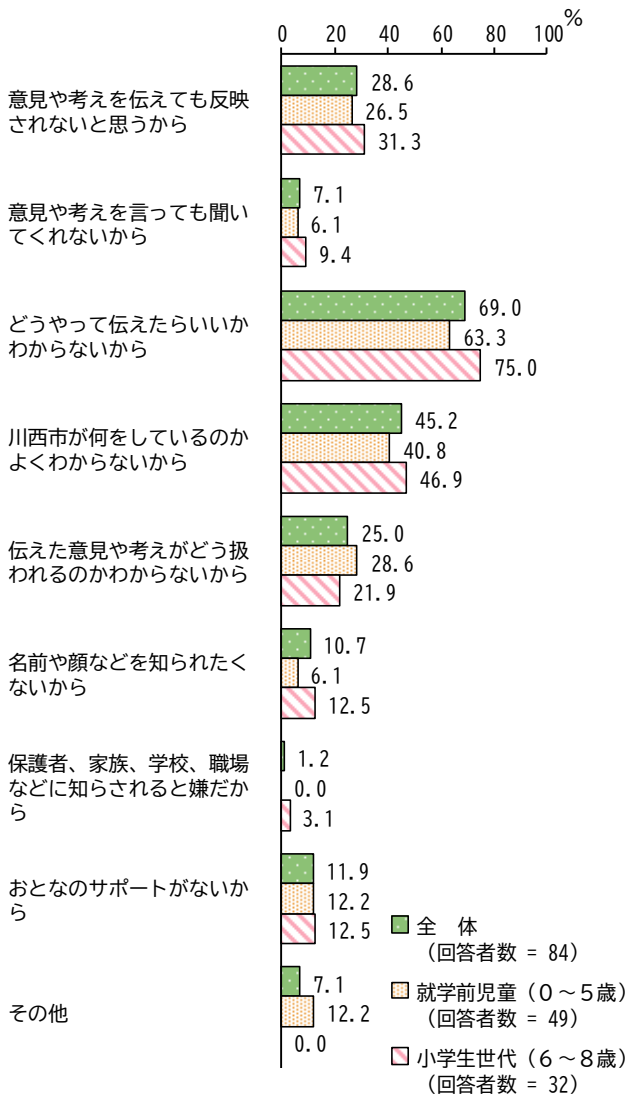
こども（0～8歳）の調査では、「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が69.0%と最も高く、次いで「川西市が何をしているのかよくわからないから」の割合が45.2%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えを伝えても反映されないと思うから」の割合が56.3%と最も高く、次いで「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が53.8%となっています。

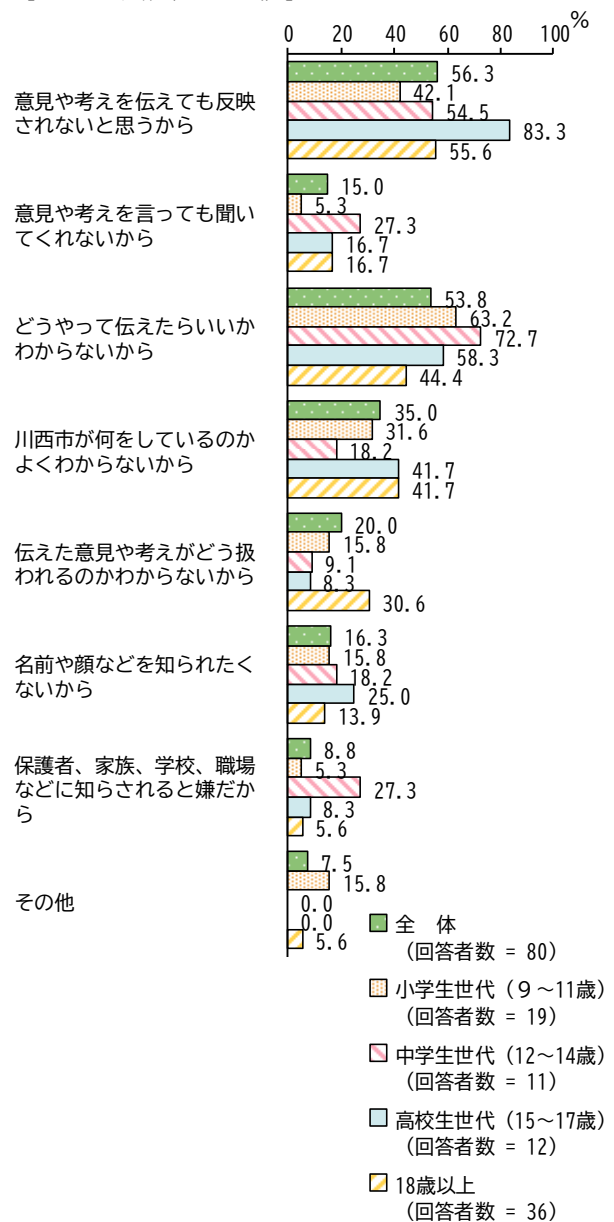
30歳以上調査では、「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が67.5%と最も高く、次いで「意見や考えを伝えても反映されないと思うから」の割合が53.0%となっています。

言いたいことを市や施設に伝えようと思わない理由（最大3つまで）

【こども（0～8歳）】



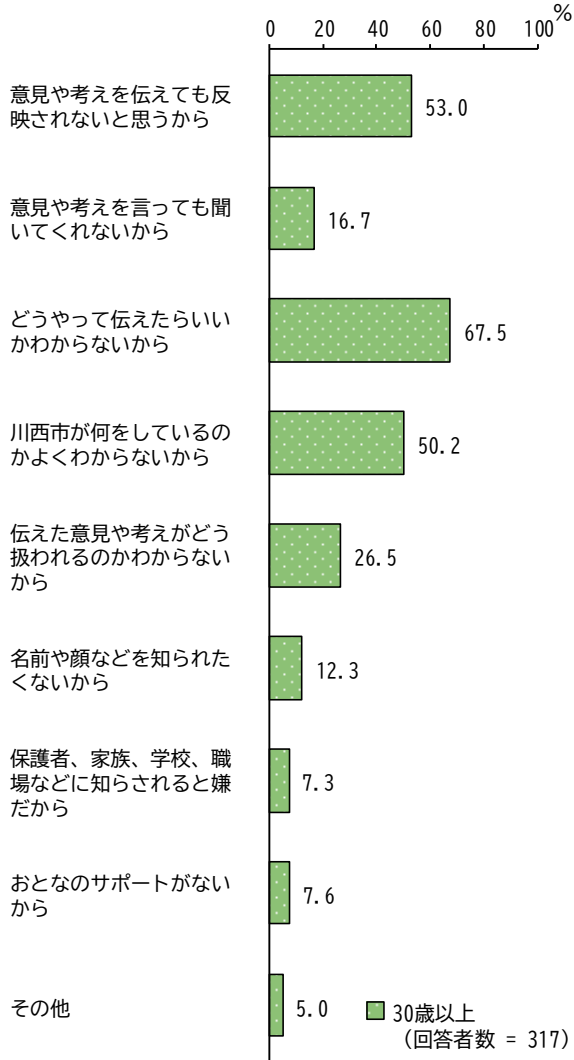
【こども・若者（9～29歳）】



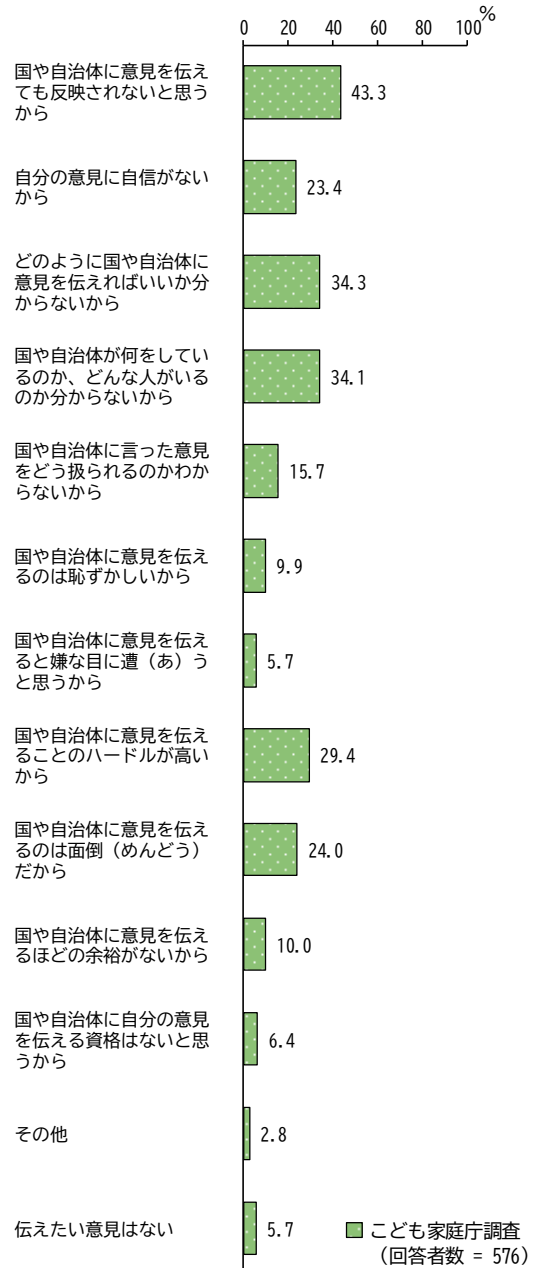
資料：令和6年度「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

【参考（こども家庭庁調査）】

【30歳以上】



問 【前問で「あまり思わない」「そう思わない」と回答した人に対して】 そう答えたのはどうしてですか。当てはまるものを全て選んでください。



資料：令和6年度「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

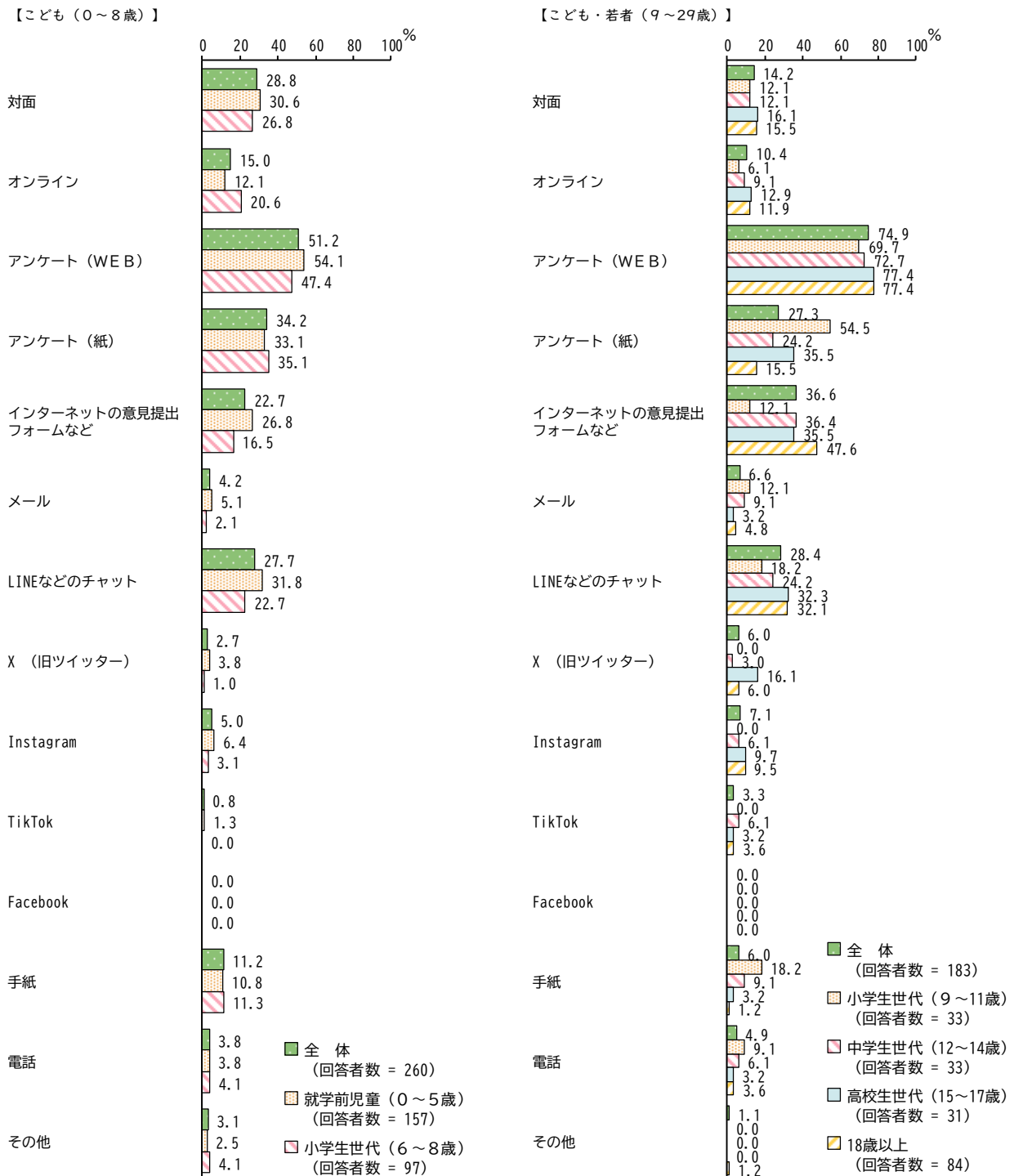
⑤ 市や施設に意見や考えを伝えやすいものはどれか

こども（0～8歳）の調査では、「アンケート（WEB）」の割合が51.2%と最も高く、次いで「アンケート（紙）」の割合が34.2%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「アンケート（WEB）」の割合が74.9%と最も高く、次いで「インターネットの意見提出フォームなど」の割合が36.6%となっています。

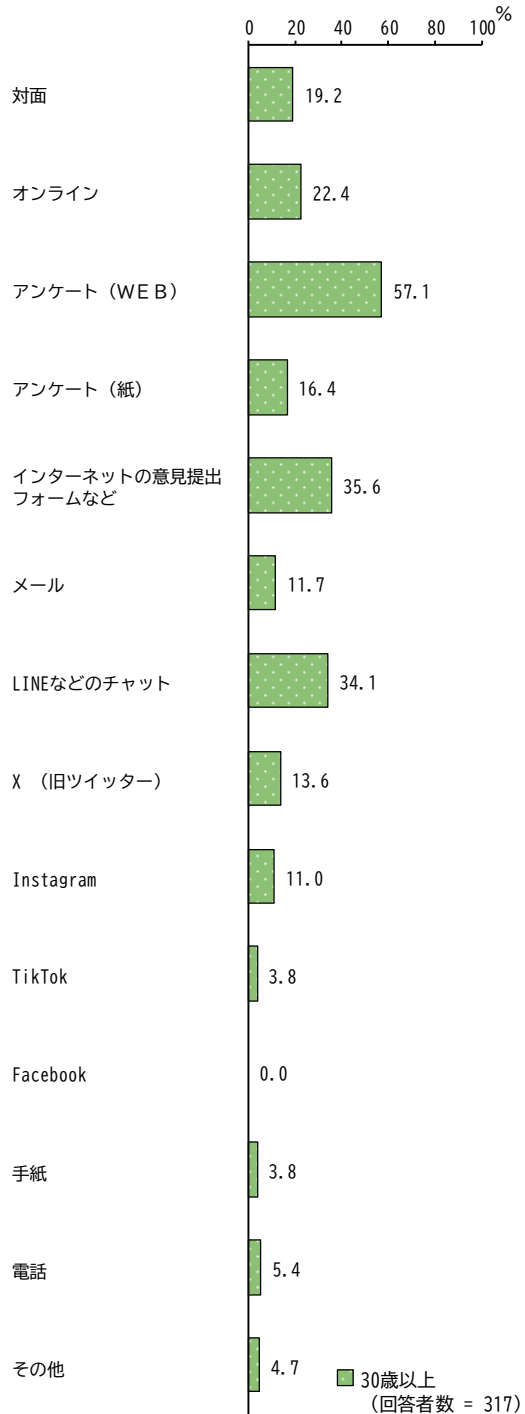
30歳以上調査では、「アンケート（WEB）」の割合が57.1%と最も高く、次いで「インターネットの意見提出フォームなど」の割合が35.6%となっています。

市や施設に意見や考えを伝えやすいものはどれか（最大3つまで）



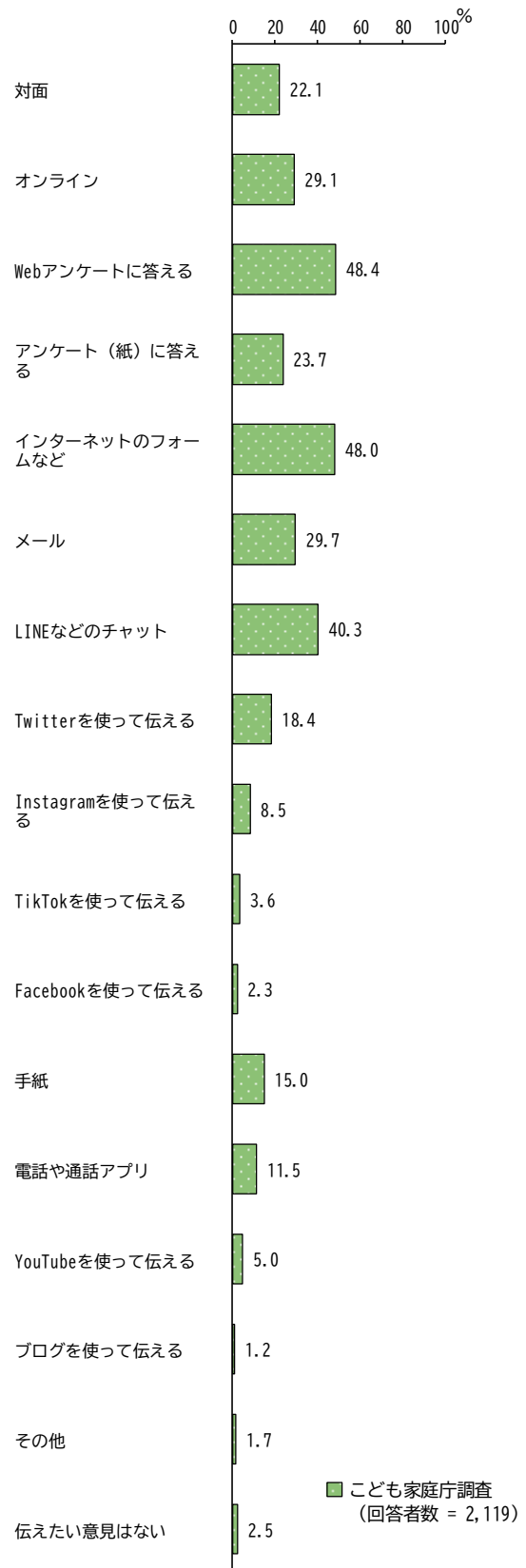
資料：令和6年度「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

【30歳以上】



【参考 (こども家庭庁調査)】

問 どのような方法や手段があれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。当てはまるものを全て選んでください。



資料：令和6年度「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

⑥ 市や施設に意見や考えを言いやすくするために必要なこと

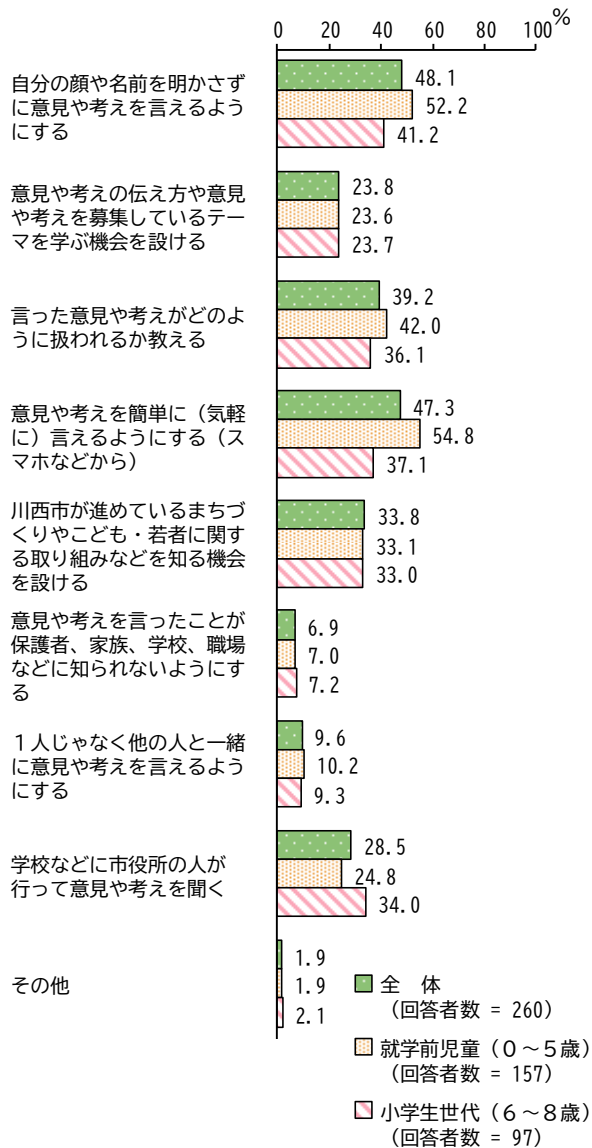
こども（0～8歳）の調査では、「自分の顔や名前を明かさずに意見や考えを言えるようにする」の割合が48.1%と最も高く、次いで「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにする（スマホなどから）」の割合が47.3%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにしてほしい（スマホなどから）」の割合が58.5%と最も高く、次いで「自分の顔や名前を明かさずに意見や考えを言えるようにしてほしい」の割合が56.8%となっています。

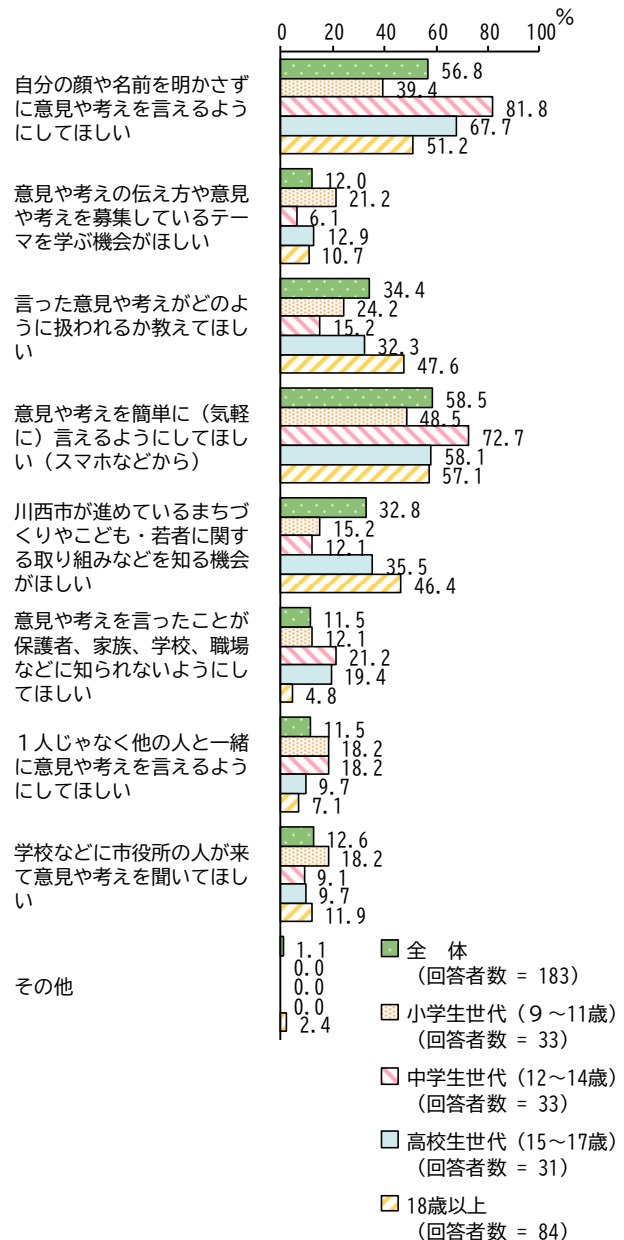
30歳以上調査では、「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにする（スマホなどから）」の割合が53.0%と最も高く、次いで「川西市が進めているまちづくりやこども・若者に関する取り組みなどを知る機会を設ける」の割合が51.1%となっています。

市や施設に意見や考えを言いやすくするために必要なこと（最大3つまで）

【こども（0～8歳）】

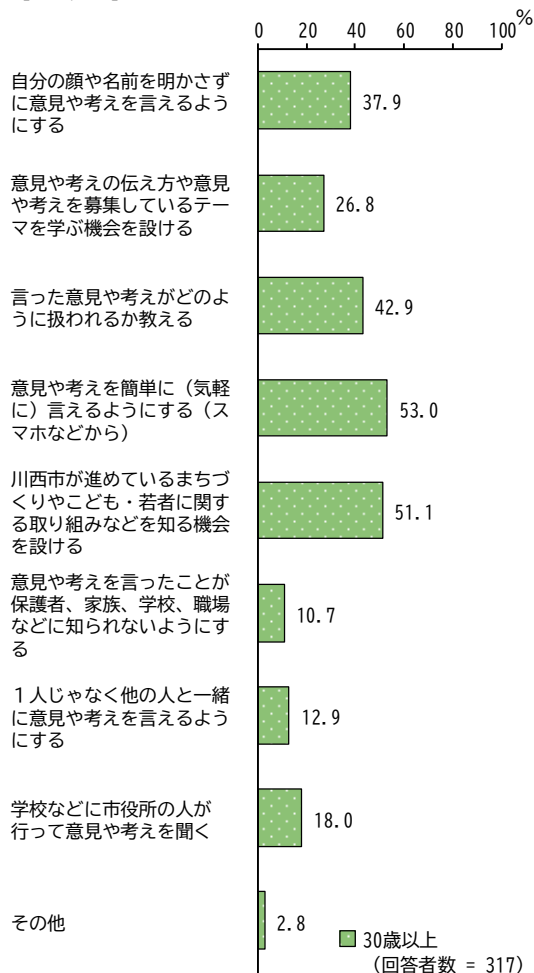


【こども・若者（9～29歳）】



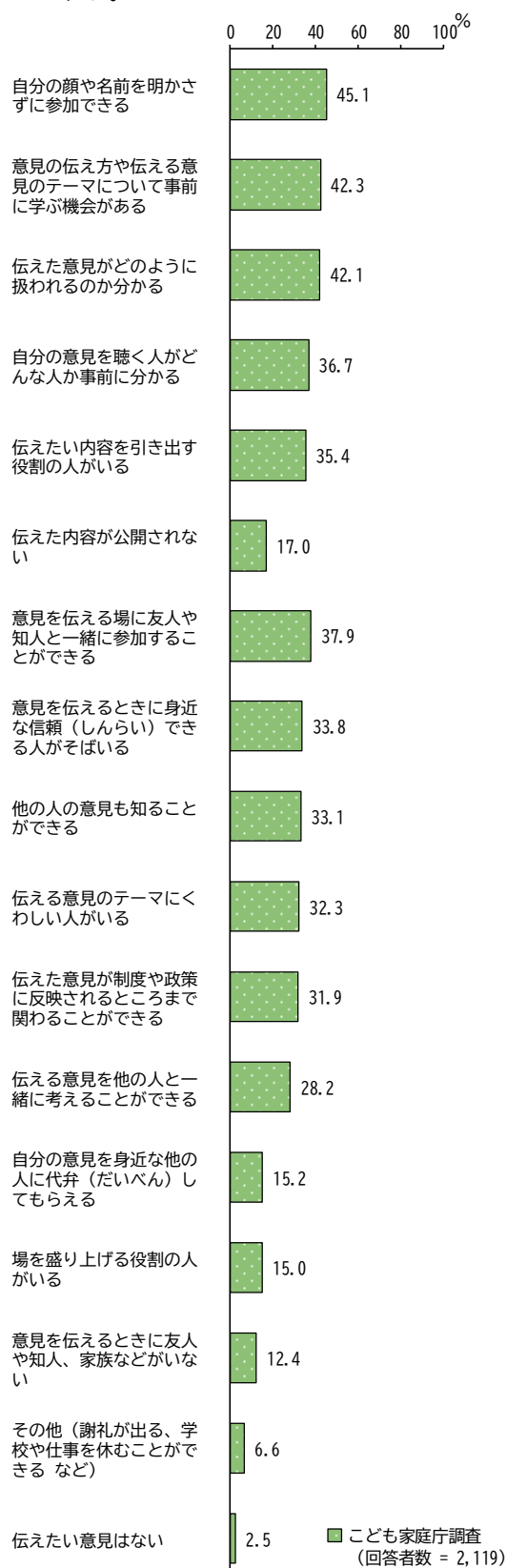
資料：令和6年度「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

【30歳以上】



【参考（こども家庭庁調査）】

問 どのような工夫やルールがあれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいと思いますか。



7 ひきこもりや不登校などの状況

(1) ひきこもりの子ども・若者

平成28年度に内閣府が示した「若者の生活に関する調査報告書」によれば、全国の15歳から39歳までの若者のうち、1.57%の約54.1万人がひきこもり状態にあると推計されています。性別を見ると、男性が63.3%、女性が36.7%となっており、年代別では10代が10%、20代が49.0%、30代が40.8%となっています。

ひきこもり状態になってからの期間については「7年以上」が34.7%と、最も多くの割合を占めています。年代別で見ると、15～19歳、20～24歳においては「6ヶ月～1年」の人が、それぞれ20.0%、33.3%となっているのに対し、30～34歳、35～39歳では「7年以上」がそれぞれ70.0%、50.0%となっているなど、年齢を重ねるほど、長期に渡りひきこもりの状態が続く傾向にあります。

一方で、令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、川西市におけるひきこもり状態にある人の割合は1.82%で、推計者数は646人となります。また、川西市の調査結果ではひきこもり親和群の割合が全国調査に比べて高く、全国が4.81%であるのに対し、川西市は9.53%となっています。

ひきこもりとなった理由としては、「就職活動がうまくいかなかった」や「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」「不登校」などが挙げられます。

「川西市子ども・若者総合相談窓口」の相談件数の推移を見ると、ひきこもりなどを相談内容とする延べ件数は令和5年度は358件で、うち新規相談者数は48人となっています。相談者には、就業支援機関と連携を取るなど継続した支援も行い、令和3年度は19人が就業しています。

子ども・若者実態調査 前回調査及び国調査との比較

		回答者数	有効回答率	広義のひきこもり群	ひきこもり親和群
今回調査※1	一般	881人	38.3%	16人(1.82%)	84人(9.53%)
	高校生	275人	34.4%	0人(0.0%)	45人(16.36%)
	中学生	1,038人	79.8%	7人(0.67%)	136人(13.10%)
前回調査	一般	1,114人	37.1%	10人(0.90%)	79人(7.09%)
	高校生	898人	93.5%	3人(0.33%)	93人(10.36%)
参考) 国※2		7,035人	40.1%	144人(2.05%)	150人(4.81%)※3

※1 令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」令和4年1月～5月調査

- ・一般…19～39歳、配付数 2,300通
- ・高校生…市内の公立高等学校の2年生、配付数 800通
- ・中学生…市内の公立中学校の2年生、配付数 1,300通

※2 内閣府「若者の生活に関する調査報告書」(令和4年11月調査) 15～39歳 17,187人対象

※3 令和4年の調査では「ひきこもり親和群」の項目がないため、平成27年の結果を掲載している。

全国におけるひきこもり推計者数

	該当する 回答者数	有効回答に 占める割合	全国の推計者数※	
5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	67 人	0.95%	36.5 万人	準ひきこもり 36.5 万人
6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどは出かける	52 人	0.74%	12.1 万人	狭義のひきこもり 17.6 万人
7. 自室からは出るが、家からは出ない 8. 自室からはほとんど出ない	25 人	0.36%	5.5 万人	
合計	144 人	2.05%	54.1 万人	広義のひきこもり 54.1 万人

資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（平成 27 年 12 月調査）

※令和 4 年の調査では「全国の推計者数」の項目がないため、平成 27 年の結果を掲載している。

川西市におけるひきこもり推計者数

	該当する 回答者数	有効回答に 占める割合	川西市の推計者数	
5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	8 人	0.91%	323 人	準ひきこもり 323 人
6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどは出かける	8 人	0.91%	323 人	狭義のひきこもり 323 人
7. 自室からは出るが、家からは出ない 8. 自室からはほとんど出ない	—	—	—	
合計	16 人	1.82%	646 人	広義のひきこもり 646 人

資料：令和 4 年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

※推計者数は、令和 3 年 12 月末時点での「川西市年齢別人口表（住民基本台帳）」から算出（15～39 歳の人口は 35,436 人）。

上表では「一般」群におけるひきこもりの発生率を採用している。

○ ひきこもりの定義

- ・広義のひきこもり 下記 1～4 の状態が 6 カ月以上続く人
- ・準ひきこもり 下記 1 の状態が 6 カ月以上続く人
- ・狭義のひきこもり 下記 2～4 の状態が 6 カ月以上続く人

- 1 ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
- 2 ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 4 自室からほとんど出ない

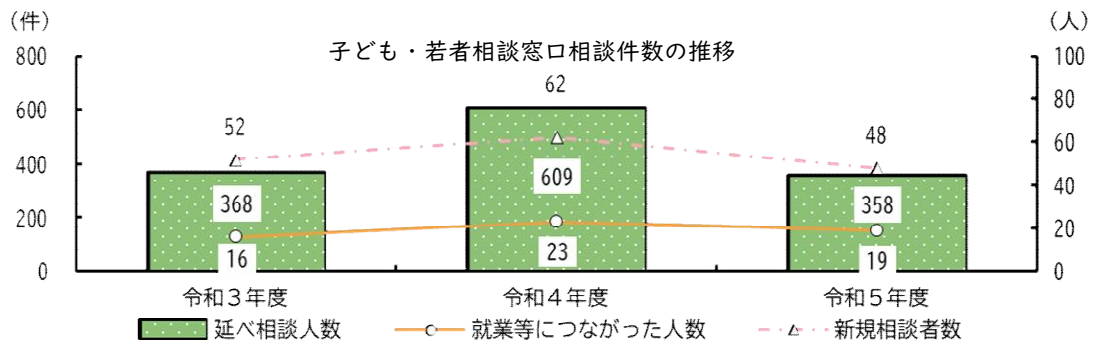
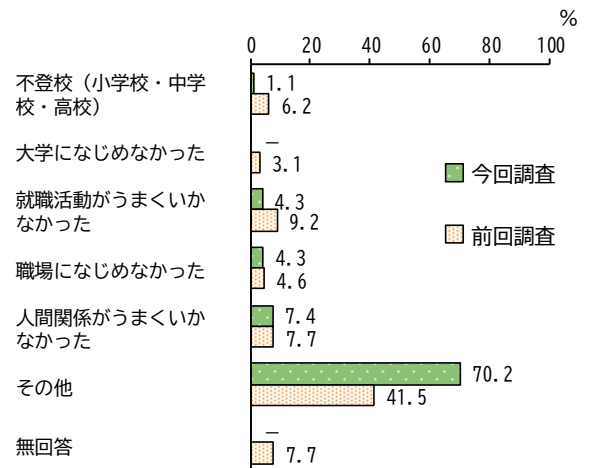
※ きっかけが「病気」「妊娠」「専業主婦・主夫又は家事手伝い」の人を除く。
また、「新型コロナウイルス感染症による外出制限」をきっかけとしているケースについても除いている。

○ ひきこもり親和群の定義

- ・下記 1～4 に 3 項目以上当てはまる人で、「広義のひきこもり」でない人

- 1 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
- 2 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
- 3 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
- 4 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

【一般】ひきこもりになったきっかけ（複数回答）



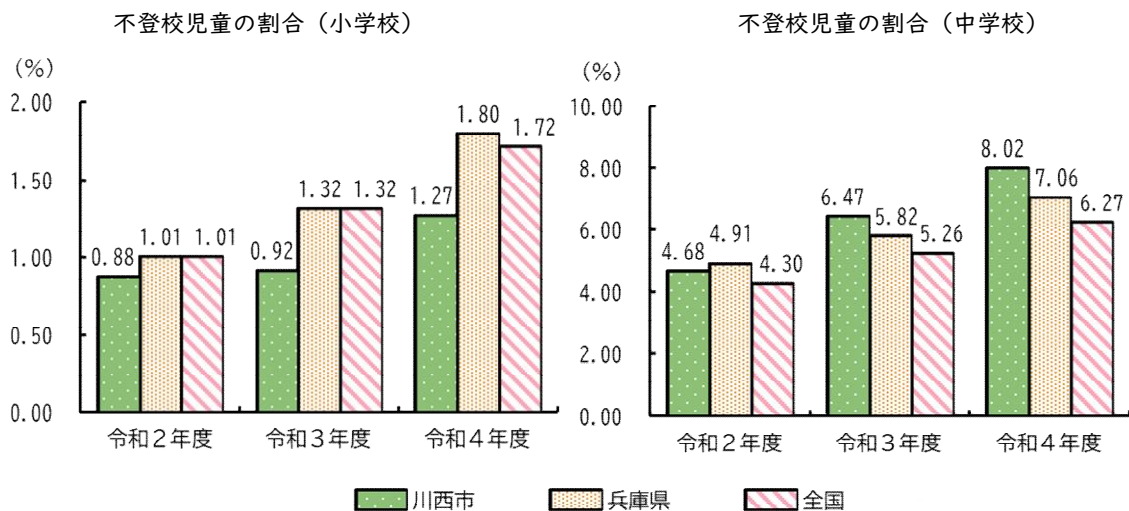
資料：川西市子ども・若者相談窓口利用実績

(2) 不登校

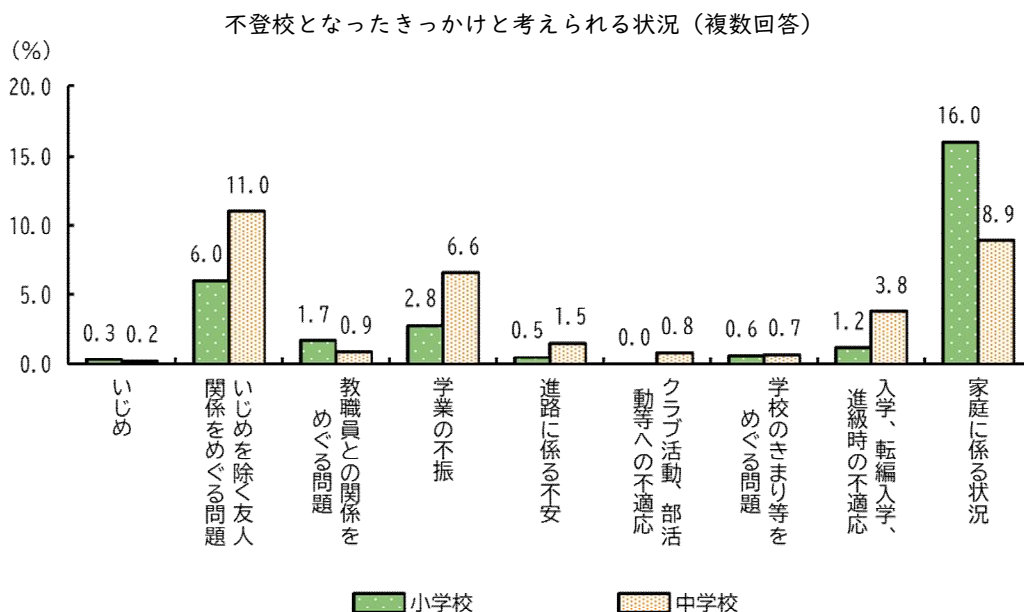
さまざまな原因・背景によって、学校に登校しない、もしくはできない児童・生徒がいます。

兵庫県「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、令和4年度時点で、全国の不登校者の全体に占める割合は小学校で1.72%、中学校で6.27%であり、川西市における不登校者数の全体に占める割合は、小学校で1.27%、中学校で8.02%となっています。

また、兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、国公立小中学校の不登校の要因について、小学校では「家庭にかかる状況」が最も多く、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多くなっています。



資料：兵庫県「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」（令和2～4年度）

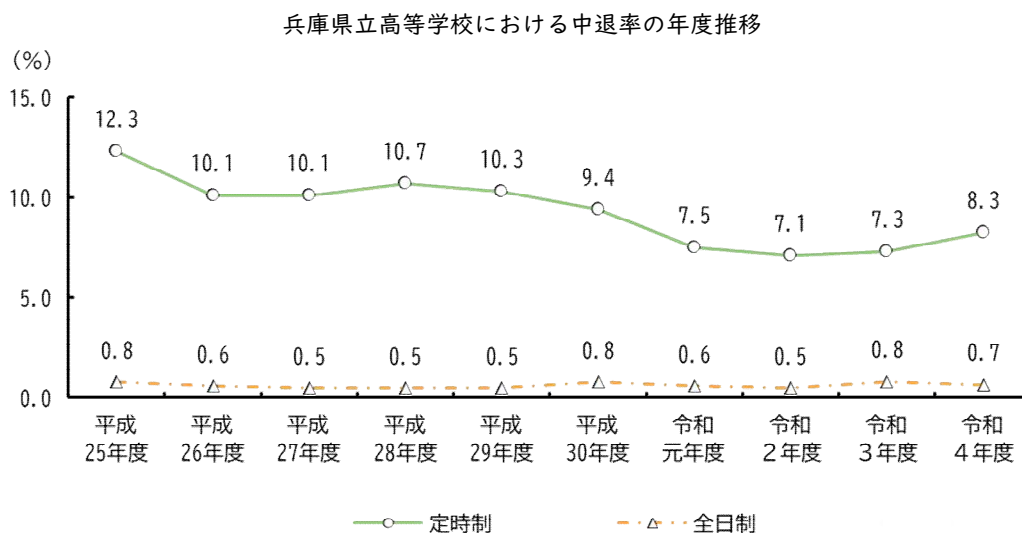


資料：兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

(3) 高等学校中途退学者

兵庫県立高等学校における全日制課程の中退率は横ばい傾向にあり、令和4年度は528人、0.7%でした。一方、定時制課程では、減少傾向ではあるものの令和4年度は293人、8.3%となっています。

兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、中途退学の主な理由は「進路変更」「学校生活・学業不適応」「学業不振」であり、これら3つの理由の合計が全体の90%を占めています。



資料：兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

県立高等学校における中退の主な事由

単位：%

順位	1		2		3	
事由	進路変更		学校生活・学業 不適応	28.5	学業不振	5.4
	内訳	別の高校への 入学を希望	30.9			
		就職を希望	11.4			
		高卒認定試験 を希望	3.4			
		専修学校への 入学を希望	0.7			
		その他	10.5			

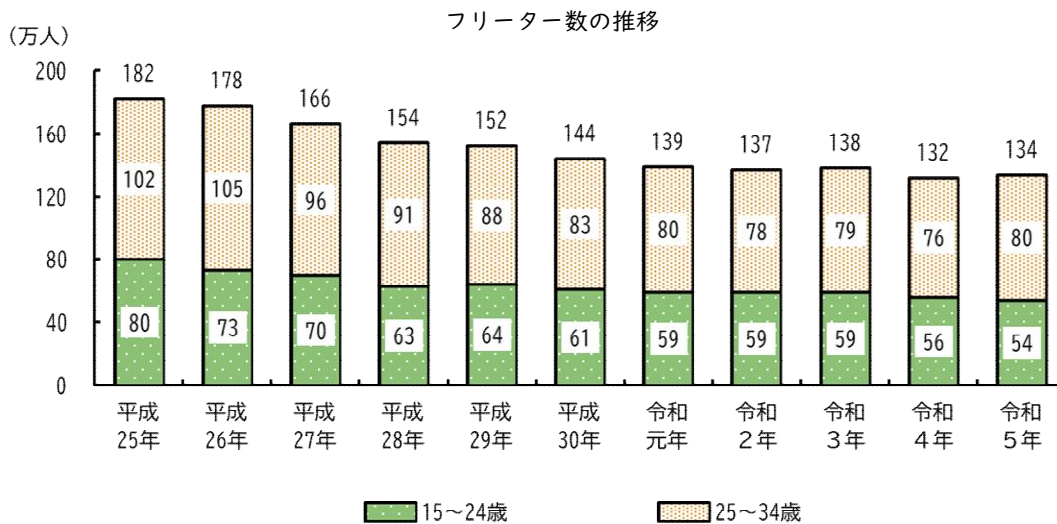
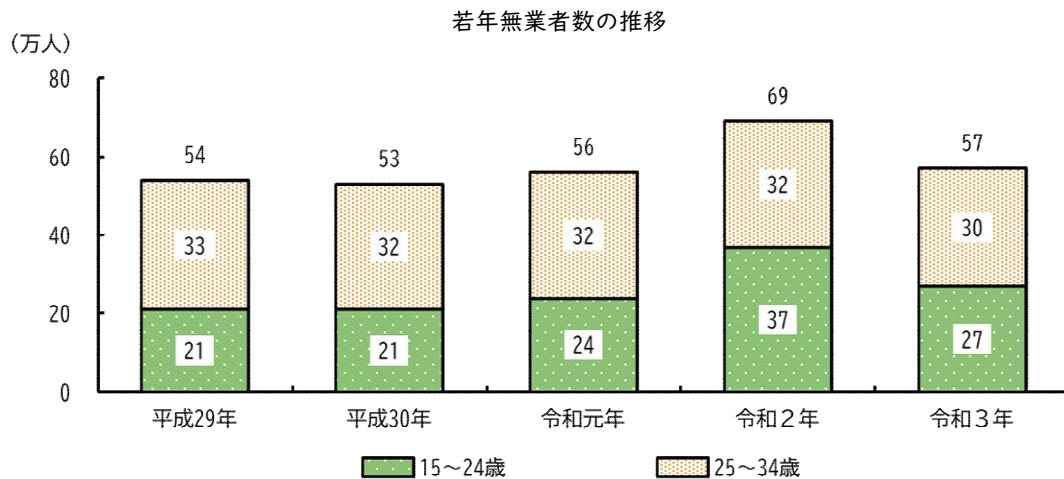
資料：兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

(4) 若年無業者・フリーター

若者が充実した生活を送る上で就業は非常に重要であり、若年無業者※¹やフリーター※²、非正規雇用率の高さなどが、産業構造や就業形態の変化による課題として挙げられます。

総務省「労働力調査」によると、若年無業者数は増加傾向にあり、特に令和2年は令和元年に比べ大きく増加し、約69万人となっています。

全国のフリーター数は、平成25年の182万人をピークに年々減少し、令和元年以降は横ばいとなっています。



※1 若年無業者…高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、普段収入を伴う仕事していない15歳から34歳

※2 フリーター…15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者であることに加え、勤め先またはその希望先がパート・アルバイト（家事や通学もしていない）の人

8 貧困の状況

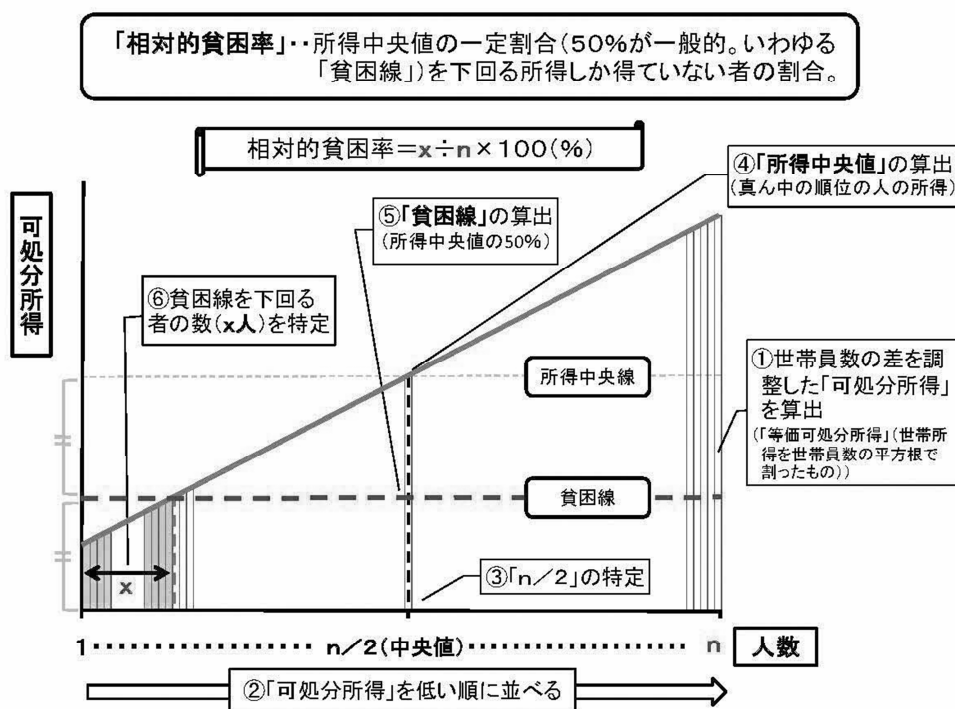
① 相対的貧困世帯の定義

貧困状態かどうかについては、客観的に判断する指標はなく、複数の指標を参考にしながら、便宜的に、ある一定の所得や消費水準を下回った場合に「貧困」とみなしているのが実情です。したがって、本調査において貧困状態かどうかを指し示す諸指標については、一定の幅を持って理解する必要があります。

なお、特定の固定値（絶対的な金額や状況）を貧困線として使用し、その水準を下回った場合を、「絶対的貧困」と呼ぶほか、OECDの統計など、一定の所得や消費水準（時点によって変移する金額や状況）を貧困線とし、それを下回る場合を「相対的貧困」と呼んでいます。

相対的貧困世帯とは、国が国民生活基礎調査（厚生労働省）により算出した貧困線に対応する世帯収入を下回る世帯とします。

国が国民生活基礎調査により算出した貧困線とは、等価可処分所得※の中央値の半分の額をいい、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出しています。



資料：厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>）

※等価可処分所得…世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

第2章 子ども・若者を取り巻く現状

令和5年度に実施した、「川西市子育て支援に関するアンケート調査」では、保護者を対象とした調査で税込みの世帯収入を50万円区分で尋ねています。そこで、国が国民生活基礎調査（厚生労働省）により算出した貧困線に対応する世帯収入を概算したうえで、相対的貧困となる区分を選定しました。

② 相対的貧困世帯の算出方法

まず、令和3年国民生活基礎調査における所得5分位階級ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比となる係数を算出します。

	1世帯あたり 平均所得※(a)	平均可処分所得※(b)	所得五分位階級 ごとの係数(a/b)
第Ⅰ（～211万）	133.1万円	118.4万円	1.12
第Ⅱ（211万～358万）	284.3万円	246.2万円	1.15
第Ⅲ（358万～546万）	443.6万円	366.7万円	1.21
第Ⅳ（546万～831万）	676.5万円	546.6万円	1.24
第Ⅴ（831万～）	1,284.1万円	989.4万円	1.30

※「1世帯あたり平均所得」は税込みの収入、「平均可処分所得」は手取り収入（可処分所得）に該当する。

次に、令和3年国民生活基礎調査における貧困線（127万円）に世帯人員の平方根を乗じて世帯人員別に相対的貧困線※を算出します。

世帯人員別の相対的貧困線に対応する上記の「所得五分位階級ごとの係数」を乗じることで、相対的貧困線の値に対応する世帯収入を概算し、この世帯収入を下回る世帯を相対的貧困世帯とします。

世帯人員	相対的 貧困線	係数	対応する 世帯収入	相対的貧困世帯 となる区分	相対的貧困 世帯数
2人	180万円	1.12	202万円	250万円未満	17世帯
3人	220万円	1.12	247万円	250万円未満	26世帯
4人	254万円	1.15	293万円	300万円未満	30世帯
5人	284万円	1.15	328万円	350万円未満	22世帯
6人	311万円	1.15	359万円	400万円未満	8世帯
7人	336万円	1.15	388万円	400万円未満	1世帯
8人	359万円	1.15	415万円	450万円未満	4世帯

※「相対的貧困線」は手取り収入（可処分所得）に基づく基準であり、「対応する世帯収入」は税込みの収入、「相対的貧困世帯となる区分」は本調査で尋ねた世帯全員の税込み収入。

③ 川西市の相対的貧困率

川西市の子どもがいる世帯の相対的貧困世帯数および相対的貧困率は5.9%となっており、平成29年度に実施した「子どもの生活に関するアンケート調査」よりも低くなっています。

調査種類	保護者の回収数	相対的貧困世帯数	相対的貧困率
川西市子育て支援に関するアンケート調査	1,821世帯	108世帯	5.9%
子どもの生活に関するアンケート調査（平成29年度実施）	2,202世帯	205世帯	9.3%

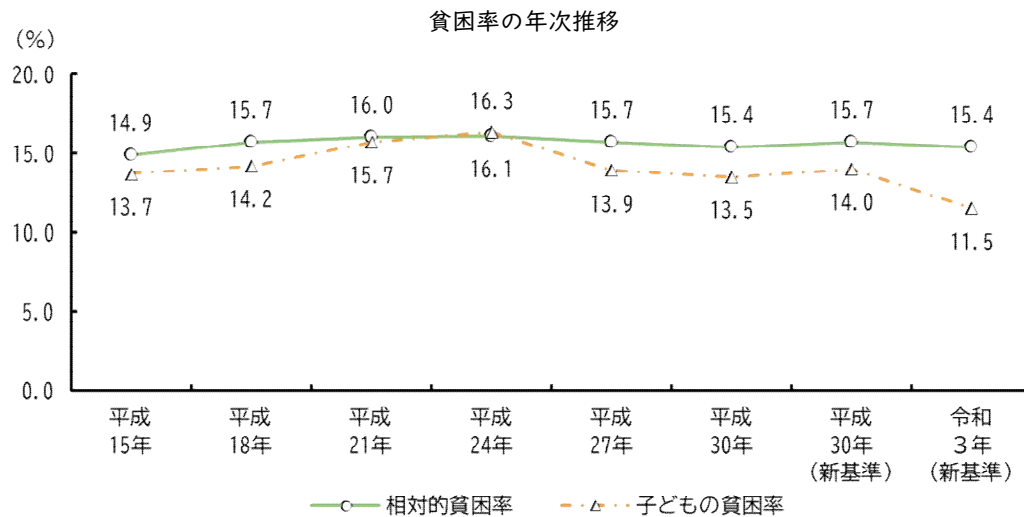
資料：令和5年度「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

④ 全国の経済的な困窮

令和5年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」における川西市の子どもがいる世帯の相対的貧困世帯数および相対的貧困率は5.9%となっており、平成29年度に実施した「子どもの生活に関するアンケート調査」よりも低くなっています。

厚生労働省が示す令和4年「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率※」は、令和3年には15.4%となっています。

「全国ひとり親世帯等調査」、「学校基本調査」によると、高校などへの進学率は父子世帯の方が高く、大学への進学率は、母子世帯の方が高くなっています。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

貧困線の推移

単位：万円

項目	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	平成 30年	平成 30年 (新基準)	令和 3年 (新基準)
貧困線	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

ひとり親家庭の子どもの進学率

単位：%

項目	母子世帯	父子世帯	全世帯
高校などへの進学率	94.5	96.2	98.9
大学への進学率	66.5	57.9	57.4

資料：令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」、令和3年度「学校基本調査」

※子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

第 3 章

計画の考え方

1 基本理念

(仮) こどもの幸せをこどもと共に実現するまちづくり

(基本理念の考え方)

こども基本法では、こどもを「心身の発達の過程にある者」としており、一定の年齢で上限を決めているものではありません。そうした全ての「こども」の権利が保障されるとともに、こどもの今の暮らしが充実され、かつ未来に希望を描ける「幸せ」を感じることができる社会を大人だけでなくこどもと一緒に創っていくことを目標として施策を推進していきます。

この基本理念の実現をめざし、子ども・若者に関する現状・課題を整理し、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係者が主体的に連携・協力し、支援の輪を広げることで、妊娠期から就学前、就学後、若者まで切れ目のない支援体制を構築し、川西市の子ども・若者施策のより一層の充実を図っていきます。

2 基本目標

1. 妊娠前から妊娠、出産、乳幼児の子育てまで一貫した支援を行います

妊娠前から妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、適切な医療が提供できる出産環境を確保し、子どもと保護者の心身の健康を第一に考え、妊娠・出産・子育て・思春期にいたるまでのそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援体制の充実をめざします。

2. 子育て世帯が社会から孤立せず、子どもたちが地域で育つ環境の整備を進めます

さまざまな子育て支援サービスを提供し、子育て世帯が社会から孤立せず、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを認識しつつも、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力出来る体制の構築を行います。

さらに、手当の支給など経済的な支援を行うとともに、ひとり親家庭や医療的ケア児などへのサポートを充実し、子育て世帯に寄り添った支援を進めます。

3. 子どもの学び、育つ機会の保障及び質の高い教育保育を提供します

子どもたちの健やかな成長のため、すべての子どもたちに対して、一人ひとりに応じた教育保育を提供できるよう、私立就学前教育保育施設と連携して、教育保育を行います。また、市立認定こども園を「就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点」として位置付け、本市における教育保育の質を高めるための取組を進めていきます。（詳細は、第6章参照）

引き続き待機児童0（国基準）を継続するとともに、入所保留児童※減少への対応を進めるほか、市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園の整備を進めます。

各施設においては、教職員が能力の向上を図り、相互理解を深めることにより、それぞれの施設における教育保育を充実させるだけでなく、小学校生活への円滑な接続をめざし連携を強化します。

また、多様化するニーズに応じた保育サービスや相談・交流事業等を実施し、それらのサービスを円滑に利用できるよう、それぞれの窓口や各種媒体を通じて適切な情報提供を行います。

さらに、就学後においても、子どもたちが放課後等を安全で安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」の取り組みを推進します。

※国基準外の待機児童…保育施設（保育所・認定こども園等）に入所申請をしており、入所条件を満たしているにも関わらず入所ができない状態にある児童のことを待機児童といいますが、以下の4項目に当てはまる場合は国基準の待機児童には該当しません。

【国の基準から除外される4項目】

①特定の保育施設のみ希望している者、②求職活動を休止している者、③育児休業中の者、④地方単独保育施策を利用している者

4. すべての子どもや若者の自立を応援、支援します

次代を担う子ども・若者一人ひとりが自分らしく生き生きと成長できるよう、子ども・若者の力を信じ、教育環境を充実させるほか、体験学習や他者との交流の場を設けます。また、社会において、地域の中での支援ネットワークづくり、子ども・若者を支援するしくみづくり、経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援を行います。

また、ひきこもりや若者無業者、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対し、相談体制や支援ネットワークに関する情報発信を行うほか、社会参加へ向けた支援を行うことに加え、経済的な貧困という課題を抱える子ども・若者に対する支援を進めます。

さらに、子ども・若者が健全に育つ環境を整備し、子ども・若者の成長を支える担い手を養成することに加え、文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援を行います。

5. こどもの権利の保障とこどもと共に作るまちづくりの機会を充実します

子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるため、子どもの人権についての啓発や相談、支援体制を充実させます。

また、行政だけでなく全ての人が、子どもや若者に平等に権利があることを認識し、権利が行使できるように守り、子どもや若者が自分たちの考えや意見を伝えることができ、その意見が尊重されるまちづくりを進めます。

<基本理念>

(仮) こどもの幸せをこどもと共に実現するまちづくり

第4章 各施策の展開

- 基本目標1 妊娠前から妊娠、出産、乳幼児の子育てまで一貫した支援を行います
- 基本目標2 子育て世帯が社会から孤立せず、子どもたちが地域で育つ環境の整備を進めます
- 基本目標3 子どもの学び、育つ機会の保障及び質の高い教育保育を提供します
- 基本目標4 すべての子どもや若者の自立を応援、支援します
- 基本目標5 こどもの権利の保障とこどもと共につくるまちづくりの機会を充実します

第5章 事業計画

量の見込みと提供体制の確保

(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

第6章 就学前教育保育施設のあり方

第4章

各施策の展開 (基本目標・イメージのみ)

(1) *****

①*****

②*****

③*****

④*****

⑤*****

(2) *****

①*****

②*****

③*****

④*****

⑤*****

(3) *****

①*****

②*****

③*****

④*****

⑤*****

基本目標1 妊娠前から妊娠、出産、乳幼児の子育てまで一貫した支援を行います

(1) *****

① *****

*****。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	*****	***** *****	*****	*****
2	*****	***** *****	*****	*****

(2) *****

① *****

*****。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	*****	***** *****	*****	*****
2	*****	***** *****	*****	*****

基本目標2 子育て世帯が社会から孤立せず、子どもたちが地域で育つ環境の整備を進めます

基本目標3 子どもの学び、育つ機会の保障及び質の高い教育保育を提供します

基本目標4 すべての子どもや若者の自立を応援、支援します

基本目標5 こどもの権利の保障とこどもと共につくるまちづくりの機会を充実します

第 5 章

事業計画

量の見込みと提供体制の確保
(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

I 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定にかかる考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに「教育保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

(2) 本計画における提供区域

提供区域は市内全域を基本とし、「地域子育て支援拠点事業」については中学校区とします。

提供区域	区分
市内全域	①教育保育 ②地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業 延長保育事業 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） 子育て短期支援事業（ショートステイ） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 一時預かり事業（幼稚園型） 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等） 病児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児） 妊婦に対する健康診査 子育て世帯訪問支援事業【新規】 児童育成支援拠点事業【新規】 親子関係形成支援事業【新規】
中学校区	②地域子ども・子育て支援事業 地域子育て支援拠点事業

2 計画期間における人口推計

計画の策定にあたって、教育保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である令和7年～令和11年の人口推計を行いました（各年4月1日）。0～2歳の推計人口は、年齢別にみると多寡はあるものの、小計ではほぼ横ばいとなっています。中学校区ごとの人口を以下の方法（コーホート変化率法）で算出し、積み上げた数値を市全域の人口推計としています。

- ① 令和2年4月1日～令和6年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から各年齢別に翌年の同集団（+1歳）の人口との増減率を求め、その平均値を算出
- ② 上記の増減率の平均値を、基準とする令和6年4月1日時点の年齢別人口に乘じ、令和7年～令和8年各年齢の推計者数を算出
- ③ 0歳児については、令和2年4月1日～令和6年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から女性子ども比の平均値を算出し、各年に適用

年齢	実績				推計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	852	923	848	858	824	813	807	802	796
1歳	952	935	991	937	956	913	902	895	888
2歳	1,113	1,007	985	1,028	997	1,017	969	957	949
小計	2,917	2,865	2,824	2,823	2,777	2,743	2,678	2,654	2,633
3歳	1,069	1,157	1,022	1,027	1,076	1,047	1,068	1,016	1,004
4歳	1,182	1,102	1,191	1,051	1,065	1,111	1,088	1,107	1,053
5歳	1,207	1,200	1,107	1,198	1,067	1,082	1,127	1,107	1,126
小計	3,458	3,459	3,320	3,276	3,208	3,240	3,283	3,230	3,183
6歳	1,258	1,217	1,223	1,125	1,223	1,091	1,105	1,151	1,134
7歳	1,304	1,257	1,223	1,226	1,137	1,234	1,102	1,117	1,161
8歳	1,294	1,301	1,261	1,215	1,236	1,145	1,244	1,110	1,125
9歳	1,357	1,291	1,310	1,270	1,231	1,253	1,160	1,260	1,124
10歳	1,385	1,362	1,301	1,312	1,285	1,246	1,269	1,174	1,275
11歳	1,327	1,394	1,370	1,303	1,325	1,302	1,262	1,286	1,190
小計	7,925	7,822	7,688	7,451	7,437	7,271	7,142	7,098	7,009
合計	14,300	14,146	13,832	13,550	13,422	13,254	13,103	12,982	12,825

各年4月1日時点（人）

3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方

(1) 各年度における量の見込みの算定方法

第2期計画策定時、人口の推移や令和5年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の回答をもとに国の示す手順を基本として算出した数値と実績値を比較し、適切な量の見込を算出しました。(詳細はそれぞれの項目に記載)。

なお、毎年度量の見込みを時点修正するなど、今後の人口増減や保育ニーズ等の実態に適切に対応します。

(2) 提供体制の確保方策の実施時期と内容

① 提供体制の確保方策の実施時期

教育保育の利用希望に対応する提供体制の確保については、国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象期間最終年度である令和11年度末までに対応することをめざし記載しています。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同計画期間中に提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

② 教育保育の提供体制の確保方策の内容

各年度の教育保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育保育施設・事業などをもって確保方策の内容としています。

【幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業・地域保育園】

市内に立地する各幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、地域保育園の利用定員を基本とする数値を記載しています。

令和7年度に民間保育施設を2施設(幼保連携型認定こども園及び認可保育所)を開設すること、令和10年度に市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を2施設開設予定であり、今後の保育ニーズ等を注視することとしています。

【企業主導型保育事業】

定員数のうち、事業実施者の従業員等が利用する「従業員枠」とは別に定員の50%以下で設定が可能な「地域枠」を提供体制として記載しています。

4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 教育保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

① 人口推計

コーホート変化率法により算出しています。(P.83参照)

② 利用希望率

2号認定・3号認定の利用希望率ともに、年々利用希望率が増加しており、今後とも保育ニーズが増加するものと想定しています。そのため、実績値の傾向を踏まえ、希望率を算出しています。

また、1号認定の利用希望率については、保育ニーズの増加に伴い、令和11年度まで割合の減少が続くものと想定しています。

③ 量の見込み

人口推計と利用希望率を掛け合わせ算出しています。

④ 確保方策

既存の施設定員数と増減を見込む施設の定員数の和のうち、量の見込みを受け入れるのに必要とされる数値を示しています。

⑤ 確保方策の考え方

保育所機能利用の児童について、3号認定児童は、全体として定員の不足は発生しない見込であることから、現行の確保方策を継続します。

2号認定児童は、定員が不足していますが、各施設が弾力的な運用により定員を超えた受け入れを行っていることなどから、定員の不足は解消され、待機児童(国基準)は0を継続する見込です。令和7年度に民間保育施設を2施設開設することから、今後の保育ニーズ等を注視することとし、現時点では新たな確保方策を講じないこととします。

また、令和10年度に開設予定の幼保連携型認定こども園については、令和7年度の待機児童数や保留児童数などを勘案し、定員設定を行います。

幼稚園機能利用の児童について、量の見込を大きく上回る提供体制となっていることから、必要に応じて1号認定定員の見直しに取組みます。

なお、令和9年度の間見直し時に、適切な確保方策のあり方について検討します。

(表の解説)

- ※1 各認定区分において示す利用希望率を毎年度の利用希望者数の割合の目標値とします
- ※2 企業主導型保育施設の確保方策最大値(地域枠)は各施設の定員の2分の1としています
- ※3 幼稚園機能を希望する2号認定とは、2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強いと想定される人をさします
- ※4 「幼稚園」では、市立幼稚園の確保方策を「幼稚園機能利用」欄に計上しています
- ※5 「認定こども園」では、市立及び民間認定こども園の確保方策を、「幼稚園機能利用」「保育所機能利用」欄に計上しています
- ※6 「確認を受けない幼稚園」では、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の確保方策数を、「幼稚園機能利用」欄に計上しています

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
(参考)令和6年度(2024年度)【実績】	人口推計(人)		3,276			3,276	858	1,965	2,828	6,099
	利用希望率		34.3%	13.9%	482%	44.7%	17.9%	51.2%	41.0%	43.0%
	実績申込者数(人)		1,125	454	1,579	1,463	154	1,007	1,161	2,624
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園	1331			1,272	185	780	965	2,237
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,383	260	1,031	1,291	2,674
実績に対する確保方策の不足(人)		0			80	0	0	0	—	

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和7年度（2025年度）【見込】	人口推計（人）		3,208			3,208	824	1,953	2,777	5,985
	利用希望率		32.2%	13.9%	46.1%	47.8%	18.0%	52.5%	42.2%	45.2%
	量見込み（人）		1,034	444	1,478	1,533	148	1,025	1,173	2,706
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
		量の見込みに対する確保方策の不足(人)	0			66	0	0	0	—

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和8年度（2026年度）【見込】	人口推計（人）		3,240			3,240	813	1,930	2,743	5,983
	利用希望率		30.1%	13.9%	44.0%	49.6%	18.9%	53.7%	43.4%	46.7%
	量見込み（人）		977	449	1,426	1,607	154	1,036	1,190	2,797
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
		量の見込みに対する確保方策の不足(人)		0			140	0	0	0

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和9年度（2027年度）【見込】	人口実績（人）		3,283			3,283	807	1,871	2,678	5,961
	利用希望率		28.1%	13.9%	41.9%	51.5%	20.1%	54.7%	44.2%	48.2%
	実績申込者（人）		921	455	1,376	1,691	162	1,023	1,185	2,876
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
量の見込みに対する確保方策の不足（人）		0			224	0	0	0	—	

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和10年度（2028年度）【見込】	人口推計（人）		3,230			3,230	802	1,852	2,654	5,884
	利用希望率		26.0%	13.9%	39.8%	53.3%	21.4%	55.5%	45.2%	49.7%
	量見込み（人）		839	447	1,286	1,722	172	1,028	1,200	2,922
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
		量の見込みに対する確保方策の不足（人）	0			255	0	0	0	—

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和11年度 (2029年度)【見込】	人口推計(人)		3,183			3,183	796	1,837	2,633	5,816
	利用希望率		23.9%	13.9%	37.8%	55.1%	23.0%	56.0%	46.0%	51.0%
	量見込み(人)		761	441	1,202	1,754	183	1,029	1,212	2,966
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
量の見込みに対する 確保方策の不足(人)		0			287	0	0	0	—	

※ 確保方策のうち「幼稚園・保育所・認定こども園」について、休園中の「東谷幼稚園」を含んでいます。

※ 今後、各施設の定員変更などの事情が生じた場合には、数値が変更となる可能性があります。

第 2 期子ども・若者未来計画策定に係る

学校を通じた WEB アンケート調査案（概要）

川西市こども政策課

（内容）

- ・主に、回答者自身の川西市への思いや求めることなどについて把握する。
- ・具体的な事業等に直接意見を反映するのではなく、計画策定の理念や目標の参考とする。
⇒ 未来会議において意見結果を報告し、議論の参考とする。

（対象）

- ・市内小学校 5 年生、市内中学校 2 年生、市内高校 2 年生

（期間）

- ・ 7 月～ 8 月上旬内で実施予定

（設問案） 5～6 問程度とする。

- 川西市は、計画の中で「(仮) こどもの幸せをこどもと共に実現するまちづくり」という考え方を大事にしたいと考えています。率直にどのようなイメージを持ちますか。
- あなたにとって、川西市は住みやすいですか。また、その理由を教えてください。
- あなたはおとなになってからも川西市に住み続けたいですか。
⇒（住み続けたい場合）その理由は何ですか。
⇒（住み続けたくない場合）20 年後、戻ってきたくなる川西市とは何ですか。
- あなたの思いをどのようにおとなに伝えていますか。
- あなたは、どうすれば川西市のこどもみんなが笑顔になると思いますか。

（以上）

川西市子ども・若者未来会議委員名簿

参考資料

任期: 令和5年12月7日～令和7年12月6日

区分	委員氏名 (敬称略)	所属団体 等	備考
学識経験者	ノウノ 農野 ヒロハル 寛治	常磐会短期大学学長	
	タマキ 玉木 タケヒロ 健弘	武庫川女子大学 准教授	
	クボタ 久保田 ケンイチロウ 健一郎	大阪国際大学短期大学部幼児保育科 学科長兼教授	
	オノ 小野 マヤ セレス タ 摩耶	同志社大学 社会学部 准教授	
事業従事者	モリトモ 森友 シン 新	川西市私立幼稚園連合会 新清和台こども園園長	
	ハマゾエ 濱添 ヨシオ 吉生	兵庫県保育協会川西支部園長会 認定こども園あおい宙川西園長	
	クラ ハラ 藏原 アキ 亜紀	NPO法人育ちあいサポートブーケ代表理事	
	タニベ 谷部 ナオヒコ 有彦	合同会社コスモ 代表社員 (けやキッズ運営)	
保護者・若者	ミズヤ 水家 ハルカ 遥	未就学の子どもの保護者	
	フジイ 藤井 タカシ 孝	小学生又は中学生の子どもの保護者	
	オカ 岡 リンタロウ 倫太郎	若者(16歳以上～39歳以下)	
市長が必要と認める者	マエカワ 前川 コウヘイ 講平	(一社) 川西市医師会 まえかわこどもクリニック院長	
	マルノ 丸野 シュンイチ 俊一	川西保護区保護司会 保護司	
	タカダ 高田 ヒロユキ 浩行	川西市社会福祉協議会 事務局長	
	キダ 喜田 カズヨ 和代	川西市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員	
	ヤマモト 山元 コウジ 浩司	兵庫県川西こども家庭センター所長	令和6年4月1日変更

12.令和6年度 川西市行政組織図

